

第百一回 参議院地方行政委員会會議録第十六号

昭和五十九年七月十二日(木曜日)
午前十時七分開会

委員の異動

六月二十一日

吉川 芳男君

補欠選任 源田 実君

六月二十二日

源田 実君

補欠選任 吉川 芳男君

六月二十七日

中野 明君

補欠選任 服部 信吾君

七月四日

服部 信吾君

補欠選任 中野 明君

七月五日

出口 廣光君

補欠選任 齋藤 十朗君

七月六日

齋藤 十朗君

補欠選任 出口 廣光君

七月九日

中野 明君

補欠選任 服部 信吾君

七月十一日

小山 一平君

補欠選任 寺田 熊雄君

服部 信吾君

中野 明君

出席者は左のとおり。

委員長 大河原太一郎君

理事 岩上 二郎君

眞鍋 賢二君

委員

志苦 裕君
三治 重信君

井上 孝君

加藤 武徳君

上條 勝久君

古賀 四郎君

出口 廣光君

松浦 功君

吉川 芳男君

佐藤 三吾君

寺田 熊雄君

中野 明君

原田 立君

神谷 信之助君

小澤 潔君

岡田 正勝君

田川 誠一君

三井 脩君

太田 壽郎君

金澤 昭雄君

鈴木 良一君

久本 禮一君

山田 英雄君

大林 勝臣君

高池 忠和君

説明員

法務省入国管理局登録課長

黒木 忠正君

厚生省業務局麻薬課長

山本 晴彦君

自治大臣官房審議官

木村 仁君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査(警察行政に関する件)

○風俗営業等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨十一日、小山一平君が委員を辞任され、その補欠として寺田熊雄君が選任されました。

○委員長(大河原太一郎君) 地方行政の改革に関する調査のうち、警察行政に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐藤三吾君 きょうは警察関係の一般調査ですから、その問題に絞って質問させていただきます。

まず、今問題になっております外国人登録法に基づく指紋捺捺の問題で、これは「ひとさし指の自由」ですか、ということで非常に全国的にも問題になっておりますが、同時にまた、これは韓国でもいろいろの団体が大きな動きを示しておるわけですから、この問題について、法務省、現状をまず御報告いただきたいと思ひます。

○説明員(黒木忠正君) 現在、我が国に在留しておる登録外国人、約八十二万人でございますけれども、この外国人の身分関係、居住関係を明らかにするために外国人登録制度が現在施行されております。

この外国人登録に当たりまして、外国人の身分関係が日本人に比べて不明であるということ、それからこの外国人登録制度が施行されました昭和二十年代には指紋制度が採用されていなかったために多くの不正事件が起こったということから、現行外国人登録法におきましては、十六歳以上の外国人で滞在期間が一年を超える外国人につきましては登録の際に左手人さし指の指紋を押すという制度になっております。

○佐藤三吾君 これは十六歳未満は除外と、一年未満は除外になっているわけですが、それ以上の方々というのはどのくらいいるんですか、八十二万の中です。

○説明員(黒木忠正君) 八十二万人のうち約五十七万人ぐらいが指紋捺捺の対象者になるかと思ひます。

○佐藤三吾君 これは、外国人の中ではどういう分類になりますか。

○説明員(黒木忠正君) 先ほど申し上げましたように、最近の統計ですと約八十二万人の外国人が登録しておりますが、この中で韓国または朝鮮の表示になります朝鮮半島出身者が約六十七万五千人で全体の約八三%、それから中国が六万四千余りで七・八%、米國が二万七千ぐらいで三・三%などという状況でございます。

○佐藤三吾君 その中で、永住というか、もう日本に一世、二世、三世という格好で永住しておる人と、例えば二つ分けて言いますが、一年以上という、永住じゃないけれども滞在しておるとか、こういう二つ分類になりますとどういふことになりますか。

○説明員(黒木忠正君) 先ほど、登録対象者約五

十七万人ぐらいいやないかと申し上げましたけれども、その五十七万人のうちの八〇%以上の人が永住しないしは永住に準ずる資格を持っている人たちではなからうかと思ひます。

○佐藤三吾君 この指紋押捺というのが、さつき、昭和二十年代に不正があつたと、ですから、押捺制度の改正に移つたんだというんですが、不正というのはどういう不正なんですか。

○説明員(黒木忠正君) 当時非常に多かったのは、昭和二十年代の登録数、約五十万から六十万ぐらいいつたわけですが、約その一割近い人たちの数に不正があつたわけでございます。

その中身と申しますのは、一人で二つ、三つという二重登録、俗に申します二重登録、これは幽霊登録とも言つてございすけれども、一人の人が幾つかの登録をするといったようなこと。それから、そういう二重登録、幽霊登録が出回つたということによりまして、その後不法入国して来たような人が、密入国したような人がその登録証明書を受けましてその人に成り済ますというふうな不正が当時非常に多かったわけでございます。

○佐藤三吾君 これは、密入国、二重登録というのが指紋押捺でびたりなくなった、そういうふうに見えていいんですか。

○説明員(黒木忠正君) おっしゃるとおりでございます。指紋制度を導入いたしましたので多くのそういう二重登録も発見いたしましたし、その後の推移を見まして、昭和二十年代ほどのそういう不正が非常に、何と申しますか、数が減つてきているというところで、私どもいたしましては、指紋制度が非常に効果があるというふうに理解しております。

○佐藤三吾君 これは外国ではどういう実態ですか。

○説明員(黒木忠正君) 私ども世界百数十カ国の国すべて調べたわけじゃないんですが、比較的法律制度の整つておると申しますか、というふうな国約五十カ国につきまして調査いたしております。

す。調査いたしました四十カ国でございますが、この中で指紋制度を我が国と同じように——具体的に細かいことを申しますいろいろな違いがございますけれども、大まかに申しまして、我が国と同じように外国人に指紋を押させている国が二十四カ国ございます。それから、我が国ほどではございませんが、やはり、まさかのときと申しますか、問題がある場合に指紋をとるといふ国が九カ国ございました。

○佐藤三吾君 ヨーロッパの例えばイギリス、フランス、西ドイツ、イタリア、こういうところはどうですか。

○説明員(黒木忠正君) 今お尋ねのヨーロッパの諸国は、先ほど申しました、いろいろ問題のある場合に指紋をとるといふ方のカテゴリーに入るようでございます。常時必ず外国人から指紋をとるといふ制度ではございません。

○佐藤三吾君 自治省、この問題で地方議会が意見書を採択したり、この廃止、改善を求めている要求が今非常に広がっておりますが、実態はどうですか。——法務省はわかりますか。

○説明員(黒木忠正君) 私どもに参つております地裁で議決しました意見書は四百六十余というふうな記憶しております。

○佐藤三吾君 自治省どうですか。

○説明員(木村仁君) お答えいたします。指紋押捺につきましての地方議会の議決につきましては、その詳細を承知いたしておりますが、そういう議決が行われているものと聞いております。

○佐藤三吾君 それでは、もう一遍自治省にお伺いしますが、これは機関委任事務で市町村が所管しておられるわけですね、この業務は。この市町村の中で、例えば指紋の原票の取り扱いが非常にずさんになっておる、そして警察関係との照合で閲覧や複写が提供されておる、こういうふうに聞きますが、どうなっておりますか。

○説明員(木村仁君) そのような事務の細かな実態につきましては、自治省は承知いたしております。

せん。

○佐藤三吾君 これは法務省、どういふルールになつておるんですか。こういう指紋の押捺に基づいて、それを見せられてくれということで、警察関係では犯罪捜査の関係ということで照合、複写ということがなつておるといふんですが、どういふことですか。

○説明員(黒木忠正君) 外国人登録の原票につきまして、二つ分けて御説明したいと思ひます。一つは、原票に記載されている登録事項、氏名、生年月日、住所とか職業とかというふうなものがある。この外国人登録記録につきましては、これは犯罪捜査の場合を含めまして、教育、福祉、いろいろな行政の局面におきましてこの登録記録を利用すること、これは、制度そのものの趣旨から見ると当然のことでございます。そういう登録記録に関する照会につきましては、法務省は、官庁関係からの照会につきましては、これはお答えするという原則で臨んでおります。

ただ、分けて申しますもう一つの方は指紋でございます。指紋につきましては、外国人登録法にこの指紋制度を導入いたしました際、いきさつ等もございまして、こういったものを一般の犯罪捜査には使わない、こういうことにいたしました。たとえ刑事訴訟法などに基きまして照会がございしても、一般犯罪捜査の場合につきましては、これについてはお答えしないという取り扱いをするように各自治体の方に指導しておる、こういうことでございます。

○佐藤三吾君 ところが、使われておるんですね。これは六月十六日の新聞、こういうふうな「警察要請に複写渡す」、「外国人登録の押捺指紋」、こういうのが次々に出ておるわけですね。(資料を手渡す) 三十三県ほど調査しておるうち、二十一都道府県でそういう実態が出ておるわけですね。私の出身の大分県も四市がそういうことをやっていると、この大変問題になつておるん

ですけれども、これはどういふことですか。

○説明員(黒木忠正君) 先ほど申し上げましたように、指紋につきましては原則としてお答えしないということになっておりましたが、各市町村に對します指導におきまして、登録原票の写しを、先ほど申しましたように、関係機関にお渡しする場合がある、それについてはお答えするということになつておるわけですが、その際に、原票に押されております指紋の部分につきましては、これをあらかじめ、電子コピーにとりまして紙で押さえて、指紋の部分が見えないようにすると、それから後でマジックインキなどで塗りつぶして指紋が他の機関に渡らないよう注意をするような指導をしております。

○佐藤三吾君 その法務省の政令規則は読みました。そうなつております。それは知つております。ところが、現実は今そういうことが行われておる。これは警察庁どうですか。

○政府委員(山田英雄君) 警察といたしましては、捜査活動とあるいは各般の警察活動を行つていく上におきましても外国人の身分を特定する必要が生ずることが多いわけでございますが、そういう場合には、犯罪捜査上は刑事訴訟法の規定に基づいて所要の公務所に必要な事項を照会する、外国人登録の関係を市町村当局に照会すること、をやっておるわけでございます。行政上の目的からは、個別の法令に規定のある場合にはその法令に基づいて必要な照会をするということになるわけでございます。

ただいまの指紋の点につきましては、過去に密入国者を、指紋照会を行うことによつて検挙したというところもございまして、そういう密入国者あるいは外国人登録証明書の不正入手事案、そういうものにつきましては、犯罪捜査上必要な照会として、登録事項のほかに指紋を照会するということは現実にあるわけでございます。

○佐藤三吾君 自治省はどういふ指導をやっていきますか。

○説明員(木村仁君) この件につきましては、自治省として指導をいたしたことはございません。法務大臣関係の機関委任事務でございますから、法務大臣において適切な指導を行っておられるものと考えております。

○佐藤三吾君 法務省はどういう指導をやっていますか、それなら逆に聞きますが。

○説明員(黒木忠正君) 先ほど申し上げましたように、指紋につきましては一般犯罪捜査の照会にはお答えしない。先ほど警備局長の方からお話しありましたように、外国人登録法違反にかかわる問題ないしは入管法違反にかかわる問題につきましては、指紋というものが照会に当たる場合がございいますけれども、一般犯罪については指紋照会には応じないと、こういう指導をしておるわけでございます。

○佐藤三吾君 しかし、現実には大分の事例を見ると、四市の実態の中では、常時警察が来て、そして複写を見せてくれと、またくれというところが日常茶飯時のように行われておる。県警本部長の談話の中では、今登録課長が言ったような「法務省の見解を順守しなくてはならない。調査結果が事実とすれば問題だ。県警としても調査したい。」、こういうことを言っておられますが、しかしこれが自治省の調査では、二十一個道府県で平常ふだんに行われておるという事実が間違いないわけですね。こういうことが、機関委任事務だからこれは法務省の指導で、自治省は一切指導はやってない、これじゃちょっと自治省も——現実に機関委任事務を受けて委任事務として業務をやっておるの自治体ですよ、法務省じゃない。これはそんな答弁で済まされるものじゃないですよ。どうなんですか。

○説明員(木村仁君) 機関委任事務につきましては、それぞれの所轄の大臣が指導監督をいたすことになっております。自治省としては、団体の経理等の事務につきまして指導をいたすことはございいますけれども、機関委任事務の執行の仕方につきましては所管大臣の指揮監督に従うべきもので

ある。自治省がそれに対していろんな指導をいたしますとむしろ現場に混乱を起こすということでございいますので、法務省の指導に従っていただきますものと考えております。

○佐藤三吾君 これは警察は調査をしましたか。

○政府委員(山田英雄君) 先ほど御答弁申し上げましたように、必要な場合において警察は捜査照会なり公務所照会をしておるわけでございまして、みだりに照会しておることはないわけでございいます。

○佐藤三吾君 これは責任の所在が、大臣、自治省はそういうことだし、機関委任事務については法務省がやるべきだと。法務省は法律上、政令運営事項を見ると、ちゃんとそういうことで来ている。指紋事項については、刑事訴訟法の観点から要求されても見せてはならないということ、それは知っています。しかし、現実の実態は、自治省が扱っているところではそれが何ら守られてない、こういう現実であることは間違いないのです。が、国家公安委員長でもある自治大臣のこの問題に対する処理です、どういふお考えなのか聞きたいと思ひます。

○国務大臣(田川誠一君) この問題は、委任をしております法務省の指導によりまして行っているものでございいますから、法務省の見解が正しく実施をされるようにしていかねばならないと思ひます。具体的な御指示については今お聞きしたばかりでございまして、具体的ににはよくわかりませんが、恐らく新聞に——まだ全部読んでおりませんが、新聞に出てくることは、例外的に密入国事犯とか外国人登録証明の不入手の問題にかかわることではないかと思ひます。しかし、いずれにいたしましても委任をしている法務省の見解が正しく行われていかなければならぬといふ、このように思っております。

○佐藤三吾君 そうすれば、この問題について警察庁、法務省、今大臣の意向なんだけれども、きちっと法律に基づいて厳格に管理されるという意味で、さらに指導を徹底すると、こういうふう

に、警察庁の方もそうですが、受けとめてよろしくございいますか。

○説明員(黒木忠正君) 私どもこれまでの指導をさらに現場に徹底いたしまして、登録制度、指紋制度が正確に維持されるように努めてまいりたいと思ひます。

○政府委員(山田英雄君) 警察が行います捜査上の公務所への照会、警察目的達成上必要な公務所への照会というのは、法令の根拠に基づいて厳格に今運用するべきことは申すまでもないと思ひます。今後ともそういう姿勢でまいりたいと思ひます。

○佐藤三吾君 ところで、大臣、さっきのあなたの答弁ではやっぱり問題があると思うんですよ。これを実際やっておりますのは自治体なんだから、あなたはその所管大臣ですよ。法務省は指導徹底の十分さもあると思うんですけれども、現実には現場ではそれがルーズにやられておることは間違いない。だからこういう問題が起きている。これはやっぱりひとつ大臣としても法務大臣とも相談をして、また自治省としてもこれにきちんと対応して、いやしくも人権にかかわる問題ですから、これらがひとつ適正に実行されるようにきちんとするといふことについてはいかがですか。

○国務大臣(田川誠一君) 行き過ぎがないように指導してまいりたいと思ひます。

○佐藤三吾君 そこで、これは今いわゆるその法が守られてないという実態なんですけれども、大臣、あなたの地元の横浜地裁で六月の十四日ですか、押捺を拒否したといふことで、在日アメリカ人の大学講師キャスリンさんで、これが有罪判決を受けましたね。また、茅ヶ崎の在日朝鮮人の三世の方が、何というんですか、パク・マウイさん、この方がやはり押捺を拒否したといふことで、ことしの夏に韓国である母国の研修会に旅券がおりないと、こういう事態が今起こっておりますね。そのために、この問題はおたくの神奈川県では大変な問題になって、先般三十七の市町村長が集まって、満場一致でもってこの指紋押捺の義

務を廃止するかまたは改善してもらいたい、そして登録証明書の常時携帯義務の廃止または改善を決議をして、自治、法務、内閣ですか、それぞれ要請をしておる、こういうことをお聞きしておるんですが、これは私がさっき法務省から調べた内容をお聞きになったとおりだと思ひますが、圧倒的多数、八十数というものは永住しておる方です。そして、このパク・マウイさんの場合は三世なんですね。御両親はやはり日本で、三重県で生まれておるわけですね。だから、もう日本に七、八十年住まなさっておる、そういう方だから、もちろん幼稚園から小学校から大学までずっと日本で努められて、友達、同級生が全部近所にあつて、所在というのは非常に明確なんですね。ところが、十六歳になってさっき言った基準にひっかかって、十六歳まではいいんだけど、十六歳になると指紋押捺を求められるわけですね、この登録法に基づいて。そこで抵抗をして拒否したというのが今度の事件ですね。

こういう実態等を考えてみますと、大臣、仮にあなたでもそうでしょう、私もそうですが、もうお父さんも日本で生まれ育って、ずっと日本に住んでいて、友達、同級生おる中で、今NHKのドラマじゃないけれども、「山河燃ゆ」というのがございいますが、日本に永住してきて、そして初めて押捺せよと言え、これはだれだっていやな感じを持ちましようし、そして、やっぱり差別というか、そういうもう感じを持つのは、これは自然だと思ひます。

ヨーロッパなどでは、さっきお話しのように、問題が起ったときにのみするという姿勢に変わってきておる、こういうことから考えますと、少なくともこの永住しておる方々については、私はやっぱりこの際改善を加えるべきときに来ておるんじゃないかと、そう思ひます。外務大臣は、韓国の全斗煥大統領の来日を控えてでも、うちの外交・総合安保委員会の中では、この制度を変えましないと、こう言っていました、しかし、率直に言つて、大臣あなた自身、自分の選挙区の

問題というんじやなくて、これだけの経緯を見ると、やっぱりこの制度そのものに人権を含めて無理があるんじゃないか、そう私は考えるのが至当じゃないかと思うんですが、あなたの御見解いかがですか。

○國務大臣(田川誠一君) 選挙区じゃないんですから、ちよっとお断りしておきます。

実際に第一線事務を執行しておる市町村自治体では、この事務を円滑に執行したいということでございますから、トラブルが起きますと、何とかこういう制度をひとつ再検討したいという気持ちにはよくわかると思います。この外国人登録制度のあり方につきましては、実際に所管をしております法務省でひとつ十分検討をさせていただかなければならない問題ではないかというふうに私は申し上げる以外にちよっとお答えのしようがございませんが、実際の管轄は法務省でやっておりますので……。

ただ、何回も申し上げますように、また、今佐藤さん御指摘がありましたように、円滑な事務を執行したいという一念で市町村の方々がおっしゃっている、このように思っておりますので、そういうことを踏まえながら、法務省にもひとつお考えをいただきたいというのが私の気持ちでございます。

○佐藤三吾君 あなたは非常に庶民派の大臣ということで私は期待しておったけれども、がっかりしました、正直言つて。

私がなぜさつきから三世とか強調したかといいますと、今、役場や市役所における受付で事務を日常扱っておる連中の皆同級生が来るわけですよ、小学校とか高校とかの同級生が。そしてその皆さんが訴えるわけでしょう。それは法務省が言うように、二十年前に二重写しやったり密入国に利用されたとか、こう言っています、そんなおそれは全然ない人たちですよ、逆に言えば、それを受ける自治体の職員も、そして今ここで訴えられる、どう思うかと聞かれれば、皆やっぱりの法はおかしいという疑問を持っておるわけでしょう。

う。約五百近い市長を含めて町村長がこういう意見書を出すというの、これはやっぱりそれが身近にびしっとくるからそう思うんでしょう。ところが、残念ながら、これは機関委任事務というところで所管省が法務省になっているものだから、法務省はそれがびんとこないんだ。なぜかと言うと、そこに現実というふうな対応をしていない。一番切実にこの問題で困っているのは私は自治体だと思ふんですよ、正直言つて。おまえ指紋を押さなきゃおれと同級生なのわからぬかと言われれば、わかりますよ、みんな。そういう自治体が一番今の問題で悩んでおるわけですよ。しかもどんな広がつておる。人道上の問題でしょう。こういうことで、所管の大臣としてそんな答弁はないんじゃないですか。もつとやっぱりの血の通った、敏感に受けとめる大臣でなきゃならぬんじゃないですか。どうですか。

○國務大臣(田川誠一君) 先ほども申し上げたとおりでございます、市町村におけるこの事務が円滑な執行ができるように、私としては各地方自治体の意見、要望を十分に踏まえて、所管省である法務省に十分検討をさせていただきたい、こういう考えでございます。

○佐藤三吾君 ぜひひとつ、これは法務省の問題というようになく、自治体が今これで率直に言つて悩んでおるわけですから、そして大変な問題に発展しそうな情勢ですから、外務大臣とか法務大臣というのは直接はね返っていないです、ああいう感覚は普通だと思ふんですが、そこら辺は自治大臣としてもう少し調査をして、事態をやっぱり国政に反映させていく、矛盾を正していく、こういったひとつ努力をお願いしたいと思います。

次に移ります。法務省結構です。まず警察庁にお聞きしたいんですが、今、西のグリコ、東の金塊強盗、これは大臣も何か新聞のコラムによると、ちよこつとそういう問題で大変気になさつておるということが出ておるんですが、これは一体今どういう状況になっているんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) まず西のグリコの方から御説明をいたしますが、この事件は御承知のとおりですが、三月十八日に発生をいたしました、当初グリコの社長が誘拐されました身代金を要求される、こういうことから始まりまして。その後、会社等に対しまして一連の放火事件が相次いで発生をいたしました、その後も会社等に対しましていろいろ脅迫、大量の金額といいますが、お金の要求が参りまして、非常に社会を騒がせておる事件でございます。

警察といましては、現在まず物の捜査と人の捜査と、両面の捜査ということで現在も大量の捜査員を投入をいたしまして鋭意捜査中でございます。ただ、時間が非常にかかっておるわけですが、これはタイプライターの捜査というのをやっておりますが、その捜査一つをとってみても、関西地方で売られております同じ種類のタイプライターだけをとってみても六千台ということ、これを一つ一つしらみつぶしにたぶしていくというふうな捜査もやっております。そういうことで、人の面、物の面、いずれも非常に大量の捜査の量があるということで現在時間がかかっておりますが、鋭意捜査をやりまして、できるだけ早く解決をしたいというふうに考えております。

それから東の方の金塊強盗事件でございますが、これは四月の十九日に白昼の銀座で発生をいたしました金塊強盗事件でございます。これもいろいろ情報その他もありますし、真昼の事件でございますから、目撃者等のいろいろな協力も得まして、これも現在懸命に捜査をやっておりますわけですが、現在のところ、まだこれはという線にはぶつかっていない。両方ともに捜査中でございます。

○佐藤三吾君 グリコの犯人が、おまえら捜査のプロじゃないか、税金泥棒じゃないかと、こう挑戦しておるわけですね。本来、誘拐事件というのは人質が解放されたときには大体それで終わるものです、普通は。ところがグリコの場合に

は、解放されてから逆にどんどんどんどん問題が發展してくる。そうして、グリコの下請企業などの側面が出るというふうな社会的な問題まで起つてきておる。金塊事件にしても、何か長崎の壱岐での一億円強盗事件と関連があるんじゃないかということを中心と新聞で見ましたが、これは余りにも、ちよつと現在捜査中ということだけでは済まされない問題になってきているのではないかと。何か刑事警察体制の中に問題があるんじゃないか、私は今そこまできておるのが世論だと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(金澤昭雄君) ただいまお話にありましたように、今回のグリコ事件は人質が解放された後事件が大きく進展をする、こういうことで、従来までの身代金目的誘拐事件、戦後百三十件近くございまして、これまでには新しいタイプの事件というふうに認識をしております。それと、マスコミを利用して、いろいろと、何といひますか、幅広く脅迫の効果を徹底させる、こういった方法もとっておりますし、したがって今までの新しい型の犯罪というふうな受けとめて、私どもの方もそれに対応する捜査体制をとって、私どもの方でやっておりますが、特に刑事体制に問題があつてなかなか検挙ができないということではなしに、先ほども言いましたように、膨大な捜査の量があるということで、それを着実に一つ一つつぶしていくのにはやはりそれ相應に時間がかかる、こういうふうな考えでやっております。その点ひとつ御理解を賜りたいと思ひます。

○佐藤三吾君 人質が捕まっていれば、なかなか捜査も慎重にやらなきゃならぬし、やりたいこともやれぬでしょう。しかし、人質はもう解放されたわけですから、思ふ存分にできるはずなんです。それができないというのは、私はやっぱりの警察機構そのものに問題があるのじゃないかというふうな疑問を持たざるを得ない。そこで、ちよつとお聞きしますが、警察職員が今二十五万三千六百ですか、その中で警察官とい

うのは一体どの程度で、そのうち刑事警察は一体どの程度の比率になっておるのか。

それから、ついでに警備公安、保安、交通、外勤、こういう分布がわかれば、ちょっとお示し願いたいと思うんです。

○政府委員(太田壽郎君) 全国の都道府県警察の警察官は約二十一万でございます。

その中で刑事部門は約一五%、それから外勤部門が約四〇%、交通部門約一五%、警備部門約一〇%、保安防犯部門約五%ということになっております。

ただ、これは一応の基準でございまして、警察署長等の弾力的な定員運用についての考え方ということで一応今の基準はございすけれども、実態的に、例えば大きな事件があるというようなことになりましていろいろな係から所要の警察官をかき集めて特別な体制をとるというのが第一線の実情でございまして。

したがって、今申し上げましたことは本当の、何というか、めどというものにすぎないということでございますが、一応そういう状況になっております。

○佐藤三吾君 今、分布を見ますと、確かに交通が一五%というのはわからないではない。一応の基準ですから、一たん事件になれば集中するというお話ですが、どうも私は、最近の警察の構成を見ると、刑事部門が弱体化して、そして警備公安の方に重きがなされておるんじゃないかという感じがしてならぬのです。

例えば警察庁長官の人事を見ても、ほとんど今、警備公安の出身ですね、歴代。刑事局長から、刑事畑の長官というのは新井さんぐらいでしょう、十五、六年前の。あとはないでしょう。こういう流れというのが、例えば予算やそれから人員や、それから何と云うんですか、装備、そういったものに全部反映しておるんじゃないか。こういうところに今日の刑事警察体制というものが弱体化して犯人から嘲笑されておるという実態が生まれているんじゃないか。そういうような気が

してならぬのですけれども、これはどうですか。いろんなところにもそういうのがちらちら出ておるんですが、刑事局長としてどういふふうに考えていますか。

○政府委員(金澤昭雄君) 現在の刑事警察の状況が弱体化しているんじゃないかという御質問ですが、まず全般的な刑事警察の状況について一言述べさせていただきますが、現在の刑事警察の状況からいいますと、去年、昭和五十八年度で百五十三万件という刑法犯の認知の状況でございまして。これは戦後三番目の数字ということで、最近、刑法犯の発生が窃盗を中心として非常にふえておるというのが一方の状況にございまして。また、内容的にもコンピュータ利用の問題であるとか金融機関の強盗の問題であるとか脅迫事件の問題であるとか、いろいろと内容的にも難しい事件が発生をしております。刑事警察を取り巻いております情勢は非常に厳しいというのが一方の情勢でございまして。

それに対して検挙の状況を見てまいりますと、これは単純に検挙率ということだけで見てまいりまして、去年は六〇・三%ということで、これは十八年ぶりに六〇%の台を越えた、十八年ぶりでございまして。したがって、非常に犯罪情勢悪いんですけれども、刑事警察としては精いっぱい頑張つて、十八年ぶりの六〇%ということにも示されておりますように、精いっぱい頑張つておる。

グリーコ事件は、先ほど申し上げておりますように、なかなか捜査難航しております。難航しておりますけれども、そういうことで刑事警察が弱体化しておるというふうには、ひとつ、ぜひその点については御理解をいただきたいと思っております。

○佐藤三吾君 それでは、ちょっと官房長お聞きしますが、管区局長や県本部長ですか、この刑事、警備公安との振り分けはどうなつてますか。

○政府委員(太田壽郎君) 特に今手元に資料もございませぬけれども、警察官の場合いろんな部門を経験するということは一つの特徴になっておりまして、何も警備公安とかあるいは刑事とか、そういうことがはっきり色分けがされるという性格のものではないでございまして、そういう面も含めまして御理解をいただければと思います。

○佐藤三吾君 いや、その出身はどうなつてますか、出身別は。

○政府委員(太田壽郎君) 今申し上げましたように、特に出身別という色分けが実はできないんでございまして、刑事もやれば警備もやるというふうなことで、いろんな部門を経験しながら警察本部長なり管区警察局長という総合的な警察運営の責任者としてふさわしい経験を積んでいくという形で人事を運用しておりますので、今先生が御指摘のような形の色分けということとはちょっとできにくいわけでございます。

○佐藤三吾君 しかし、国民の側から見ると、例えば映画のドラマでもテレビでもそうですが、やっぱり刑事警察というのが警察という印象を持っておりますわけね、逆に言えば。そして、このドラマでは必ず最後は犯人を捕まえますね、一時間ぐらいいで。ところが、なかなかグリーコも金塊も一時間ぐらいいで――まあ人質が捕まっておったときは、率直に言つて皆さん警察はやりづらいだろうと、そういう点がありますよ。しかし、人質も解放されて、なおかつ挑戦されながらも――挑戦するということとは足跡を残すわけだから、そう考えてみると、どう思つても、やっぱり刑事警察体制というのが非常に弱まつてきておるんじゃないかというふうな気が起くるのは、私はこれは自然だと思ふんですよ。あなたはそういうことじゃないと言ふけれども、それならひとつ早急にこの問題を決着をつけてほしいんですよ。そういう意味で、大臣どうですか。国家公安委員長としてのあなたの感想を聞いておきたいんですが。

○国務大臣(田川誠一君) 警察としては、警備あるいは刑事、どっちに重点だということとはございませぬで、それぞれの仕事を同じように重要視していかなければならない。また、そうなつて

いるというふうな思つております。特に最近犯罪の傾向が非常に変わつてまいりましたし、機械化もされ、コンピュータ犯罪やクレジットカード犯罪などが随分多くなつてきましたから、こういうような犯罪に対応するためには、刑事警察というのは特別に、何といひますか、考えていかなければならない、こういう高い水準が求められておるわけでございまして、御懸念のような、刑事警察が弱体化しているとか軽視されているとかというようなことは毛頭ないと私は信じております。やはり警察の大きな任務として、凶悪犯罪、そういうようなものはもう徹底して早く解決していかなきゃならぬ、このように思つております。

諸外国に比べますと検挙率もいんですよ。これはもう一番いいと、私は誇りを持っております。でございます。残念ながら、御指摘のような事件についてはまだまだ未解決でございまして、本当に私も針のむしろに座されたような気持ちでおりますが、ひとつ、もう少し時間をかけていただきたい。着実に捜査を進めておりますし、私もそう遠くない時期にこの問題は解決できるという自信を持っております。

○佐藤三吾君 ひとつ着実にして早急な解決を期待しております。

それで、ついでで悪いんですが、もう一つお聞きしたいんですが、きょうの新聞に出ておりましたが、「ロス市警が協力要請」というのが出ていますね。これは今、国内ではどの程度までいっておるのか、どういふふうになっておるのか、これもついでにちょっとお聞きしたい。

○政府委員(金澤昭雄君) つい先日、アメリカのICPOの方から、三浦一美さんの事件に関します関係の資料、日本警察が収集をしております関係の資料について送付してほしい、こういう正式の要請が参りました。現在、これはICPOLとで参つておりますが、法務省の方にもいろいろと協議をしまして、警視庁の方でその内容を取りまとめアメリカの方との連絡をとっていき

というふうに考えております。

このロサンゼルス疑惑と言われますのは、例の三浦一美さんの事件の問題、それから白石千鶴子さんに關しますケースと、いろいろあるわけでございますが、現在までのところ、警視庁を中心といたしまして、国内においてもできる限りの資料の収集をやっております。何といひますか、もうほとんど国内では大体やり尽くしたという程度に現在やっておりますので、その資料を取りまとめこれからアメリカと連絡をとりたい、こういうふうに考えております。

○佐藤三吾君 これは外国で起こった事件である、ロスがかんでいますから、ロス市警の関連でなかなかやりづらい点があると思いますが、連日、テレビで出てうんざりする部分もございすわね。一方はロンドン郊外でのもんぱりしておるし、こちらにも、ひとつやっぱり早く決着をつけることが大事じゃないかと思ひます。

そこで、だんだん本題に入ってくるんですが、今度は警察自体の問題なんです。

最近の警察官の不祥事が目に余るというのを通り越すというぐらゐな状態があるんじゃないかと思ひます。例えば今グリコ事件が起りましたけれども、グリコ事件でやっぱり近畿警察管区では相当緊張した状態であるというのが常識的に考えられますね。そこへ兵庫の警察官が堂々と大阪で銀行強盗やる、こういうちよつと常識では考えられぬことが起こってくる。私も今度は質問を控えて洗つてみますと、ことしだけでもわずか六カ月の間に十三、四件ぐらゐ挙がっておるんですが、おたくの方で調べておれば、警察官自身の不祥事というか、この異別、事件別の状況をひとつ報告いただきたいと思ひます。

○政府委員(太田壽郎君) ちよつと異別、事件別の資料は手元にございせんので恐縮でございすけれども、昭和五十三年の一月に警視庁の警察官が女子大生を殺害するという非常にショッキングな事件があつたわけでございますけれども、それ以後の状況について若干申し上げてみたいと思ひ

います、五十三年の七月に京都府での西陣署の

巡査部長、これがサラ金からの借金の返済に窮しまして郵便局に押し入つて強盗しようとしたわけでございますが、未遂に終わった。それから、五十五年の九月でございすけれども、神奈川県警の鎌倉署の巡査部長でございす、妻の経営するスナックの中で銃を発射いたしました。従業員を負傷させた。それから、五十六年の四月でございす、福井県の福井南警察署の巡査でございす、これは監視勤務中に勾留被告人に懇願されまして逃走をさせた。さらに、五十六年の九月でございすけれども、これは発覚した時点でございす、下関水上警察署の巡査部長外二名が密輸事件の証拠品として押収いたしました覚せい剤を窃取した。さらに、五十七年の五月でございす、神奈川県の巡査でございす、サラ金からの借金の返済に窮しまして銀行に押し入りましたけれども未遂に終わった。それから、五十七年の十一月でございす、大阪府の曾根崎警察署の巡査長外六名でございす、これは賭博遊技機の取り締まりに關連いたしまして業者からわいろを受受した。五十八年の一月でございす、警視庁の保安課の巡査、これはサラ金からの借金の返済に窮しましてサラ金に押し入つて現金を取つた。それから、五十八年の二月でございす、これは発覚時点でございす、兵庫県の尼崎中央署の警部補外十名でございす、賭博遊技機の取り締まりに關連いたしまして業者からわいろを受受した。さらに供述調書に偽署名、押印を不正行使した。五十八年の九月でございす、大阪府の淀川署の巡査部長、親しい間柄でありましたスナックの従業員を殺した。それから、五十九年の三月でございす、兵庫県の自動車警察隊の警部補でございす、サラ金からの借金の返済に窮しまして、銀行に押し入りました現金を強奪した。五十九年の四月でございす、同じく兵庫県の川西署の巡査長、勤務中に、サラ金からの借金の返済に窮しまして、銀行に押し入つて現金を強奪した。それから、五十九年の五月でござい

います、これは発覚時点でございすけれども、秋田県の警察本部の運転免許課の事務吏員で

ございす、警察職員、県庁職員を含みます四十三名に対して不正な運転免許証を取得させたというふうなところが主な不祥事でございす。

○佐藤三吾君 今、五十三年からの主な事件ですが、今年に入つてわずか六カ月の間に十三件ほど起つていますね、不祥事件が。今あなたが申ししたのは三つありますが、そのほかに、二月に三重県警の警視が公私混同で、奥さんが経営しておるレンタカーの事務補助を警察職員を使ってやつたという事例が出ていますね。それから、三月に静岡県警の外勤巡査が女子中学生の破産船事件という、これは依頼退職でやめていますね。それから、今あなたが報告した三つ以外に、五月に今度は千葉県警で、ひき逃げで外勤巡査が相手を殺してしまつた。それから、七月には岐阜県警が、これは警察の次長で、遊技組合から五十万もらつたといふこと、これまたある。それから、兵庫県の竜野警察署長のかけまじり事件、警察署長公舎で、これが出ておる。それから、同じ六月には岐阜県警の詐欺犯と悪い交際といふことで二名警察官が解職して、三名が訓戒処分を受けている。それから、同じ六月に茨城県警の水戸署長が取手署長時代の豪遊といふんです、この問題が出て、これは処分の状況まだ聞いてないんです。そして今度はまた兵庫県警へ戻つて、巡査部長が知り合ひのスナックの約束手形の問題で論旨免職になってますね。そして、一昨日は愛媛県警の巡査部長が上司を包丁で刺したという事件が起つた。

こう次々に起つてくると、これもやっぱり何か単なる事件といふことだけじゃなくて、警察の体質に根差したものがあつたんじゃないかと思ひます。ましていわんや、グリコ事件で非常警戒張つておる中で銀行強盗やるといふ感覚、これも異常ですね。こういった問題について一体どう認識をしておるのか。そして、この問題についてどういう対応をしようとしておるのか。これ

かがですか。

○政府委員(太田壽郎君) ただいまお話しのように、非常に重大な各種の事件を抱えているさなかに、そういう不祥事を起こすというふうな者が出てまいつておるといふことは非常に遺憾に思つておるところでございす。

警察庁といたしましては、昨年、関西方面での不祥事案の発生後、特命監察等も行ひまして、警察職員の規律の振興といふことを改めて通達を發して、各種の会議等でその徹底を図るというところで努力をしております。最中でございす。各府県警察本部におきましてもこれを受けまして、幹部がそれぞれの立場で懸命に努力をいたして、こういうことでございすけれども、ただいま御指摘のような不祥事案がなお発生しているといふことは、いまだその施策が未端まで必ずしも十分徹底してないかたといふことで、非常に残念に思つておるところでございす。

私もどなたもいたしましては、今後とも一層信實必罰といふものを徹底いたしまして、厳正な規律のもとに職務を遂行する。さらに、職員が安心して職務に精励できるように、各種の不安とかあるいは悩みのようなものを持つた職員が気軽に相談できるような各種の態勢づくり。さらに、基本でございすけれども、警察の責務、使命といふものを一人一人にさらに徹底を図つて、国民の警察に対する信頼にこたえてまいりたいといふふうに考えておるところでございす。

○佐藤三吾君 特命監察とか通達とか、いろいろやられておると思ひますが、しかし、なおこの事態が起つておるといふ現実、やっぱり私は否定できないと思ひます。

そこで、これらに關連しまして、懲戒処分の実態はどうなんですか。どういふような処置をとっておるのか。これ年別わかれば、あわせて御報告いただきたいと思います。

○政府委員(太田壽郎君) 懲戒処分の関係でございす、昭和五十三年からの警察職員に対しまして懲戒処分、これ監督責任を含めた数字を申し上げ

げますと、五十三年が二百七十二人、五十四年が百六十九人、五十五年が百八十八人、五十六年が百七十四人、五十七年が百六十八人、五十八年が百八十八人という数字になっております。

○佐藤三吾君 その中で免職者はどうなんでしょうか。

○政府委員(太田壽郎君) 五十三年から通して申し上げますと、二十六人、二十人、十八人、二十人、十七人、十五人ということになっております。

○佐藤三吾君 このほかに、さつき私が言ったように、懲戒処分にはならないけれども、例えば希望退職の形で責任をとってやめさしたり、いろいろな事例もあるようですから、そこら辺はどうなんでしょうか。いわゆる諭旨免職を含めて、どういう実態があるんでしょうか。

○政府委員(太田壽郎君) いわゆる諭旨免職につきましては、私どもの方に報告がございましたものにつきまして見てみますと、毎年おおむね五十人程度ということでございます。

○佐藤三吾君 諭旨免職を含めて、内容は、これは余り表に出てこないからわからないんですが、大体どういふケースが多いんですか、五十名というの。

○政府委員(太田壽郎君) これはいろいろなケースがあると思いますが、警察官としてふさわしくない行為、それを引責辞職という形で責任をとってもらうということでございますので、その中ではかなり程度のひどいものということがあるかと思ひます。

○佐藤三吾君 懲戒免職、諭旨免職をした者の取り扱いの中で、警察の場合には他の職のあつせんもするというふうに聞いておるんですが、そういう実態ですか。

○政府委員(太田壽郎君) 懲戒免職あるいは諭旨免職をした者についての警察をやめてから社会でどうやって生きていくか、これについては、やはり正しい道を進んでもらわなければいけないということでございますので、それにふさわしいよう

な、そういう状況があるということを相手方にも十分話しまして、適当な職があればそれをあつせんをして、それで警察をやめてから後、またそういうような問題を起すというようなことのないように、できるだけ配慮しているという状況でございます。

○佐藤三吾君 それが主にあつせん先というのは、例えば警察が許認可を持つておる遊技機何とか組合とか警備業界とか、こういうところが中心になっておるわけですか。

○政府委員(太田壽郎君) これはケースによつていろいろあるかと思ひますけれども、今申し上げましたような実情がございまして、警察の監督を受ける対象になつてゐる業種というものは、できるだけ避けるという方向で配慮しているだらうと思ひますが、これはケース・バイ・ケースの問題でございまして、必ずしも実態をはつきり掌握はいたしておりません。

○佐藤三吾君 懲戒処分の中で、諭旨免職はなかなか内部いろいろあるということですが、私がこの事件を調べてみると、ほとんどその事件を起した理由が、例えば兵庫に集中的に多いのは住宅ローン、これが過大、サラ金とかギャンブルとか女性関係、こういうものが圧倒的に多いんですが、これはどういふところに問題点があるのか。

○政府委員(太田壽郎君) 今御指摘のように、サラ金等が重大な不祥事案を誘発する、引き起こす原因になつてゐるというケースが非常に多いわけでございますけれども、私どもの方といたしましては、サラ金の対応という問題につきましても、個人のプライバシーの問題はあるわけでございますけれども、非常に重大な不祥事案に直接結びつく可能性が非常に高いということで、ある程度プライバシーに触れるというようにすることも含めまして、実態をよく把握をする。それで、サラ金

で追い込まれるという前に組織としていろいろ相談をして、そういう悲劇的なことにならないように手を打つてきてゐるところでございます。

それから、サラ金等に走る原因になつてゐる問題といたしまして、やはり収入に見合ったような生活設計といひますか、持ち家なんかが大分そういう破綻のもとになつてゐるケースも多いわけでございますけれども、やはり収入に見合った長期的な計画的な家を持つというところでやつていかないと、そういう破綻を招くということになりかねないもので、その辺についての生活指導といううなことにつきましてもきめ細かくやつてまいりたいといふことで今進めてゐるところでございます。

○佐藤三吾君 京阪神などでは、サラ金の最大の得意はタクシの運転手と警察官、そういうことが言われておるようですが、大体サラ金にかかわる警察官といふのは、実態、もうおやりになつたと思うんですが、どの程度に把握しておるんですか。

○政府委員(太田壽郎君) これは、詳細についてはわかりませんが、各府県で最近の一連の不祥事を契機にいたしまして、今申し上げましたような、これは個人のプライバシーに直接触れるような点もかなり出てくるわけでございますけれども、相当突っ込んでいろいろ調べていますけれども、相対的に、世間に思はれてゐるほど、非常にサラ金をみんなが利用してゐるというふうな実態はございません。ただ、ほんの一部でございまして、事件は起こさないけれども、かなりのサラ金からの借財があるというふうなケースも、最近におきます各府県でのチェックを通じて散見はされるというところで、それらに對しましては、先ほど申し上げましたような部内でのいろいろな対策といふことで、そういう面についての解消策を講じてゐるという状況でございます。

○佐藤三吾君 あなたのほうでは、そういう改善策を講じてゐるようですが、私の聞いたところでは、兵庫ではあつた一連の事件が起つてから、

そういうことで真剣になつておると思ふんですが、ステッカーを張つて、一人で飲む、二次会には行くなというステッカーも張つておるようですね。ところが、警察官の皆さんは、一次会が済んだら二次会は喫茶店に行つて、三次会は禁止されてない、こういうことでやつておるとか、それからサラ金について兵庫警察で自主申告をやつたところが、プライバシーにもかかわりますが、これは申告はゼロ、悩みや相談事もやつてゐるらしいけれども、これに報告はなしと、こういううなことを聞くんですが、いかがですか。

○政府委員(太田壽郎君) 先ほど申し上げましたように、私も個人的に知り合ひの本部長等にも意見を聞いたこともございまして、さつき、何といひますか、サラ金でかなり大変だつたという者の申し出を受けるといひますか、それを見つけて出しまして、その解消策を講じたといううな例も聞いておりました、マスコミ等ややうやうに報道された向きもあつたかと思ひますけれども、実態的には各府県のそれぞれの責任者がその問題について非常に真剣に對應して、そういう熱意といふものを下部の職員も徐々に理解をして相談に來てゐるというふうなふう聞いております。

○佐藤三吾君 そうですか。そこら辺が徐々にいふていけばいいんですが、また、どかんと起こるのじゃないですか。

大阪賭博の事件で被告になつておる元警察官、警部補ですが、あの人は、この人が言つておるの、マスコミの皆さんに言つておる内容というのがいろいろ報道されておりますが、いわゆる位の上がるやつですね、昇進にもう絶望したといふか、キャリア組はすいすいと上がつていく、そして同時にまた、おたくの場合はやつぱりペーパーの試験でしよう、昇進制度は。そうすると、それ

にできた者はほとんど上がつていきまうから、いわゆる後輩が抜いていくという仕組みになるわけですね。こういううな状態、それでどういふためにやしやうがないかと、そつちの方で追いつ

かぬからこつちの方でひとつ見返してやると、
 こういふような方向にならざるを得ないという
 ようなこともある言つておきますね。これは裁
 判の公判の中で言つておるのじゃないですか。
 そういふ意味では、人事のあり方というか、昇
 進制度のあり方というか、いわゆるキャリア組の
 警察官の中における取り扱いであるとか、こうい
 ったところに多数の警察官の中に不満が充満して
 きておるのじゃないかという感じがするの
 ですよ。これはいかがですか。

○政府委員(太田壽郎君) 警察の昇任制度は実力
 本位の結果を反映させるような形でいろいろ工夫
 をされてきておりまして、昔は今お話のように単
 なるペーパーテストが中心であったというのが多
 かつたわけでございますが、最近ではこれについ
 ても各種の改善を加えまして、仕事を一生懸命や
 つていれば試験に合格できるというようなそうい
 う問題も出ずし、それから面接その他の点も昇任
 の勤務状況の点というふうなものについてもかな
 り重く見るというふうなことで、単なるペーパー
 テストに偏っているというふうな形でなくなつて
 きております。仕事をまじめにやつていればとに
 かく昇進もかなりのところまでできるというよう
 なことを制度的にも保障するような形での試験制
 度というものを取り入れていくわけでございま
 す。

ただ、しかし今の制度が絶対にいいということ
 も必ずしも言えないものですから、これはもう
 常々、いろんな形で改善策というものがあればと
 いうことで、各府県の段階におきましてもいろいろ
 の工夫はしてきておりますけれども、基本的な考
 え方は、今申し上げましたように、実務を一生懸
 命やつていられる者であれば幹部として昇任する試
 験に合格していけると、そういう仕組みが整備さ
 れているというのを申し上げていいんではない
 かというふうに思います。

それから、いわゆるキャリア組の問題でござい
 ますけれども、これは警察におきましても各省庁
 と同じように、国家公務員の採用上級甲種試験と

いうものに合格いたしました者の中から成績が非
 常に優秀な者というものを選びまして、幹部候補
 生として採用してきております。これは御案内の
 ように、ますます専門化し複雑化する警察事務と
 いうものに有効に対処できるような人材を確保し
 ようということで前からずっと行われておる制度
 でございますけれども、警察の場合には、いわゆ
 るこのキャリア組以外にも非常に優秀な人材とい
 うのが多数いるわけでございます。そういう人た
 ちの中から中央で勤務することを希望する者があ
 れば、そういう人たちの数、中央の方に
 来てもらいまして、それでキャリア組と一体とな
 って警察行政を担当していくという仕組みが確定
 しているわけでございます。現に、そういう形で
 上がつてこられた方の中から警察本部長等も数名
 は常に出ているという状況でございます。

各府県におきましては、今申し上げましたよう
 な形で後輩がそれぞれの先輩を追い抜いて幹部に
 なるというふうなケースもこれはあるわけでござ
 いますけれども、それは何も警察だけではなく
 て、各種の社会においても見られる状況でござい
 まして、警察の場合には、そういう場合であつて
 もそれぞれの実力を反映し得るようなそういう試
 験によつて公平に昇進の道をたどっているという
 ことで、それなりの部内における共通の理解とい
 いますか、そういうものが得られていくと確信し
 ているところでございます。

○佐藤三吾君 キャリア組というのは大体どのぐ
 らいおるんですか。

○政府委員(太田壽郎君) 約四百数十名でござい
 ます。

○佐藤三吾君 官房長、あなたさうおっしゃいま
 すが、実情に見合った査定というのとはどうなん
 ですか。ペーパー以外にどういふことを具体的にや
 っておるんですか。随分改善されたということ
 抽象的ですけども、具体的にはどういうことで
 ですか。

○政府委員(太田壽郎君) まずペーパーテストの
 中身で申し上げたいと思ひますけれども、従来で

すと、例えば一般教養的なものが非常に多いとか
 法学が非常に多いとか、そういう形が多かつたわ
 けでございまして、そういう若手といいま
 すか、そういう試験も現在一部残つてはおります
 けれども、さつき申し上げましたように、非常に
 ルートが多様化しているといひますか、刑事なら
 刑事の仕事をやつてやっていた人が実務を一生懸
 命やつていれば当然詳しくなつていられるだろう
 という知識というものをペーパーテストの面でも反
 映させる、そういう出題をする、いわゆる実務の
 面の出題というものの比重が非常に大きくなつて
 いる、そういう試験がいろいろコースでできてき
 ております。これは相対的にほかの一般教養と
 か、あるいは憲法その他の法律論といひますか、
 法学というふうなものに相対的に点数としては下
 がるといふことになるわけでございますが、実務
 面のそういうものをまずペーパーテストの面にお
 いて非常に取り入れておる。

それから、普段の勤務成績、これは何も上司が
 恣意的につけるものではないと申せませんが、いろ
 りる年間なり、そういうものの実績をよく見た上
 でつける、そういう勤務成績というものも十分に試
 験の結果に反映できるような仕組み。それから面
 接というふうなものも非常に重視しております。
 面接をすることによりまして、地道な仕事をや
 っている人たちが本当に熱心に仕事をやっておる
 かどうかということとは試験する側からはもうすぐ
 かるということではございますので、面接なんかを
 非常に重視している、そういうような形でさつき
 申し上げましたような改善が行われておるわけで
 ございます。

○佐藤三吾君 私が見る警察の姿と大分違ふん
 ですね。やっぱり私は、今の警察というのにはキャ
 リア組と、それから警部以上と警部補以下と、これ
 は非常に面然としておる。なかなか、あなたが
 っしゃるようなところにパイプがきちつと通つてお
 るというふうには思われない、実際問題として。
 そこから絶望感が生まれてくるんじゃないです
 か、逆に言うならば。

今あなたは、勤務内容を主体とした出題とか勤
 務評定とか、こういう所要の措置で総合的に言
 っておられますけれども、確かに形は総合的では
 ね。しかしその中身としては、ここでは労働組合
 でもあればいいですよ、警察官の労働組合、イギ
 リスや各国にあるようにですね。それでなけれ
 ば、やっぱり上であつた総合判断であつて、
 なお上意下達という制度の一方通行体制という
 のは交流にはなつていないんじゃないかと私は思
 うんですよ。

そういうような意味で、そこら辺を私はやつぱ
 り改善をしないと、下からのパイプがきちつと通
 るという体制にしていかなないと、私はあなたが言
 うような期待される警察官像というものにはなら
 ぬのじゃないかと思うんですが、これはいかがで
 ですか。

○政府委員(太田壽郎君) 警察の組織は階級制度
 で、一応一体的な形で運用されておりますけれど
 も、やはりそこそこその警察の組織がフルに活動
 するためには、人間の交流といひますか、上下が
 一体となつて警察の責務に邁進するといふことが
 必要なのでございまして、そこでは上下の間の
 パイプといひますか、そういうものが非常によく
 通つていなければいけないといふことは、もうお
 っしゃる通りでございます。

しかし、現在の警察の場合には、今ちょっと組
 合の話が出ておりましたけれども、警察の責務か
 ら見まして組合というものは全くなじまないもの
 だといふことで、しかし組合がないといふことで
 あるがゆえに、かえつて幹部としては下部とのそ
 ういふ交流といふものと積極的に取り組んで、風
 通しをよくしていかなければいけないんだと、そ
 ういふ自覚を持つて日々臨んでいられるというこ
 とでございまして。

○佐藤三吾君 これは、例えば一昨日起こつた愛
 媛の事件、外勤課長が駐在所に行つて、電話をし
 たけれども出ないじゃないか、家族が移つていな
 いから電話も出ないのじゃないかと、そう言つ
 たら、それについて反論するのは普通ですね、い

やそうじゃないんだと。しかし、出刃包丁持ってきて刺すというのは、これは私は通常感覚では、上下の關係がガスがたまっておって爆発したんだと思いますよ。ですから、私どものところだっているいろいろな事例はあるけれども、殴ったとか殴らぬというなら別ですよ。出刃包丁持ってきて刺すというのは、非常にメタンガスがたまっておって、あなたが言うふうになつていない。

いろいろなケースを聞きたいんですが、それは今言つたように、聞けば、あなたの言うことが實際問題としてやっぱり上からの管理、その判断というものは私にはなるんじゃないかと思うんですが、私も天下り反対闘争とかいろいろやりましたが、それは何かといひますと、二十代の課長がほんと来るわけですね。その隣の課長補佐が五十

でも、率直に言つて、感情としては許せませんよ。今四百人からのキャリア組の皆さんが来るのは警務部長でばつと来るわけでしょう。この警務部長というのはが原警では本部長代理でしょう、逆に言えば、そういうのが実情もわからないまま飛んできて、そしてやっぱり本部長代理という格好でやられたんでは、そしてしかもそこが査定をし、試験をし、面接をしていく、そういう仕組みになつていくと、これでは今起こつておるようないろいろな事象の問題のあれにはならぬんじゃないかと私は思ふんですね。

これは国家公安委員長としても、大臣、やっぱり今までのやりとりでお気づきだと思ふんですが、ここら辺を改善しないと、私は果てしなくこの警察官の不祥事は起こつてくるような気がしてならぬのですけれども、国家公安委員長としてどういうお考えなのか、お聞きしておきたいと思ふます。

○国務大臣(田川誠一君) 警察も一つの行政の母体でございますから、日本の国家組織として、また官僚制度として他の諸官庁と同様な組織をとつてゐるわけでございます、日本の官僚組織のいい面は、幹部候補生、エリートコースと言われる

こういう少数の人たちの、何といひますか、大変すばらしい力量がやっぱり日本の官僚組織をつくつてゐるんじゃないかと思ふんです。もちろん御指摘のような問題もありまされども、日本の官僚制度が世界の各国に比べて非常にいいというのは、やっぱりこういう一つの上級試験を通つた優秀な人達によつて築き上げられてゐると思ふんです。そして、そのすそ野に一般の実務的な仕事をやらせる人達、こういう支えと頂点に立つ者との一つの調和が今日の日本の官僚組織を形づくつてゐるんじゃないかと思ふんです。

ですから、私も官僚生活を知らない者から見ると、今、佐藤さんおっしゃつたような一面が非常にわかるわけですね。矛盾なものが出るわけですから、これは仕組みだからしょうがないといつても、率直に言つて、感情としては許せませんよ。今四百人からのキャリア組の皆さんが来るのは警務部長でばつと来るわけでしょう。この警務部長というのはが原警では本部長代理でしょう、逆に言えば、そういうのが実情もわからないまま飛んできて、そしてやっぱり本部長代理という格好でやられたんでは、そしてしかもそこが査定をし、試験をし、面接をしていく、そういう仕組みになつていくと、これでは今起こつておるようないろいろな事象の問題のあれにはならぬんじゃないかと私は思ふんですね。

これは国家公安委員長としても、大臣、やっぱり今までのやりとりでお気づきだと思ふんですが、ここら辺を改善しないと、私は果てしなくこの警察官の不祥事は起こつてくるような気がしてならぬのですけれども、国家公安委員長としてどういうお考えなのか、お聞きしておきたいと思ふます。

○国務大臣(田川誠一君) 警察も一つの行政の母体でございますから、日本の国家組織として、また官僚制度として他の諸官庁と同様な組織をとつてゐるわけでございます、日本の官僚組織のいい面は、幹部候補生、エリートコースと言われる

もう少々の人達、何といひますか、大変すばらしい力量がやっぱり日本の官僚組織をつくつてゐるんじゃないかと思ふんです。もちろん御指摘のような問題もありまされども、日本の官僚制度が世界の各国に比べて非常にいいというのは、やっぱりこういう一つの上級試験を通つた優秀な人達によつて築き上げられてゐると思ふんです。そして、そのすそ野に一般の実務的な仕事をやらせる人達、こういう支えと頂点に立つ者との一つの調和が今日の日本の官僚組織を形づくつてゐるんじゃないかと思ふんです。

ですから、私も官僚生活を知らない者から見ると、今、佐藤さんおっしゃつたような一面が非常にわかるわけですね。矛盾なものが出るわけですから、これは仕組みだからしょうがないといつても、率直に言つて、感情としては許せませんよ。今四百人からのキャリア組の皆さんが来るのは警務部長でばつと来るわけでしょう。この警務部長というのはが原警では本部長代理でしょう、逆に言えば、そういうのが実情もわからないまま飛んできて、そしてやっぱり本部長代理という格好でやられたんでは、そしてしかもそこが査定をし、試験をし、面接をしていく、そういう仕組みになつていくと、これでは今起こつておるようないろいろな事象の問題のあれにはならぬんじゃないかと私は思ふんですね。

これは国家公安委員長としても、大臣、やっぱり今までのやりとりでお気づきだと思ふんですが、ここら辺を改善しないと、私は果てしなくこの警察官の不祥事は起こつてくるような気がしてならぬのですけれども、国家公安委員長としてどういうお考えなのか、お聞きしておきたいと思ふます。

○国務大臣(田川誠一君) 警察も一つの行政の母体でございますから、日本の国家組織として、また官僚制度として他の諸官庁と同様な組織をとつてゐるわけでございます、日本の官僚組織のいい面は、幹部候補生、エリートコースと言われる

もう少々の人達、何といひますか、大変すばらしい力量がやっぱり日本の官僚組織をつくつてゐるんじゃないかと思ふんです。もちろん御指摘のような問題もありまされども、日本の官僚制度が世界の各国に比べて非常にいいというのは、やっぱりこういう一つの上級試験を通つた優秀な人達によつて築き上げられてゐると思ふんです。そして、そのすそ野に一般の実務的な仕事をやらせる人達、こういう支えと頂点に立つ者との一つの調和が今日の日本の官僚組織を形づくつてゐるんじゃないかと思ふんです。

ですから、私も官僚生活を知らない者から見ると、今、佐藤さんおっしゃつたような一面が非常にわかるわけですね。矛盾なものが出るわけですから、これは仕組みだからしょうがないといつても、率直に言つて、感情としては許せませんよ。今四百人からのキャリア組の皆さんが来るのは警務部長でばつと来るわけでしょう。この警務部長というのはが原警では本部長代理でしょう、逆に言えば、そういうのが実情もわからないまま飛んできて、そしてやっぱり本部長代理という格好でやられたんでは、そしてしかもそこが査定をし、試験をし、面接をしていく、そういう仕組みになつていくと、これでは今起こつておるようないろいろな事象の問題のあれにはならぬんじゃないかと私は思ふんですね。

これは国家公安委員長としても、大臣、やっぱり今までのやりとりでお気づきだと思ふんですが、ここら辺を改善しないと、私は果てしなくこの警察官の不祥事は起こつてくるような気がしてならぬのですけれども、国家公安委員長としてどういうお考えなのか、お聞きしておきたいと思ふます。

ましたけれども、新聞記者でも同じだと思ふんです。新聞記者は非常に仕事に忠実で、上へ行くよりも、職制につくよりも、やはり終生新聞記者として書くことを誇りとしてやつていく、こういう新聞記者はざらにゐるわけですね。そしてそれは大記者として尊敬される。私は警察官でもそうだと思うんです。第一線の刑事でこつこつ日夜捜査を忘れて捜査に従事してゐる、そして将来署長になろうとかなんとかというこじやなくて、優秀な刑事として生涯を送ろう、こういう気持ちをもつてゐる、今、佐藤さんが御指摘になつたような矛盾といふものは出てこないわけでございます。階級組織でございますので、そういう点をひとつ考へてこれからはやつていかなければならぬ、このように考へております。

○佐藤三吾君 僕は、大臣おっしゃる通りに、日本の官僚といふものの優秀さといふことは否定しませんが、しかし逆に言えば、それが逆の部分に働くといふ点もあると思ふんです。例えば警察法一条、二条、三条では民主警察といふことをきちんとしているわけですが、ところが、天皇の赤子としての警察官時代もあつたわけなんです。その場合は、官僚が中心になつて警察の全国統制をやつたでしよう。しかし今は、あなたがおっしゃるように全警察官が使命感に燃えるといふことは、やはり全警察官が警察に生きがいを感じて、そしてやるぞといふ気概をつくつていかなきゃならぬ。

民主警察の中でそれをやつていくとすれば、やはり人事、昇進その他の制度の中でそれが生かされておらななきゃならぬ。そこら辺に私は欠陥があるんじゃないかと思つておるんです。まだ天皇警察時代の残滓が残つておるんじゃないか。その意味で、私はさつき言つたように、キャリアと警部と警部補以下といふのが余りにも断層があり過ぎる、そこからやつぱりあきらめが出るし、あなたがおっしゃる使命感も生きがいも出てこなくなつて、こういう点を私は指摘したかつたわけですね。そこら辺をひとつ考へていかなければ、キャリア、キャリアと言つただけでは私は問題があると思ふ。

○佐藤三吾君 僕は、大臣おっしゃる通りに、日本の官僚といふものの優秀さといふことは否定しませんが、しかし逆に言えば、それが逆の部分に働くといふ点もあると思ふんです。例えば警察法一条、二条、三条では民主警察といふことをきちんとしているわけですが、ところが、天皇の赤子としての警察官時代もあつたわけなんです。その場合は、官僚が中心になつて警察の全国統制をやつたでしよう。しかし今は、あなたがおっしゃるように全警察官が使命感に燃えるといふことは、やはり全警察官が警察に生きがいを感じて、そしてやるぞといふ気概をつくつていかなきゃならぬ。

民主警察の中でそれをやつていくとすれば、やはり人事、昇進その他の制度の中でそれが生かされておらななきゃならぬ。そこら辺に私は欠陥があるんじゃないかと思つておるんです。まだ天皇警察時代の残滓が残つておるんじゃないか。その意味で、私はさつき言つたように、キャリアと警部と警部補以下といふのが余りにも断層があり過ぎる、そこからやつぱりあきらめが出るし、あなたがおっしゃる使命感も生きがいも出てこなくなつて、こういう点を私は指摘したかつたわけですね。そこら辺をひとつ考へていかなければ、キャリア、キャリアと言つただけでは私は問題があると思ふ。

○佐藤三吾君 僕は、大臣おっしゃる通りに、日本の官僚といふものの優秀さといふことは否定しませんが、しかし逆に言えば、それが逆の部分に働くといふ点もあると思ふんです。例えば警察法一条、二条、三条では民主警察といふことをきちんとしているわけですが、ところが、天皇の赤子としての警察官時代もあつたわけなんです。その場合は、官僚が中心になつて警察の全国統制をやつたでしよう。しかし今は、あなたがおっしゃるように全警察官が使命感に燃えるといふことは、やはり全警察官が警察に生きがいを感じて、そしてやるぞといふ気概をつくつていかなきゃならぬ。

民主警察の中でそれをやつていくとすれば、やはり人事、昇進その他の制度の中でそれが生かされておらななきゃならぬ。そこら辺に私は欠陥があるんじゃないかと思つておるんです。まだ天皇警察時代の残滓が残つておるんじゃないか。その意味で、私はさつき言つたように、キャリアと警部と警部補以下といふのが余りにも断層があり過ぎる、そこからやつぱりあきらめが出るし、あなたがおっしゃる使命感も生きがいも出てこなくなつて、こういう点を私は指摘したかつたわけですね。そこら辺をひとつ考へていかなければ、キャリア、キャリアと言つただけでは私は問題があると思ふ。

○佐藤三吾君 僕は、大臣おっしゃる通りに、日本の官僚といふものの優秀さといふことは否定しませんが、しかし逆に言えば、それが逆の部分に働くといふ点もあると思ふんです。例えば警察法一条、二条、三条では民主警察といふことをきちんとしているわけですが、ところが、天皇の赤子としての警察官時代もあつたわけなんです。その場合は、官僚が中心になつて警察の全国統制をやつたでしよう。しかし今は、あなたがおっしゃるように全警察官が使命感に燃えるといふことは、やはり全警察官が警察に生きがいを感じて、そしてやるぞといふ気概をつくつていかなきゃならぬ。

民主警察の中でそれをやつていくとすれば、やはり人事、昇進その他の制度の中でそれが生かされておらななきゃならぬ。そこら辺に私は欠陥があるんじゃないかと思つておるんです。まだ天皇警察時代の残滓が残つておるんじゃないか。その意味で、私はさつき言つたように、キャリアと警部と警部補以下といふのが余りにも断層があり過ぎる、そこからやつぱりあきらめが出るし、あなたがおっしゃる使命感も生きがいも出てこなくなつて、こういう点を私は指摘したかつたわけですね。そこら辺をひとつ考へていかなければ、キャリア、キャリアと言つただけでは私は問題があると思ふ。

○佐藤三吾君 僕は、大臣おっしゃる通りに、日本の官僚といふものの優秀さといふことは否定しませんが、しかし逆に言えば、それが逆の部分に働くといふ点もあると思ふんです。例えば警察法一条、二条、三条では民主警察といふことをきちんとしているわけですが、ところが、天皇の赤子としての警察官時代もあつたわけなんです。その場合は、官僚が中心になつて警察の全国統制をやつたでしよう。しかし今は、あなたがおっしゃるように全警察官が使命感に燃えるといふことは、やはり全警察官が警察に生きがいを感じて、そしてやるぞといふ気概をつくつていかなきゃならぬ。

民主警察の中でそれをやつていくとすれば、やはり人事、昇進その他の制度の中でそれが生かされておらななきゃならぬ。そこら辺に私は欠陥があるんじゃないかと思つておるんです。まだ天皇警察時代の残滓が残つておるんじゃないか。その意味で、私はさつき言つたように、キャリアと警部と警部補以下といふのが余りにも断層があり過ぎる、そこからやつぱりあきらめが出るし、あなたがおっしゃる使命感も生きがいも出てこなくなつて、こういう点を私は指摘したかつたわけですね。そこら辺をひとつ考へていかなければ、キャリア、キャリアと言つただけでは私は問題があると思ふ。

○佐藤三吾君 僕は、大臣おっしゃる通りに、日本の官僚といふものの優秀さといふことは否定しませんが、しかし逆に言えば、それが逆の部分に働くといふ点もあると思ふんです。例えば警察法一条、二条、三条では民主警察といふことをきちんとしているわけですが、ところが、天皇の赤子としての警察官時代もあつたわけなんです。その場合は、官僚が中心になつて警察の全国統制をやつたでしよう。しかし今は、あなたがおっしゃるように全警察官が使命感に燃えるといふことは、やはり全警察官が警察に生きがいを感じて、そしてやるぞといふ気概をつくつていかなきゃならぬ。

そこで、キャリアの問題が出ましたから、一つ最後にお聞きしておきたいと思ふんですが、松橋さんもこれはキャリアでしよう、この人はどういふ人ですか。

○政府委員(太田壽郎君) 今、先生のお話しの松橋さんといふのは恐らく松橋忠光氏のことだろうと思ひますが、この方は昭和二十二年三月に東京商科大学を一年で中退をされて、翌年、二十三年四月、当時の国家地方警察本部の方で行つておりました警察幹部見習い生の採用試験に合格をして警察に入られた方です。その後、警視庁あるいは秋田県警察本部、あるいは防衛庁に向、あるいは愛知県、警察庁の課長補佐といふようなものを経まして、昭和三十七年に福岡県警察本部の警備部長……

○佐藤三吾君 経歴はいいんです。どういふ人柄ですか、あなたたちはどう見てゐるんですか。

○政府委員(太田壽郎君) 人柄でございますか。そういうようなことでずつと勤務して、昭和四十二年に警察庁の警備局付になりました。内閣調査室の方に派遣をされたわけでございます。そして五十一年の末に辞職をされたというわけでございますが、今お話しのように、一応キャリアとしてのコースに乗つたといふ方でございますけれども、今お話し申し上げましたように、昭和四十二年八月までは、第一線の警察等の勤務を含めまして、警察の中で勤務をされてきたわけでありまして、かなり独特の思い込みといひますか、そういうような特異な点もある、部内外の人たちとの人間関係も必ずしもうまくいかないといふようなことで、警察本部長なりそういう形の警察の責任者といふことではいかなうかといふことで、昭和四十二年以来第一線の警察の勤務を外れまして、専ら、何といひますか、分析等の専門家としての道を歩まれて、昭和五十年の末に退官をされた、そういう方でございます。

○佐藤三吾君 大臣、今お話しがあつたように、キャリア、キャリアといつてもいろいろあるわけ

○政府委員(山田英雄君) その点で申し上げれば、いろいろイニシアルで書かれておる関係者から本当に怒りの声が上がっておるわけですが、一つの事実を見る角度は全く違う。そこで、独自の思い込みと妄想としか言いがたいわけですが、例えばこの外国出張の件で申し上げますと、同僚の者が途中で帰ったと、自殺しようになったから帰ったと、おれは助けたと書いてあります。彼らもともとは鉄拳制裁の精神の持ち主で、事ごとに人の非を暴き立てて、二人の間でいろいろ議論があったと、最後には鉄拳制裁だと言いつつから、それにはそれでおれにも覚悟があるというところまで対決したところ、ここは九階だから、そんなもめたらば落ちて死んじゃうということを言ったと、それ以来、自分の氣迫に負けて近寄らなくなってきたと。それを九階から飛び降りて自殺するから自分が助けたと、こう記述してあるわけですが、そういう事実を挙げていけば切りがないわけですが、全く何をどう判断したのかわからない記述が満ち満ちておるわけです。そういう点を申し上げておきたいと思ひます。

○佐藤三善君 絶対にCIAではないと言い切れるんです。

○政府委員(山田英雄君) 当時の、まあ大分古い話でございますが、関係者の話を聞いて、これは私も、当時の事情をそう理解しております。

○佐藤三善君 これはまた後であれするでしょうが、わかりました。

そこで、最後になりますが、捜査費、報償費、これの使い方の問題でいろいろ書かれておりますね。この捜査費、報償費を会計検査院で聞いてみますと、検査院の方は、言うならば正規の領収書というようなのは非常に少ない、ほとんどやっぱり県警本部長の、例えば協力者にしても何にしても記号であつて、それが実在する人かどうかというのとはわからないと言ふわけですね。そこら辺は非常に、何というんですか、疑義はあるけれども、なかなかこれはつかみにくいという点を言つておりますが、これは具体的にどういう領収書といひますか、表に出せるような内容のものになつておるのか。これは警備ですか、刑事ですか、ちよつと説明してくれませんか。

○政府委員(太田壽郎君) 捜査費につきましては、経費の性質上、特に緊急を要する場合等がございます。正規の支出手続を経ておりましては所要の目的が達しないというような場合もございますので、会計検査院の承認を得まして、特別な取り扱い手続が認められておるというわけでございます。しかし、この場合におきまして、使つた後は所要の領収書を徴することができれば当然徴し、それが徴せない場合にはそれにかわるべきものをつけまして、それで書類としてきちつと報告をする、それから精算もするというところで、これについては会計検査院の検査も受けておるという状況でございます。

○佐藤三善君 この中でいろいろ不正な使用があると思ひます。私には思ひたくありませんけれども、しかし現実にはどういふ形であるのかということについて検査院に聞いてみると、なかなかやっぱり実態が把握できぬから、あなたおっしゃつたように簡略な方法でやつておるというように、検査院も正確につかんでないような感じがしました。しかし、それだけに、これらの使用については私はやっぱり警察として慎重、適正というか、こういうものが貫かれていかなきゃならぬと思ふので、そこら辺は私の方からこの際ひとつ申し上げておきたいと思ひます。

いろいろ申し上げたいんですが、後ほど同僚議員の志苦委員から質問もあるでしょうし、私の時間終わりますから、最後に大臣に、一連のずつと事例を申し上げました。その中に幾つか大臣にお答えいただきましたが、私はやっぱり今警察は、率直に言つて、国民から不安の目で見られてい部分かなりあると思ふんです。これやっぱり一日も早く信頼感を勝ち取つていかなきゃならぬだけに、今後の対処の仕方というのは重要だと思ふんですが、大臣としての見解を承つて終わりたいと思ひます。

○国務大臣(田川誠一君) 警察の使命を達するに国民の皆さんの御理解が最も必要でございます。御理解、御協力が最も必要でございます。そういう意味から、最近の不祥事なども私も謙虚に反省して、よつて来ることを追求して、再びこういうようなことを起こさないように努力をしていかなければならないと思ひます。

また、警察が権力中心になるような印象を与えてもいけませんし、警察法の趣旨にのっとり、民主警察の精神を忘れないで、今後とも一生懸命努力をしてまいりてまいります。

○委員長(大河原太一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時六分開会

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方行政の改革に関する調査のうち、警察行政に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○志苦裕君 ちよつと公安委員長の所感を伺つておきたいんです。

きのう、松山事件の判決ございましたが、被告に――今度は被告ではないわけですが、まさに斎藤さんにすると半生をこつた問題に費やしたことになったわけですが、私、判決を全部読んだわけじゃありませんけれども、特にちよつと心を打たれますのは、例えば布団の襟当てについた血痕は後からつけたんじゃないかというところが推認をできるようなぐらゐり等ございまして、捜査当局にはそれなりに言い分があるのかもしれないが、しかし判決はそれやこれやで無罪になった。一体、やっぱり捜査に瑕疵があつたことになるわけですが、こういう問題についての公安委員長の見解を伺つておきたいわけです。

○国務大臣(田川誠一君) 松山事件について、當時としては、警察は全力を挙げて捜査を行ったものと思われまふけれども、判決でいろいろ指摘をされておりますが、このような点につきましては真摯にこれを受けとめて、今後の捜査に生かすように指導していかなければならないと、このように考えております。

○志苦裕君 それでは、念のために去年からことしにかけて判決、裁判の結果あるいは裁判のいきさつの中で、自由を任意性なしということなどを理由にして無罪になったのをちよつと拾つてみましたら、例えば去年ですが、三月九日でしたか、警視總監公舎爆破事件、これ無罪ですね。あるいは二十四日でしたか、土田邸爆破事件、爆弾事件です。これにはピース缶、日石等も絡むわけですが、無罪。六月十六日でしたか、ちよつと日付ははつきりしませんが、例の五十五年の事件で強盗被告五件無罪。これは福岡地裁でした。自由を任意性なし。六月二十二日は、これは五十二年六月の茨城の事件ですが、偽装殺人の二人も逆転無罪。これは手錠をかけたまま調べたので自由の任意性なし。一部利益誘導もあつたようです。九月二十七日でしたかに参りますと、五十四年の例の栃木の事件での強盗殺人に、これも証拠調書信用できぬ。ことしの三月には、五十六年一月、これは判決じゃありませんけれども、いわば検察の調書が裁判所によつて、自由の任意性がないからそんな調書は採用できぬ。こう相次いで、いわば自由を重要な証拠として送検したであろう事件が無罪になると、相次ぐわけでありまして。

先ほどちよつと佐藤委員の質問で、刑事局長、何といつたつて百三十万件もあるんですからというお話がありました。何もこんなものばかりじゃないんです。しかしそれにしても人権の重みを考えますと、軽く見ていい問題ではない、こゝろしきみと感ずるんです。

そこで、全送致件数の中で自由を主な証拠として送検をする割合とでも言うんですか、それは普通どれぐらいの割合を占めておるのですか。

○政府委員(金澤昭雄君) 自白を主な内容として送検という、そういうちょっと統計のあれは手元

ですが、局長、どうしてそういうことが起きるわけですか。

公安委員会として、そういう一連のどうも最近自

次に、先ほど佐藤氏からも話がありました兵庫

○政府委員(金澤昭雄君) 自白を主な内容として送検という、そういうちょっと統計のあれは手元

○政府委員(金澤昭雄君) 捜査の一つの手法とし

○国務大臣(田川誠一君) 私が国家公安委員長に

○政府委員(太田壽郎君) 警察庁長官の命を受け

○志苦裕君 それは皆さんの方は自白を唯一の証

○志苦裕君 警察庁長官からは何かありますか。

○志苦裕君 それでは、あちこちにありまして、ど

○志苦裕君 それでは、あちこちにありまして、ど

○政府委員(金澤昭雄君) 各都道府県警察から私

○志苦裕君 公安委員長、特に古い事件で再審に

○志苦裕君 公安委員会の管理権にもそれはおの

○政府委員(太田壽郎君) 特命監察の結果、やは

○志苦裕君 これは二十三件と言え、少なくとも

○志苦裕君 公安委員長、特に古い事件で再審に

○志苦裕君 公安委員会の管理権にもそれはおの

○政府委員(太田壽郎君) 特命監察の結果、やは

○志苦裕君 これは二十三件と言え、少なくとも

○志苦裕君 公安委員長、特に古い事件で再審に

○志苦裕君 公安委員会の管理権にもそれはおの

○政府委員(太田壽郎君) 特命監察の結果、やは

○志苦裕君 これは二十三件と言え、少なくとも

○志苦裕君 公安委員長、特に古い事件で再審に

○志苦裕君 公安委員会の管理権にもそれはおの

○政府委員(太田壽郎君) 特命監察の結果、やは

○志苦裕君 これは二十三件と言え、少なくとも

○志苦裕君 公安委員長、特に古い事件で再審に

○志苦裕君 公安委員会の管理権にもそれはおの

○政府委員(太田壽郎君) 特命監察の結果、やは

○志苦裕君 これは二十三件と言え、少なくとも

○志苦裕君 公安委員長、特に古い事件で再審に

○志苦裕君 公安委員会の管理権にもそれはおの

○政府委員(太田壽郎君) 特命監察の結果、やは

○志苦裕君 これは二十三件と言え、少なくとも

○志苦裕君 公安委員長、特に古い事件で再審に

○志苦裕君 公安委員会の管理権にもそれはおの

○政府委員(太田壽郎君) 特命監察の結果、やは

○志苦裕君 これは二十三件と言え、少なくとも

○志苦裕君 公安委員長、特に古い事件で再審に

○志苦裕君 公安委員会の管理権にもそれはおの

○政府委員(太田壽郎君) 特命監察の結果、やは

○志苦裕君 これは二十三件と言え、少なくとも

○志苦裕君 公安委員長、特に古い事件で再審に

○志苦裕君 公安委員会の管理権にもそれはおの

○政府委員(太田壽郎君) 特命監察の結果、やは

つあるわけでございますけれども、さらにその背景的な問題といたしまして、本人たちが無計画な生活設計で自己の収入に照らしまして不相応な借金をして自宅をつくる、あるいはギャンブルや費用のかかる趣味にのめり込む、いわゆるサラ金を利用して、そのあげくの果ての犯行ということが結果として浮き彫りになってきたわけでございします。そういうようなことで、そういう非常に問題のある事案というものを組織として、そういう問題を抱えておる職員について十分な発見なりチェックができなかったというように、ところにもやはり問題があるということが浮き彫りになってきたというように状況でございます。

○志吉裕君 せっかく答弁してもらったけれども全然ピンとずれているんだな。

それは、殊に警察官ともあろうものがモデルガン持ったり、猟銃ぶつ放したり、人の物をかっぱらったりというのはいくことはないんで、個人の資質に關係していることはもちろんなんだ。個人の資質と言ってしまうと、それは後何にも生まれてこないんです。うんあれか、あれはともとも悪かつたんだと、そんなこと言っちゃって何もならないんです。

で、無計画な生活設計、これは個人の資質にかかわるんですが、もちろんこういうことをやったりやつてからそうなんでしょうが、先ほども佐藤氏いろいろやつておりましたが、ただ、私は何かもう少し、なぜ兵庫警察か、あるいはなぜ尼崎かと、こう言われるには、何かその組織なり警察社会なりというものの、やつぱり全体の何かがあるのだろう。少なくともこのいずれも、永田というの四十二歳、登佐という人が四十三歳でしょう。今私の子供を見ていても何考えているかわけわからぬですが、率直に言いまして、そういう価値観がばかに多様化してちよつとわかりにくいという世代でないでしょう、これ。しかし、余り位は偉くないようですけれどもね。そういういわば自分を抑えられなかったその世代の人たちということになると、やつぱり状況全

体に何かがあるのではないかとということを探し当てないと、ただ個人の資質の問題にし、警察官個人の生活の隅々まで上司が目を配るだけでは解決にならないのじゃないか。あらかじめ目を配っておいて、品の悪そうなやつは警察社会から放り出してしまおうというだけでもこれまた解決にならぬわけであって、そういう意味で、特命監察までおやりになったのですから、一体そういう警察官の価値観というのとはどんなものなのか、あるいは警察官として少なくとも四十歳つまでいくといえども二十年もやつておるんでしょう。警察社会で絶えず教養や訓練を受けてきたに違いない。そういう人たちが警察官の誇りを失うに至るような要因というようにものが、それはやつぱりあるんでしょう。そういうものを探し当てない限り、それはあなた、何遍監察やつて、長官が何遍訓示して、指示をしてもだめなんじゃないかな。そういう意味で、特別監察までおやりになったんだから、何かそういう背景というふうなものの把握に何か残ったのかということを知りたいんですが、どうですか。

○政府委員(太田壽郎君) 特命監察の結果は、現場に即しまして、今度の事案に即しまして掘り下げをしていった。それで、警部補の場合につきましては、中級幹部の身上の把握が十分でなかった、それから給与の手取り額の把握についても欠けていた、さらに警察信用組合からの融資につきまして事後の点検が不十分であった、さらには職員相談制度というものが所期の機能を果たしていなかったというふうなことで、結果的にサラ金禍の把握がなされていなかったというふうなことが指摘をされております。さらに、巡査長の場合につきましては、同じようにサラ金利用者の把握が不十分であった、それから住宅所有者のローン等の実態把握が徹底でなかった、さらに外勤幹部によります勤務管理が徹底していなかったというふうなことが挙げられてい

るわけでございします。そういうことで、当面は個々面接あるいは自主申告、家庭訪問、警務部長等からの家族にあてた手紙の発送と、いろいろな方法によりまして身上実態の把握に努めて、風通しのよい職場づくりに努力する。それから、長期的な対策といたしましては、職業倫理といいますが、そういうものをさらに徹底していくための方策の検討。それから、先ほどもちよつとお話が出ておりましたけれども、昇任試験制度についてもさらに改善する余地がないかどうか検討する。それから、持ち家のあり方を含めました生活設計というふうなことにつきまして、全国的な問題としてやはり十分検討して、所要の対策を講じていく必要があるというふうな当面の結論が出ていますのでございします。

○志吉裕君 子供は親の背中を見て育つと言いますが、上司に問題ないですか。上司が例えば一線の警察官の服務規律を云々することはいいが、おまえは何をやったんだと、例えばそういうことを言われる状況があればどんなに訓示垂れたってだめですよ、これは。例えばそういう問題点がなにか。何せ署長が暴力団とつるんで問題になったところですから、親方がやつていっているのに、子方ですうこれから偉くもなれそうもないような人につたつて、それはなかなか聞かぬでしょう。そういう意味での、その社会の慣習、そういうふうなもの、例えば尼崎なり兵庫警察にあるとすれば、今官房長の話にあった迂遠なことだけでは決まりがつかぬのであって、まずは上から直していかなと。上の人を見ておれば、おれはともそんなよこしまな根性は持たないということにしていかなと一つは決まりがつかぬのじゃないかなという感じを、私はどうもこのところを見て感ずるんですよ。

さつき、あれは官房長のお話でしたか、いわばキャリア組と推薦組とがある、キャリア組は四百人ぐらい、それなりの資格を取って入ってくる、それだけじゃないんですと、地方でいいやつは抜き上げて、中央でしかるべきことをしてもらって本部長にというお話がありましたか、そうする

と、キャリア組のほかにそういう何か推薦組みたいなものがあるみたい。それと、これは地元組と云うのか土着組と云うのか、あることになるのか。私も昔役所の飯を食ったんですが、あれの世界は警察のみにかわからずおもしろいところで、中樞部にいるやつは中樞部の周りぐるぐる回っているし、間違つて満ちきの外へでも出ようものなら、ずつと外ばかり回るだけだかなあ戻れない。あの満ちきというのとは真ん中は求心力があるし、外側は遠心力があるものだから、真ん中から外側へ出たならば内へ戻れない。率直に言うて、そういういわば構造というふうなものは警察社会に限らずあると思うんですが、どうもこう一連のあれを見ますと、この土着組ですとね、満ちき外側の遠心力のついた方だね。そうすると、やつぱり警察社会のそういう構造に、さつき佐藤氏も問題にしましたけれども、問題があるんじゃないですか。

そして、上司はそう長くはいるわけじゃない。来て、少し偉そうなことを言うて、そしてお帰りのときにはたんまりせんべつなどをいただいてというふうなことがないと言いつけるか。私も田舎の議会にちよつとおりまして、よく警察官のせんべつ問題は議会でも取り上げたことがあります。例えば、私は何か奇妙な本を引用しませんが、五十八年の三月の十八日の朝日に載ったのは、県警幹部へのせんべつ、官城の教習所協会のまとめで五十年ごろですか、出すことが議論になった。二月四日の新聞によると、例の福岡のレッカー汚職にかかわった警察官の、せんべつももらった、もらわぬというふうなことを言つて事件になりました。

そういうことなどを見るだけでも、上司にはうまみがあるが我々はうだつが上がらない、そういう警察の二重構造というものの中で屈折した警察官の感情を生んでおるのではないか。こういう点はいかがですか。

○政府委員(太田壽郎君) 先ほどもちよつと申し上げましたけれども、警察の使命を達成していく

ためには上下が互いに信頼し合つて、一体となつてその職責を遂行するということは何よりも必要なことであります。そのために上司はやはり風通しのいい職場づくりというようにすることについて常々心を砕いておられるところでありまして、そういうことを熱心に取り組んでいくということが次第に次第に部下の方にもわかつてもらへる。それから、身をもつてまず範を示す。これは警察のような、今申し上げましたような上下の割合とはつきりして、一体的な組織においてはもう何よりも必要でございます。これは警察本部長を初めとして、警察署長その他の各級の幹部というものがそれぞれ身をもつて範を示すということが大事だということ、これにつきましては、全国の警察本部長会議を初めいろいろところでそういう話について、そういう心構えを持つて実際に実行するように指導をしてきていくことでございませう。

そういうことで組織全体が一体となつて活気のあるものになるということになりまして、初めて国民に信頼される警察運営が行い得るというふうなことを目指して常々努力をされているという状況でございます。

○志吉裕君 公安委員長、今いろいろとお話がありました。私、警察社会知らないんですが、察するに軍隊と並んで非常に縦型秩序の垂直秩序的というものに非常に重い価値を置いているんじゃないかと思うんですね。しかし、垂直思考に対して水平思考というものもあるわけですし、その水平思考のいわば管理能力、マネージメントというものも警察は大いに学んだらいいと思うんですよ、これは。私は、いろいろと官房長お話をありましたが、やっぱりエリートと第一線との乖離は大きい。私、田舎におりますと、しょっちゅう駐在さんと、それこそたまには酒を飲んだり話したりしますが、これはなかなか、官房長言うようにその縦の秩序だけで、そこまでが統括できるものではないという感じを持っているわけですね。

あなたは、あれは三月の二日の記者会見で二つのことを言っているんですね。一つは、警察官がそうなのは政治の乱れが影響しているんじゃないかと、だから聞いたら喜ぶようなことを言っていますね。もう一つは、警察の社会にも少しリラックスする雰囲気があったらいいんじゃないかなという、ちょっと二つのことを会見でコメントしておるようですが、若干私共感を覚えるんで、あなたが猛省を促して、長官が特命監察までやって、あなたにはどんな報告があったかわからないけれども、私が今るる述べた、そういう水平思考というのか、というものを警察社会にやっぱり取り込む工夫をなさったかどうかと思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(田川誠一君) 警察は規律を最も必要とする一つの組織でございますから、今、志吉さんおっしゃったように、縦割の非常にずっと一直線の組織でございます。そういうことでございませうから、とかく我々のような社会とはちよつと違つて、言いたいことも言えないという面があると思つておられる。そういう面、内面的な面がさらに重なる爆発するところ、事象の起こるようなケースも出てくるんじゃないか、そういうふうには私は思つておりました。これは一般論でございますけれども、御指摘のような不祥事件が起るすべての背景には、むしろ厳しい規律を求め、一つの背景としては、むしろ厳しい規律を求められて、縦割的な組織では、よその組織よりも余計に上の者と下の者との打ち明けて話しかける、こういう雰囲気をつくっていく必要があるんじゃないか、こうしたことを私考しておりましたので、記者会見で申し上げたわけでございます。

そういうことをやっていくには、上に立つ人ももつと現場にどんどんつ飛んでいって、現場の者と冷や酒でも飲んで冗談も言い、何でもございばらんに言うというふうな空気をいرونなところをつくっていく、こういうことが望まれるんじゃないかなというふうに思つておられるわけでございます。

す。現に、そういう幹部を中心にした地域では非常にそういう点がうまく生かされてやっています。これが大事ではないかというふうに思つております。

○志吉裕君 官房長の御答弁にもあつたけれども、厳格な職務倫理、これはもちろん警察社会、警察官に我々も強く望むところですが、その厳格な職務倫理というのは、四六時中しやちほこばつたものの中から生まれるとは限らぬわけであつて、警察社会、それこそ上も下も人権は同じ、自由に見解は交換をする、だから火の中でも水の中も飛び込むということになるんで、年がら年じゅう拘束されて、鑄型にはめ込まれておつて、格好だけついておつたつて、それは魂はこもらぬでしようという意味でこの間も提言したんですが、それはやっぱり考えてしかるべきだと思ひます。

私も労働組合をつくつたらいいこととまでは言いませんけれども、あの労働組合というのは、皆さんは赤旗振つて何か邪魔なものだと思つておられるような弊があるけれども、そうではないんですよ。それは赤旗も振るけれども、これはやっぱりそこにもたらされるものは、上司とそうではない者はやっぱり対等だといふものをそれはそれなりに養つて、お互いがそれぞれ身分の上下がないわけですから、そういう中でお互いに共同の責めを負おうとしているわけであつて、ある面ではチェック・アンド・バランスにもなりますけれども、せっかく兵庫の県警の問題で特命監察までやつたけれども、どうも皆さんは本質にはさわつていないのではないかとこの感じがいたしてなりません。ただ、この男がなぜ鉄砲持つて飛び出したのか、サラ金からいっぱい金借りておつたのだというだけでは決まりにならないということをお申し上げておきたいと思ひます。

ところで、さつきもちよつと出ましたが、これはどうないますか。水戸の署長さん、ああいうことがあつて取手から水戸へ移つた。この社会では栄転なんですよ、署の大きさは私はわかり

ませんけれども。今問題になつておる、なろうとする風管法に絡んでおるんだけれども、これは新任の本部長さんは就任早々やつぱり問題視されたようですよ。これはいろいろな報道で見る限りですよ。前の本部長さんはどこぞへ行つておる方ですが、これは問題は終つたというニュアンスにいたようですよ。この辺がまた警察社会らしいんだ。直接何かのかかわりのあつた者はできるだけ、何でもなし、何でもないと、こう言う、全然関係ない者、これは問題だ、問題だと、こう言うことにはなるのかしらぬけれども、結局、あれは六月の二十一日ごろでしたか、新任の本部長さんは遺憾の意思を表明なさいました。それはそれでいいことだと思ひますが、やつぱりここにあつたのは、うやむやや処理という問題点だったわけ、警察庁でもこのことは重視をなさつたように報道はされておりますが、今どうなつていますか。

○政府委員(太田壽郎君) この問題につきましては、前本部長が、いわゆる公務員法上の懲戒処分、これを行うには当たらないけれども、非常に幹部としていろいろ問題があるといひますか、紛らわしい行為であるということ、本部長から厳重に注意をしていたわけでございます。それで、新しい本部長が参りました、それについてそういう事情を知つたので、これはしかし処理済みである、しかし県民に対しては、これは遺憾な行為であるという表明をしたわけでございます。そういう意味におきまして、同人は取手署長から警察学校長を経まして、本年三月、水戸警察署長に異動して現職に在るわけでございますけれども、本人も前本部長から厳重な訓戒を受けたということとで、深く反省して現職に精勵をされているということでございまして、私もどういたしまして、一応この件については処分は終つたというふうにお知らせしておるわけでございませう。

○志吉裕君 そが、公安委員長、私はあえて、さつき民主的管理機構である公安委員会の管理のことについてちよつと触れたんですが、警察社会

は警察社会特有の価値観を生んでいくわけですよ。今言うように、取手の署長から警察学校長になって、水戸の方に異動されたようです。これは栄転と言うんです。悪いことをして注意された者が偉くなったという話なんです。こういうことはなかなかやっぱ普通の庶民の感覚とはなじまない。おまえ、ちょっと謹慎しておれということが、それはあったっていいわけ。こういうことは、それは個々の人事権に目を配れというわけじゃありませんが、そういう警察社会独特の感覚のようなものをやっぱ大きくはチェックをするという管理機能を持つべきであって、田川さん、あなたの感覚はどうです、この問題について。そういうことがあったけれども栄転をして、今は粉砕身、職務に精励しておりますという御答弁なんです。私はそうかなという感じがするんですが、あなたはこう思いますか。

○国務大臣(田川誠一君) 第一線で活動している警察官、特に署長とか署長以下第一線で活躍している人たちは、犯罪の捜査その他の警察の職務を執行する上から、やはり地域に溶け込むということも一つの必要なことではないかと思うんです。そこが裁判官とか検事とかというところとはちよつと違う、そういう面を持っている。そういう面の、犯罪捜査に資するために一般社会の人たちと交流をしていく、その中で厳正な態度をとっていかねばならない、ここが非常に難しいところでありまして、その一線を踏み越えると今御指摘のような問題になってくる、ここが問題ではないかと思うんです。

私はこの事件のことを詳しくは存じませんが、私も、とにかく犯罪を取り締まるべき者が一般から疑惑を持たれるというようなことがあってはいけな思っております。そういう面では、たれた者が栄転をするということは必ずしもいいことではない。ただ、そういう疑惑が本場に持たれたのか持たれないのかというところが難しい問題でございまして、今の水戸の署長の問題につきましては、私も余りのことまで聞いておりません。

ので、どうこうということを今公安委員長として申し上げるわけにはまいりませんが、今くどくど申し上げましたように、少なくとも犯罪を取り締まるべき者が関係者と癒着しているように思われるということはどんなことがあっても許されるべきものではない、このように思っております。

○志吉裕君 あなた知らぬうだけれども、一々こんなことまであなたには報告ないと思うけれども、疑惑を持たれるようなこと言つたて、それはそういうことがあつたということばみんな言うというわけなんです。これは、だから、気をつけろというので終わつたんでしようが、これ以上は追及をしませんけれども、私はこのことに関連をしてもし意見を申し上げるとすれば、何か警察社会ではこの程度のことはちよいちよいあるのかも知らぬけれども、しかし上司はむしろ厳しく接しなさいよ、その方がよろしいのではないかと、ことだけ申し上げておきたいと思ひます。

ちよつと済みません。通告しなかつたものですから、これは政治家田川さん、公安委員長田川さん、やりとりだけでいいんですが、最近とみに危機管理ということが叫ばれております。で、危機管理というのは一体何なんだろう。あるいは危機管理が叫ばれる背景は何なんだろう。警察がかわる危機管理の分野というのはいかなるものか。そして、警察庁においてはこの危機管理の問題について研究などに手をつけているかどうか。田川さん、どうですか。

○政府委員(山田英雄君) 今お尋ねの危機管理という言葉は大分ひとり歩きしておつて、何が実態かということには人によってさまざまな定義があるかと思ひます。

お尋ねの点でお答え申し上げます。私も、警察は常に危機管理をすることが常務であろう、こう思つております。それを平たく具体的な例に即して申し上げます。例えばハイジャック事案、あるいは予想される大地震でございまして、関東大地震あるいはいろいろございまして、そういうための判定技術なども発達しております。

ますけれども、要するに多数国民に衝撃的な影響を与える、同時に具体的な被害を与える、そういうエマージェンシーといひますか、突然来る大きな出来事、それに十分に対応し得るかどうかというものが私も警察が常に考えていることとございまして、それが今言われている危機管理というもののはば最大公約的な見方ではないかと思ひますが、そうしたエマージェンシー、例をさらに挙げて申し上げます。原子炉衛星の落下とか飛行機事故とか、挙げていきますれば限りないと思ひますけれども、そういうものに対して、私も常々従来の教訓、経験を生かして、的確に対処するためにはどんな準備をしたらいいか、平素からどんな装備資機材を用意して、現場の警察官にどんな教育訓練を施して、どんな注意事項を徹底したらいいかということ、今申し上げたハイジャックなり地震対策なり大災害あるいは衛星の落下とか、そういうことをすべて含めて平素から十分に考え、徹底しておるところです。

したがって、今危機管理が重要だということをいろいろところで言われておりますが、私も警察にとつては、最初に答弁申し上げましたように、それが常務であつて、常日ごろ仕事即危機管理、こう意識しております。

○志吉裕君 おくれてきたので、もうやめますけれども、公安委員長、念のために、警察学論集第三十六巻第八号、昭和五十八年八月号に警察庁警備課長國松孝次さんの論文が載つております。表題は「危機管理のすすめ」というんです。ちよつとこれは気になつたんでお聞きしたんですが、警備局長の話では、我々のやつておるのはいつても危機管理だ、こう言われればそれはまたそうなんです。確かにあれはひとり歩きを言葉がしてゐるのかもしれないが、参考のためにこの彼の論文、私はこういう人が大いに意見を述べることは一向構わないという立場で申し上げます。それは一つの見識ですから。ただ、この危機管理の背景について、ちよつと読みますよ。自民党の諸君ちよつと気になるかな。

「政治面では、自民党の安定多数がありながら、複雑な党内事情もあつて、政局の動向は、まったく予断を許さない」、「経済面でも、他国からはその「繁栄」を羨望されながら、」云々と、こうなるんですが、ちよつとこれ気になるでしょう。自民党の政権がどうなるかわからないから危機管理をよく考えましようやというんじや、ちよつと物騒な話だ、これ。しかし、私はごく一部分を出したんで、これ全部がそう言つていられるというんじやないですよ。でも、例えばそういう問題意識もあつて危機管理ということになってくると少しニュアンスがかわつてくるという意味でちよつと取り上げたので、いずれこの問題は、続編はこの次にやりますが、念のためにどうぞお読みになつて下さい。

○中野明君 最初に公安委員長にお尋ねをいたします。

今、同僚の志吉委員からも話がありました。昨日、松山事件が無罪ということになつたわけですが、死刑囚が無罪になるというんですから、これはもうそれこそ大変なことなんです。それがここの一年ほどの間に、御承知のとおり免田事件とそして財田川事件、そして松山事件と、三件ともこれ死刑囚が再審で無罪ということになつております。昨日新聞、テレビで大変な報道がなされて、国民の関心も大変高くなつておりますが、その中で、やはり私もテレビを見ておつて非常に印象に残りましたのは、斎藤さんのお母さんが、一番最初に調べた警察官の人に一言済まなかつたと言つてほしいということを言ひました。これは非常に私気になります。

そこで、公安委員長として、この問題について今も議論がありましたが、一様に指摘されていることは、この三件とも要するに初動の捜査で、見込み捜査で別件逮捕だ、そして自白を強要したというふうなニュアンスで私たちが受け取るわけなんです。こういうことがありますと、やはり今それだけでなく一連の不祥事件が連続をして、警

それから四番目といたしまして、内閣総理大臣の特別ほう賞金制度、これは二百万から一千万程度でございます。それから警察庁長官の賞じゅう金、これも三百万から千五百万、各都道府県の知事が出してくれます賞じゅう金、これは最高が二千六百万程度でございます、等を支給する形にな

っております。

それから五番目には、警察協会から弔慰金等が支給され、さらに警察育英会から子弟に対し奨学金等を支給することにいたしております。

それから六番目に、各都道府県警察におきましては、住宅問題あるいは子弟の教育問題、そのほか生活各般にわたって遺族の援護に組織として取り組んでいるという状況でございます。

○中野明君 それで、保安部長にお尋ねしますけれども、こういう事件を未然に防ぐといいますか、二度と起こらぬように、今回のこの事件の教訓といいますか、そういうことから、今後の対策といいますか、処置は何か講じられておりますか。

○政府委員(鈴木良一君) 警ら活動につきましては、基本的留意事項といたしまして、職務執行に当たりましては受傷事故の防止に努めることを定めまして通達があるわけでございまして、そこで細かく決めておるわけでございすけれども、今回のように非常に急を要した事案で、しかもやらねばならないという使命感に燃えて犯人を追跡するという場合には、なかなか必ずしも受傷事故防止のみに配慮し得ないといううらみがあつたということだと思ひます。そういうことで、急に反撃を受けたというためにことに残念な事案に立ち至つたものと考えておるわけでございすけれども、こういう不幸な事案を今後防止するために、基本的事項といふものの徹底を図つていかなければならぬと思ひますけれども、今回の教訓を踏まえまして、やはり相動務者が、先ほど申しましたように、本署に連絡しているうちにこの米良巡査の方は追跡を開始して、見失つたという形になっておるわけでございす。この相動務者との連絡方法といふものをどうしたらいいかといううなことを一応検討しなければならぬと思ひます。

それから、逮捕時に当たつて、恐らく制圧にかつた時点で至近距離からやられたという感じがするわけでございす。この逮捕時に当たつての制圧の方法につきまして研究をしていかなければならないと、かように考えておるところでございす。

○中野明君 この問題につきまして大臣から一言おっしゃってください。

○國務大臣(田川誠一君) 殉職した警官の遺族にも私会つてまいりましたし、お通夜にも行つてまいりました。一人息子を失つた両親の前で、私も本当に残念な事件であつたと思つております。こうした職に殉じた警官が、つい先月ですか、先々月にも三多摩地区にございまして、いづれも責任感の強い仕事熱心な警官でございまして、私はこうした警察官が大部分だと思つております。なのに、先ほど来御指摘のような一部の不心得な者が出てくるために警察に対する信頼が失われようとしてゐることは非常に残念でございまして、こういう事件が起こりましたのを機会に、再びこういう犠牲者を出さないような対策もあわせて考えていかなければならないと思つております。

○中野明君 それでは、これまで余りいい話じゃないんですが、先ほど出ていますように、愛媛県で、駐在所に単身赴任をしておつて、それをなじられて、それを注意されて上司を刺したという事件なんです。これはこの単身赴任ということに問題がある程度あるやに私も思ひますが、現在、単身赴任で駐在所の勤務をしている人というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○政府委員(鈴木良一君) 単身赴任の状況でございす。七月十日現在で調べましたところ、全国の駐在所勤務員の単身者、当然単身になるわけですが、及び妻帯者ですが、単身者の赴任状況につきますと、約七割の者が単身赴任である。そのうち、今申しましたように、単身者が三割ぐらい入つております。したがひまして、妻帯で単身といふのは四割ぐらいという形になっております。

○中野明君 そうすると、この原則はどうなつてゐるんでしょうか。駐在所といふのは家族で行くというものが原則になつてゐるのか。今のお話では、単身者が行つてゐるということになると、そういう原則もなさそうなんです。その辺はどうなんでしょうか。

○政府委員(鈴木良一君) 駐在所は何せ都市部以外に地域に設置されて、地域に溶け込んだ活動に当たることを任務といたしておりますので、単身赴任よりは家族同伴で勤務することが望ましいといふように考えております。しかしながら、駐在所の勤務といふのはいわゆる職住一体でございまして、なかなか公私の区分がつけにくいという状況にございす。それからまた、勤務員の勤務ももちろんでございす。家族の負担も大変重なるものになるというのが実情でございまして、そういうことで各都道府県では、できる限り単身赴任でない形にしたいといふことでやっておりますけれども、駐在所勤務員の確保に大変苦慮しているという状況にあるわけでございす。

○中野明君 ちよつとその辺で私気になるんですが、単身者は当然これは単身で行かなくやしようがないんですが、今回の事件は結局、単身で来ておるから電話をかけても出ぬのだと言つてしまつたことが発端になつてゐるようなんです。そうすると、この全部がそういう原則で家族を連れていくということになつてゐるならば、それも一つの理屈があるんでしようけれども、単身の人でも随分単身で派遣されてゐる人がおるわけですから、そういうことになりまして、何だか今回の事件といふのは、特別に単身赴任だから云々じゃないに、やはり日ごろの上司との感情的な問題があつたんじゃないかといふうな気もするんですが、その辺はどう見ておられるんですか。

○政府委員(鈴木良一君) 現在捜査中でございますので、まだ確たることは申し上げられないわけでございますけれども、単身赴任の関係あるいは上司との関係といふものもあつたのではないかといふうに推察をいたしております。

○中野明君 私は自分の国元の警察の本部長との間ちよつとお話をしておりましたら、警察の本部長は、やはり現場で働いてゐる人が大変だろうといふので、赴任してまだ間のない方ですが、休日を利用して駐在所、どう言うんですか、近くは自転車なんかで回るようにして、全部勤務地の駐在所を回つてみたいといふことで、今計画を立てて回つておられるようですが、非常にそういう立場で動いていけることによつて意思の疎通もでき、現場の様子もわかるんじゃないかと思つて、私は非常に共鳴しておるわけですが、今回のこういう事件なんかを見ますと、やはり警察の一連の事件を見ても、警察官であるという責任と、それから立場の重要性といふものに対する認識というのが非常に薄いような気がして、この辺の教育といふのはどういふ方法をとつておられるのか。日ごろの警察官に対する教育のあり方ですね、これをちよつと説明してください。

○政府委員(太田壽郎君) 警察官に対します教育はいろいろな形で行われておりますが、一つは学校教育、学校教養と言つておりますが、そういう方法でございす。

これにつきましては、最初警察官に採用したときの教育、さらに何年かたつたときの現任的な教育あるいは専門的な教育、そういうような警察学校を利用しての教育が基本にございす。ここで基本的な警察の責務といふか、使命感の問題、そういうようなことも含めまして基本をよくたたき込む、それがまず学校における教養の基本でございす。

それから、現場におきまして、警察署なり警察本部の実際に仕事をしているその先で、いろいろな機会をとらえて教育を行つております。これも組織的な形で行われておりまして、その際に、そのときどきのいろいろな問題等をとらえまして、具体的な形で、それぞれの職場に適した形で教育を行つてゐるものでございす。

○中野明君 それで、兵庫警察の問題ですが、これ余りにも事件が全国的にあるようですけれども、特に兵庫県に集中しているといふことで特命監察を行つたようですが、これはどういふとき

にやられるんですか。もう一度教えてください。

○政府委員(太田壽郎君) 警察職員によります特に重大な不祥事案が発生した場合に、当該事件の背景あるいは原因の究明、今後の対策の方法というようなことを警察庁が直接把握いたしまして、そこで得た教訓等を全国の警察に敷衍をいたしまして、この種の事案の再発を防止するというところで、首席監察官等の警察庁の監察担当官を警察庁長官が特に任命をして派遣をして行われる、そういう監察でございます。

○中野明君 過去にそういう例は何回あるんですか。

○政府委員(太田壽郎君) 最近では昭和四十一年に北海道警察に対して行っております。さらに、五十一年に兵庫警察の尼崎中央署におきま

す不祥事案。それから、昨年でございますが、大阪府警察に対して、遊技機賭博の取り締まりに絡む不祥事案について特命監察を行っております。それから、ことし兵庫警察の連続して発生

いたしました強盗事件というのについて特命監察を行ったという状況でございます。

○中野明君 前にも兵庫警察やっているんですね。それで、この兵庫警察の特命監察の結果、何か警察の組織全体がそういう状態になっているのか、兵庫警察独自の理由があつてそういうことになったのか、その辺の認識といたしまして、監察の結果はどういうふうに認識しておられるんですか。

○政府委員(太田壽郎君) さっきもちょっと申し上げましたけれども、本質的に、問題を起した個人の問題ということが基本的な問題であるという認識に立っておりますけれども、ただ、そういういろいろな無計画な生活設計あるいは自己の収入に照らしまして非常に不相应な借金、強盗までしなればいけないように追いつめられるようなそういう不相应な借金をしていったというふうな、そういう点について組織として十分な対応ができていないか、そういう点、これは今度の監察の結果特にわかったことでございますけれど

も、他の府県が果たして同じような形かどうか、これはちょっと他の府県について調べてみたいとわからないうところでございますけれども、兵庫警察の監察の結果わかったそういう問題を他の府県に對しても教訓にするよう、敷衍をして知らしめるという状況でございます。

○中野明君 そのときの監察では、いわゆるその後問題になっております姫路の件、それは一緒に調べられなかったんですか、どうですか。

○政府委員(太田壽郎君) その点については調べておりません。

○中野明君 やはり一連の問題が起っているわけですから、ただ強盗事件だけじゃなくて、一切そういうことを、特命で監察に行かれた以上は、やはりあらゆる問題といえますか、事件を監察し、解明をしやれないんですか、そういう建前になつていないんじゃないんですか。

○政府委員(太田壽郎君) わざわざ警察庁から現地に参りましていろいろ調べさしてもらうということでございますので、かなり細かい事項を分けまして調べております。例えば職員の管理、教養

というふうな問題につきましては、これは既に昨年警察庁の次長通達も発出いたしておりますので、それがどういう形で具体化されて実践をされているかどうか、それをさらにどういう点に着目してそういう点を見るかといえ、例えば人事管理の状況と厳正な規律の保持を図るために具体的

などういふ措置が現に行われているか、身上監督の徹底方策として具体的にどういふことが行われているかどうか、明るい職場づくりの推進方策と

いうようなことで生活設計のモデルプランの検討はどうなつていくだろうかとか、生活相談の体制はどうとか、レクリエーションあるいは余暇活動の推進状況はどうなつていくだろうかとか、細かい点につきまして相当網羅的に調べをしていくわけでございます。

○中野明君 これはいつ行かれたんですか。

○政府委員(太田壽郎君) 本年の五月七日でございます。

○中野明君 そのときに、もう既に姫路の署長がかけマージャンをしておつたかというふうな事件は県警がかなり調査をしておられたやに私聞いてるんですが、その辺のことまで、せっかく行かれてた強盗事件だけを調べるといふようなことじゃなしに、やっぱり全体を調査してこれらでないですか。

○政府委員(太田壽郎君) ただいま先生から御指摘の点は兵庫警察の姫路署長のかかけマージャンの事案ではないかというふうな考えられますけれども、この件につきましては、実はことしの六月に収賄被疑者として逮捕された姫路市の市役所の職員がおりまして、それでいろいろ問題が浮かび上がつてきたというふうな状況でございますので、特命監察をした時点でその点までなかなかわからなかつたという状況でございます。

○中野明君 この事件も非常に問題だと思つてますが、姫路で副署長をしておつたときに副署長の官舎でかけマージャンをしていた、それから竜野の署長にかけマージャンをしておつた、それからやつていて、こういう状況なんですから、当然こんなことがわからないというのはいくらも考えられないと思つてますが、何か事件が起つても少々のことならば伏せておつて、もうどうしようもなく

なつてから発表されるというふうな傾向が私どうしても見えるんです。

○政府委員(太田壽郎君) 警察官が交通事故を起した、普通の人はならば、一般の人ならばすぐその日の夕刊にばかつと出るのが、警察官であるがゆえに、一週間もたつてから、回りからや

まじゅう言われて発表されているというふうな事例を私は何回も耳にしたり、目にするわけです。

ですから、そういうところ辺に、やはりお互い内々だからかばおうという気持ちが少しはあるんじゃないかという、こう私のひがみかもしれませんが、そういうことがやはり不信を持たせるものになりますので、恐らく今回もこんなことがうわさになつておつたんじゃないかと思つてますが、

兵庫警察本部としても、監察に来たらなるだけ重点的にそこをやつてもらつて、後はしばらくそつとしておこうというふうな、そういう嫌いがあつたんじゃないだろうか。そうしないと、せっかく警察庁長官の命令で監察に行かれて、行つた後すぐこういう問題がばかつと出てくるということになる、何のための監察をなさっているんだらうか、こういうことにもなりかねないですね。その辺の感じはどう思つておられるんですか。

せっかく監察に行かれて、そして個人の資質、確かにそれは、そんなことをする人が悪いんでしょ

うけれども、兵庫警察の管轄の中で次々にそういうことが起つていて、こういうことについて何か、せっかく行かれたんですから、どうもこういうことじゃなかつたかという一つの確証というんですか、傾向をつかんでこれらに起るんじゃないか。

そのように私は受け取るわけなんです、その辺どうなんでしょう。

○政府委員(太田壽郎君) 特命監察に参りました担当官の報告によりまして、一応そういう強盗事件を起した個人の資質の問題、それから、その者がおりました所属の身上把握の不徹底とか、そういうところがやはり組織上の問題として指摘されているところでございます。ただいま先生がお話になりましたような、兵庫警察に独特の云々というふうな受けとめ方というものは行われてないわけでございます。

○中野明君 そうすると、一般的に言われているように、なぜ兵庫警察かという、兵庫警察にばかり事件が集中しているということについては、どういふふうにお感じになつていらっしゃるんですか。

○政府委員(太田壽郎君) これについては、非常に集中して重大な不祥事案が起きていて、これは客観的な事実でございますけれども、それについて、今お話しのような兵庫警察の体質とい

○中野明君 そうすると、兵庫県には個人的に資質のおかしい人がたまたまたくさんおったということになってしまふような感じがするわけですが、先ほどの御答弁でも、何か五十一一年にも兵庫県に、尼崎ですか、どこかに監察に入っておられるというんですから、何かそういう点、もう少し慎重に検討される必要があるんじゃないか。このようにも思うんです。そんなに一つの県警本部でここ近々に二回も特命監察が入るということは、これは異例なことでしょうし、しかもせっかく五月に行かれて、六月には早、署長がかけまーしゃんしているというような事件がすぐまた飛び出てくる、こういうことになりますと、本当に本気で監察をなさったのかなというように感じると、それかねないわけでは、そういう点の、内々でやられているのじゃないかという点の疑問と、いいですか、そういう不信をやっぱり払拭するようにはきちんとして行かれた以上は、個人が悪いんだということだけで片づくような問題じゃないんじやないかと私は思うんですが、もう一度御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(太田壽郎君) さっきもちよつと申し上げましたけれども、今回の監察につきましましては、重点を特に身上指導といひますか、サラ金の問題等を中心にいたしましたという問題、それから勤務中に抜け出してという問題、それからこのことに関連いたしましたという問題、警務上の問題という点もかなり詳しく調べてきておるところでございます。

それから、もちろん銀行強盗事件自体についても、いろいろ阻止できなかった原因ないし問題点とか、そういう問題も含めまして調べをしてきていくということでございます。

今御指摘のような問題が事前にわかっていたとした場合に、それを特命監察に含めるかどうかというのとはまた別な判断があるかと思ひますけれども、一応、特命監察というのには、テーマを絞りまして、その点について深く現地に赴いて調べるということでございます。

それから、さっきもちよつと申し上げましたけれども、特命監察を行ひまして、約一カ月後にたまたまマージャンのグループの一人の市役所の職員が贈収賄事件で検挙されて、それでこの事件というものが浮き彫りになってきたというように、なともございまして、今度の特命監察のテーマにこの問題では含めなかったということでございます。まず、御了解を賜りたいと思ひます。

○中野明君 それから、もう一つお聞きしたいんですが、サラ金が大事件の裏に、これは警察官の皆さんだけじゃなしに、一般的にもいろいろ問題が起こつて事件を起こしている背景にサラ金があります、今回の兵庫県もそれを重点にお調べになったということですが、今事件を起こしていない人でもサラ金から借りてどうもこうもならぬような状態であるということがわかつたときはどういう手を打たれようとしているんですか。

○政府委員(太田壽郎君) これは、結論的に申し上げますと、ケース・バイ・ケースということになるうかと思ひますけれども、本当にどうにもならないという場合には、例えば本人が退職をして、その退職金でサラ金の借金なら借金を返す。そして、新しい別な道で今後の人生というものを送っていくということも極端な場合にはあり得ると思ひます。

しかし、そこまではない場合でも、例えば警察の内部の信用組合から金を借りて、それでそういう高利の借金というものを返済するということも、いろいろな形がそれではあり得ると思ひますけれども、やはり組織に相談をしてもらうということ、みんないろいろ知恵を出し合うということが大切なことだということで、今指導をしているところでございます。

○中野明君 個人的な問題ですから、なかなかサラ金を借りているということも掌握するのは大変だろうと思ひますが、しかし問題がやはり全体的な事件を通じてサラ金に端を発している事件が非常に多いですから、その点は極力状況を掌握されて、そしてこういう事故が起こらぬように未

然の手を打たれる必要があると思ひますし、警察官がこういう事件を起こすと、先ほど大臣もお話になつておりますように、まじめにやっている人たちがこれはたまらません。そういうことで警察の信用を回復するといふことが、これはもう大変な作業でございます。警察行政を進めようとしたら、やはり一般の住民の理解と協力というものがなければ、どんな捜査もそれだけの効果を上げるのが難しい、このように私も思ひますので、そういう点につきまして、信用回復にあらゆる努力をしてもらわなきゃならぬのです。

我々、特命監察のことにしても、一体どういう作業でどういうことをなさるかといふことは、今お聞きしてわかつたわけですが、普通の受け取り方としては、せっかく長官の特命を受けて兵庫県警へ行つてお調べになつてやつた、その後、それこそ一カ月もたぬうちに早、また偉い人がかけマージャンをしておつたという事件が出てくると、何のための監察、警察は何をしているのだからかといふ、そういう不信をさらに積み重ねるような結果にもなりかねないもので、から申し上げているわけでは、そういう点について、どうかひとつ万端漏れないようにお願いをしたいと思ひます。

そこで、公安委員長にお尋ねをするんですが、先ほどお話が出ておりましたグリコの事件です。この江崎グリコの事件といふのは、これは大変な関心が集まつておりまして、一応犯人としては終結宣言のような通告をしてきたといふのですが、これはどう受け取つておられるのですか、まず。

○政府委員(金澤昭雄君) 犯人から終結宣言とまではいきませんが、それに近いような形の文書がマスコミ関係各社の方に送られてきたことは御承知のとおりでございますが、私も似たししましては、あの声明は、犯人が本当に犯行中止をする、こういつたふうには受けとめておりません。まだまだやはり現金目当ての犯行を計画しておると、こういうふうに受けとめて、現在、一

日も早く検挙すべく捜査を実施しておるところでございます。

○中野明君 グリコはかなり大企業でしっかりしているから何とか本体は今のところ持ちこたえているようですが、関連の企業は倒産しているところもあります。こういうやり方で今後この種の事件が起こつてきたら、中小企業程度だったらつぶすのはわけない。こういうふうな非常に社会的にも悪例を残すような事件でございますので、ぜひこれは犯人の検挙ということに全力を上げていただきたいと思います、大臣はこの事件をどう見ておられるのですか、おっしゃつていただきました。

○國務大臣(田川誠一君) このグリコ事件の犯人は、その大胆な手口とか被害者が脱出した後の執拗な脅迫、あるいはマスコミを利用しての警察に対する挑戦とか、最近にない大変な特異な例でございます。特に毒物を混入する声明などによつて社会に少なからぬ影響を及ぼしてきた、こういう事件でございますから、これはもう何としても早く解決をしなければならぬ。

今刑事局長から説明されましたように、犯人がどんな声明を出そうとも警察の基本捜査、事件に対応する捜査を徹底的にやっていく以外にありません。そういう意味で、私も公安委員会といひまして、警察が立てました捜査方針を貫いていく。そして、あらゆる方法、あらゆる手段を通じて徹底的に捜査をしていく。これはもう多少時間がかかっても基礎調査を進めていく以外に方法はない、こういうふうな考えでおります。

○中野明君 何か犯人が警察に対して挑戦をしていくといふのですか、警察を翻弄させているといふのですか、そういうふうな見方をする向きもあるような事件でございますので、ぜひこれは早急に解決をしていただかなきゃならぬのです。その後の動きといふのは全然ないんですか。一部報道には、何か会長かどこかのところへ金を出せとかいふようなことが来ておつたとかいふようなことを報道されているようなんですが、その後の犯

人の動きというのはどんなことですか。

○政府委員(金澤昭雄君) その後という時期的な問題がいろいろございすけれども、現在のところ余り動きはございません。したがって、こちら犯人の出入を現在関心を持って注意しておると、こういう状況でございます。

○中野明君 捜査は引き続いて当初と変わりなくなさっているわけですね。海外へ逃亡するとかいうようなことも書いてあったというのですが、その方の状況はどんなことですか。

○政府委員(金澤昭雄君) 捜査は、今までやってきました物と人の関係についての捜査、これを鋭意推し進めておるところでございます。海外というの、声明文の中にもありましたけれども、この点については、そういった形があらわれてくれれば私たちの情報が入るようになります。現在いろいろと注意をしておるわけでございます。

○中野明君 何か私も外から見えておってわからぬことが多い事件のように思いますが、社長が誘拐されて、そして三日後でしたか、一人で逃げた。それで、それからが大変で、非常にややこしい事件だと思ふんですが、見通しはどうなんでしょう。ぜひ解決をつけてもらわいかねと思ふんですが、なかなか犯人が神出鬼没のような状態ですから大変だろうと思ふんですが、どういう見通しを持っておられるんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) お話ございましたように、普通の身の代金目的誘拐事件であります。被害者が脱出をしまつてと大体その辺で事件の見通しはつくわけでございますが、今回の事件は、その後の方が犯人の行動がいろいろと活発になつておるといふことで、今までにないような特異なケースだと思ひます。捜査といたしましては、会社関係のいろいろな関係、それから残された物の関係、タイプライターの関係、こういったいろいろな捜査の対象がございすので、これについて現在大量の捜査員を動員しまして捜査をやつておるところでございますが、なかなか犯人像の絞りというのが難しいわけござい

まして、それと捜査の対象も非常に量的に多い状態でございます。そういうようなことで、大量の捜査員はかけておりますけれども、なおしばらく時間がかかるであらう。しかし、時間がかかりましても必ず犯人を追い詰めて検挙する、こういうつもりで現在やつておるところでございます。

○中野明君 このままで犯人が全然動きを見せなかつたら、これなかなか難しんじゃないかなという感じが私、外目で感じるんです。ぜひ精力的に解決の方向に向かつて努力をしていただいて、威信を回復していただきたいものだと思ふ次第でございます。

それから、次の問題に移りたいと思ひますが、これは行政改革に関連をしまして地方行革推進小委員会が報告を出しました。その中で「地方警察職員については、人事管理の適正化等により、原則として増員を当分の間凍結するよう措置する」、このような報告をしております。

それで、これに関連をしてお尋ねをするわけですが、現在、警察の職員は何人おられるんですか。

○政府委員(太田壽郎君) 地方警察官でございますが、二十一万五千三百六名でございます。

○中野明君 これはどうなんでしょう。諸外国、先進国と比べて、我が国の警察官の一人が担当している負担人口といふんですか、それはどの程度の状況になつておるんですか、おわかりになつたら教えてください。

○政府委員(太田壽郎君) ただいまの二十一万余の警察官で現在の人口を割つてみますと、警察官一人当たりのいわゆる負担人口と申しますか、それは約五百五十三人、人口五百五十三人に警察官一人といふことになるわけでございます。他方、欧米諸外国の警察官一人当たりの負担人口は、フランスでは一九八三年の時点でございすが二百七十八人、西ドイツでは一九八二年の段階でございすが約三百十八人、それからイタリアでは、これは一九八〇年の数字でございすが約三百四十人、イギリスでは一九八三年の段階で三百九十

八人、アメリカでは一九八一年の数字でございすが約三百九十四人に一人といふことで、日本の警察官の一人当たりの負担人口といふのは、今申し上げました先進諸国に比べて相当重いといふことが言えようかと思ひます。

○中野明君 それで、定員の推移を見せてもらいますと、毎年増員がされてきておるわけですが、最近でいきますと、五十六年に二千二百人ですが、五十七年が千五百、五十八年が千二百、五十九年度は五百五十六と、このように増員といふことになつておるようなんですが、そうしますと、現在でも一人当たりの担当している人口といふのは日本の方がかなり多いといふことになります。

それで、凍結されて、先ほど来お話しになつておるような事件が非常に多くなつてきておるといふ状況からかんがみて、今回のこの小委員会の報告について当局としてはどのようにお考えを持っておられますか。

○政府委員(太田壽郎君) 行革審の報告によりまして、ただいまお話をございましたように、増員を凍結するといふことにはなつておりますが、「原則として」「当分の間凍結する」という表現になつておるわけでございます。そういうことで、私もどなたもいたしましては、内部的な配置転換その他合理化を一層徹底するといふことによりまして、増大いたします警察需要に対しましてできるだけ増員をせずに対処していきたいといふふうには考えておりますけれども、やはりどうしても増員によつて対処せざるを得ないといふふうなものがございすので、必要最小限の増員につきましては関係方面の御理解を得ながら措置してまいりたいといふふうに心づもりしておるところでございます。

○中野明君 犯罪がふえている、それから負担人口が多いという中で凍結をして、果たして治安が大丈夫なんだろうかとこの心配を私はいたします。ましてや、先日議論をちよつとさしていただきましたが、関西にも新空港ができてくる。会社ができてこれから工事に入らうとするわけですか

ら、反対派の人たちもどういふ行動を起こすかわからぬ。しかも、でき上がったら、あそこは二十四時間空港ですから、初めての二十四時間空港といふことになりまして経費もそれだけ必要になつてきましようし、こういう、ただ財政的な問題で行革を推し進めるといふのは、私は少し行革の本旨から外れるんじゃないかという気がしてなからぬのですが、自治大臣、何か御見解があらま

○国務大臣(田川誠一君) 大変御理解のある御質問でありがたく思つておりますが、行革審の報告では、警察といへども原則として人員を凍結していく、こういうことになつておりますが、やはり行政改革は各論になりますといふのが反対といひますか、反対理由も出てまいりますが、警察と消防といへども原則としてはこの方針を尊重していかなければなりません。しかし、今中野さんおっしゃつたように、犯罪の多発あるいは道路の高速度が大変広がつてまいりまして、交通の取り締まりも大変な人員の必要を生じてまいりまして、また、都市化によつて随分警察官の必要箇所も出てまいりまして、関西国際空港も御指摘のようになつてございまして、そういう意味から、内部的には管理の面で節約できるところは節約をしなればならぬけれども、やはり必要最小限度の増員がどうしても必要になるというふうな場面も出てまいります。そういうことも考慮をしながら、ひとつ治安に支障のないようにこれから私どもはやつてまいらなければならぬ、このように思つております。

○中野明君 結局、行革で人間を減らしても治安の心配が出てきたら逆効果になつてしまひます。先ほどの駐在所にしても、これ単身赴任をさせなきゃいかぬというふうな、独身者を行かさないやからぬというふうな事象もあることですが、やはりこれはそれ相応にいろいろ、今大臣がおっしゃつたように、各論になつてくるというふうなありましようけれども、行政改革といふのはむだなとこ

ろはどんな切っけって、必要などころは思い切ってやると、それが行政改革だと私は思っております。そういう意味で、配置転換で適正な人事配置管理をして、それでうまくいくのならそれにしたことはありませんけれども、新しい需要が見込まれてくるし、事件はだんだんだんだんふえてくるというような社会的傾向もありますから、ぜひその点は一応、これ大きな議論になってくると思いますが、治安の問題に不安を残さないような処置をお願いしたいと思っております。

それは次の問題に移ります。

交通事故の問題でございますが、交通事故が本年に入ってから少し減少しているというふうに報じられておりますが、この傾向はまことに結構なことだと思ふんですが、これは今後ともこういう状態が続くとはだれも予測できぬのですが、現在の交通事故の状況をどう見ておられますか。

〔委員長退席、理事眞鍋賢二君着席〕

○政府委員（久本健一君） 交通事故の情勢につきましては先生御案内のとおりでございます。まして、広く見てまいりますと、事故死者につきましては、四十五年をピークにいたしまして九年連続減少しておりましたものが、昭和五十五年に再び反転をしております。昨年九千人を再び突破したという傾向になったことは御承知のとおりでございます。

その主な背景といたしましては、いろいろあるわけでございますが、主なものを申し上げますと、若年者の事故が増加をしているというように、それから二輪、原付といったような新しい輸送手段による事故がふえておるといふこと。それから高齢者社会を反映いたしまして、高齢者の事故が増加をしたといったようなところに大きな最近の情勢の特徴があるわけでございます。その背景といたしましては、交通全体が肥大化し、過密化を遂げてまいりまして、さらに、そういった膨れ上がった交通がますます複雑に、かつ混合形態を増しているといったようなことで、構造的な側面もございまして、ほうっておきますれば事故

増の傾向はとどまるところがないであろうという懸念はいたしているところでございます。

ただ幸いに、先生御指摘のとおり、昨年の十二月から本年の前半にかけまして、事故死者が久しぶりに若干継続的に減っているという事実はございます。これは人によりましては、ことしは雪が余計降ったので、それで減ったんじゃないかというようにおっしゃる方もおられるわけでございますが、確かにそういう点もないわけではございませんが、これは率直に申し上げます、最近若干減少しております減少のどの辺に問題があるかというところを見ても、昨年非常に顕著でございました土曜、日曜に非常な事故死者が多いという傾向がございまして、昨年に比べてかなり事故死者の減少が多いという点が一つございまして、それから、最近数年間ふえ続けてございました二輪、原付といったような事故が、本年の前半は、比べまして若干減少の傾向がございまして、また、若年者の事故が確かに一般的にはふえておりますが、本年の前半に減っている限りは横ばい含みの若干減少という傾向がございまして、今申し上げましたように、最近数年間ふえ続けておりましたいわば要因の大きなものが、比較的はっきりと本年前半には減っているという点がございまして、これが幸いにことしの数字が比較的数字の上ではいい結果をもたらしておる背景ではなからうかと思ふわけでございます。

私も、昨年のこういった事故増の傾向にかなり入りました、ことしはこういうような点に比較的力量を入れたつもりでございますので、そういう点でも影響があったとすれば、私どもとしては大変幸せだったというふうに思っておるわけでございます。ただ、そういう点では、構造的な問題に大きくメスを入れたというわけにはなかなかまいっておりますので、こういう傾向が今後継続的に続くかどうかということになりますと、私どもとしては、そうそう甘い考えでいるわけにはいかないだろうというふうに考えておるわけでございます。

まして、今までやっておりますことは、ある意味ではあくまでも対症療法でございまして、こういったような傾向を一つの手がかりにして構造的な事故減少の対策を少しでも進めることができればというのが私どもの現在の仕事の進め方でもあり、また将来に對しての願いでもあるというところでございまして。

○中野明君 それで、交通事故は当然事故死というところにもはね返ってくるわけであり、非常にこれは痛ましいことであります。最近ではマスコミもシートベルトの着用についてかなりキャンペーンも張っておるようですし、衆議院におきまして、交通安全対策特別委員会ですか、あすこでシートベルトの着用推進というところについていろいろ議論があるように聞いておりますが、当局として、シートベルト着用の推進についてどのような処置を考えておられますか。

○政府委員（久本健一君） シートベルトが車の乗員の保護の面で有効でございます。したがって事故による被害の増大を抑える効果があります。これは御承知のとおりでございます。したがって、わが国におきましても、昭和四十九年の九月に、秋の全国交通安全運動で初めてシートベルト着用推進を掲げまして以来毎年、春、秋の全国交通安全運動の重点として取り組んでおるところでございます。また、昭和五十年以降は、交通安全本部の決定によりまして、毎年八月をシートベルト着用推進運動期間といたしまして推進運動を実施をいたしておるところでございます。

警察の施策といたしましては、いろいろ各種の講習あるいは教育の機会等を持っておりまして、こういうものを中心にいたしまして、啓蒙指導を行うと同時に、街頭におきまして着用指導等の推進に努めたところでございます。これは、各地方によりましていろいろこの点についての関心の強い薄いも率直に言っておるわけでございますが、特に関心の深い県におきましては、県の大きな安全運動の主眼といたしまして、総ぐるみでこの辺の推進に努めるということで、相当シートベ

ルトの着用率の高い府県等も幾つか出てくるようなところがございます。こういったような空気があるいは運動を推し進めることによりまして、シートベルト着用の意識あるいは習慣が増大してくるということを強く希望し、期待もしているところでございまして、こういったようなことを中心に今まで進めてまいったというのが実情でございます。

ただ、先生御指摘のとおり、最近とみにシートベルト着用につきましての各方面の関心と御意見が高まっておりますことは私も認識しております。本年は例年の着用強化月間に加えて、警察庁といたしましては、特に独自のシートベルト着用強化月間を七月、八月と両月間設けまして、全国の警察に、この点を重点としての着用率の向上を目指して、指導啓蒙を含めた街頭活動の強化を指示いたしまして、現在これを大いに進めておるところでございます。

○中野明君 結局、シートベルトをつけておったがゆえに命が助かったという例もかなりそれぞれ調査で発表されていることなんですけれども、まだまだシートベルト着用の関心というものは低いようです。これは、私どももときどき外国へ行かしてみますが、ほとんど向こうの人は、もう乗ったからさっさとつけるようになっております。自然に習慣になっているようですが、日本の場合は、国土も狭いというせいもあるんじゃないか、シートベルトをつけて走っている人というのは少ないように私も感じております。

そういうことで、何かこれを義務づけるというんですか、そういうような方策というものを考えているのかどうか。その辺はどうなんですか。

○政府委員（久本健一君） 御指摘のとおり、シートベルトの着用につきましてはなかなか煩わしいという点もございまして、着用率を高めるという目標にもかかわらず実績が上がっていないというところは御指摘のとおりでございます。その点私

でも大変残念に思っておるわけでございまして、これを進めるということにつきましては平生から関心も持っておりますし、また、おっしゃるようなシートベルトの着用義務を強化するという点につきましてはいろいろ検討はいたしているところでございます。

〔理事真鍋賢二君退席、委員長着席〕

ただ、これはいろんな機会に申し上げているところでございますが、シートベルトの着用が事故の際の被害を大きくしないために大変効果があるということは明白な事実でございますが、反面、これは自分自身で関心を持ち、これを締めるということが大切だ、シートベルトを締めないでが大きくするのは結局自分自身の問題だ、したがってこれは義務を課してこれをやらせるということよりは、本人の関心を高め、それでみずからを守るという意識を強く持たせて、その上で着用させることが望ましいという議論が非常に根強いわけでございまして、私どももこういった一般の考え方を踏まえて、この問題は強制的に制度でやるよりは、そういった長い時間をかけても関心を高めるような方向ですることが望ましいというふうに考えてきたことは事実でございます。

ただ、最近の我が国の議論の傾向あるいは外国の事例等を見ますと、この辺につきましても多少考え方が徐々に変わっておるところがございまして、なるほど本人がばやばやしておいて、それで事故に遭うんだから自業自得じゃないかというところかもしれないけれども、しかし本人の不注意によって事故が起き、その結果、社会的ないろいろなコストを高めるといふことでやはり世間に迷惑をかけているんじゃないか、したがって、それは単に自分自身が被害を負うという以上の社会的に大きな影響を及ぼすんだ、やはりこれは強力に指導してシートベルトをつけるということもやらせるべきではないかという議論が徐々に高まっておりますことも事実でございます。

また、そういったような考え方が国際的にもあるいは広まったのかと思いますが、外国におきま

しても、シートベルトの着用につきましてこれを義務化するという事例がほつぽふえております。特に、こういう点につきまして比較的慎重であったと伝えられておりますような英国であるとかあるいは西ドイツであるとかという国におきましても、その辺の問題についてはかなり見直しの機運ある、それはそういった動きが具体的にあらわになることもございますので、やはりそういった情勢の変化あるいは考え方の進展というものは私どもとしては事実として踏まえていかなければならないかなというふうには思っております。

したがって、この問題は十分慎重に考えていかなければならないと思いますが、同時にこの辺の情勢も踏まえて、私どもとしては必ずしも既往の考え方にとらわれることなく、やはりその辺の事情をも踏まえて、前向きにこの点を議論していこうという気持ちは十分に持っております。

御指摘のとおり、今国会におきましては、衆議院の交通安全対策特別委員会等でも、党派を超えてこの辺についての関心の高い議論ございましたので、その辺も十分に踏まえて、今後のあり方につきまして検討を前向きに加えてまいりたいと思っております。

○中野明君 けさも国会に来る前にちょうどテレビを見ておりましたら、アメリカでは、何か自動車衝突をしたそのショックがあるとすぐ空気が出てきて膨れる風船のようなものを自動車に備えていることをメーカーに義務づける法律というのが、何年か後からですね、三年ぐらい後からですが、それが成立したとせぬとかというふうなニュースを出してました。

要するに、交通事故によって人間の生命が失われるということについては、これはもう本人の確かに自業自得と言えども、これも少しもせんが、これはもう被害者が加害者であったり加害者が被害者であったり、交通事故というのは非常に悲惨なものです。

それで、そこまで諸外国とも真剣になって考え

ておるときです、せめてシートベルト着用というところについても少し積極的に検討を加えていただいて、何かこう義務化するようなことをして、やはり守っていかねければいかぬのじゃないかなと、私もそのように思っておりますので、せっかくの検討をお願いいたします。

それじゃ次の問題に移らしてもらいます。最近日本の暴力団も武装をするというふうなことで、けん銃とか、一昨日でしたか、猟銃を持って夜中に暴れて、近所の人も大騒ぎしたというふうな事件も起こっておりますが、非常に厄介な問題なんです、密造けん銃というものが時折摘発されているわけですが、これは年間にどれくらい摘発されているものですか。

○政府委員(鈴木良一君) お尋ねの密造けん銃と申しますのは、ことしでございますと、ことしの一月から六月までのデータでございますと、三百四十五丁、密造けん銃が押収されております。

○中野明君 大体見つけて押収したのがそれで、それ以外にもやはり見つからない分でかなり入っているんじゃないかと私は想像するんですが、その辺はどういうふうに思っておられますか。

○政府委員(鈴木良一君) 密造ということでは先ほどお答えをいたしましたけれども、これ以外にもいわゆる真正のけん銃というものもあるわけでございまして、こういうものを合わせますと、ことしの上半期に千六百七十七丁全部を押収しておるわけでございまして、ことし特にフィリピン・ルートによりましてコンテナの中に隠匿されました大量の密輸入のけん銃を押収しておりますけれども、やはりそういうふうな形で水際で検挙したのもあるわけでございまして、実際に暴力団から、先ほど言いましたように、押収した真正けん銃というものも昨年中だけで六百二十五丁もあるということでございます、相当数のものがやはり取り締まりの網の目をくぐって暴力団に流れておるといふふうに見えておるところでございます。

○中野明君 それで、今お話ししたフィリピンから密造けん銃、これが挙げられて、コンテナの中に

入っておったということなんですけれども、一度調べられたときには、わずかのしか見つからなくて、まだほかに同じコンテナの中に隠してあったというようにことが報じられておるんですが、これはその状況はちょっとどんなことなんでしょうか。せっかく押さえても、もしそれがそのまま発見されなかったらそれが流れてしまったということになるんですが、一遍の捜索で、同じコンテナの中で隠してあるところがわからなかったというふうなことが言われているんですが、その事情はどんなことだったんですか。

○政府委員(鈴木良一君) お話のとおり、最初にかなりの数を押収したわけでございまして、最初にも、やはり犯人の自供とどうも話が合わないという問題もございまして、もう一度再捜索をいたしましたけれども、これが隠し方が大変巧妙でございまして、コンテナの中のドアの上部に取りつけられました補強材、その中の一部をバーナーで焼き切りました、そしてけん銃を土砂と一緒に隠しました、さらに再び溶接してコンテナと同色のペンキで巧みに塗装しておる。これが後から出てきた部分であるわけでございまして、前の隠してある部分と違う形で隠しておるというふうなことで、後から発見をしたということでございますけれども、実際にこれはコンテナを全部壊さないと、なかなか本当に全部最初から見つけようということになりますとわからないという状況もあるわけでございまして、やはりそういう情報等に基づきまして、あるいは犯人等の自供等も合わせまして捜査をしていかなければならない問題である、かように考えております。

○中野明君 今後ますます巧妙になってくるでしょうから、せっかく摘発しても、もし自供がなかったらということと考えると何か心配な感じがするんですが、自供がうそであったとしたら、そのままコンテナの中に残されて、それが何かの形で処分されたら、隠しておった半分なら半分は無事に流れてしまったら非常に厄介なことになるわけ

です。もちろんこれが発達できなくて、自然にやみで流れた部分というものはどうしようもないかもしれないけれども、非常に暴力団の抗争も起っておりまして、先日徳島で、御承知のとおり鳴門市で襲撃が、警察の警告ですとか、住民の不安も無視して行われたというようなことも伝えられております。

そういうことで、非常にこれから先、暴力団の抗争というのがさらに強くなってくるでしょうし、やはりこれは、そういう密輸を未然に水際で防ぐということは非常に大事なことになるてまいりますし、非常に何かこういう常識で考えられないような、けんかの腹いせに銃銃を撃ちまくるとか、そんなことを平気でやるようなことになってきておりますので、善良な住民としてはこれ大変な不安でございます。

そういう点について、何かこう、取り調べる側よりも向こうの方がさらに巧妙になってきているというふうな傾向がございますので、ぜひこれは完全に捜査をしていただいで、そしてこういう厄介なものが入り込まないように最善の努力をしていただかないとならぬのじゃないか、このように思っています。何かせつかく調べられても、また半分以上ぐらいうまく隠してあったのが後から見つかったと、こういうようなことになりまして、非常に心配をして申し上げているわけでして、どうかひとつよろしく願いたいと思います。

○政府委員(鈴木良一君) けん銃の密輸というものは大変な問題でございますので、私ももできる限り水際で捕まえるということで強力な取り締まりを推進しておるところでございます。やはりこういうためには何としても情報で勝負をするという形の一つの捜査の進め方がなければいけませんし、先ほどのように、なかなか相手のやり口も巧妙になっておりますから、そういうものを上回る我々も捜査手法を工夫していかなければならないということ、鋭意努力を続けてまいりたいと思います。

と十分緊密な連絡をとりまして、さらに一層水際検査のための努力を続けてまいりたい、かように考えております。

○中野明君 密輸でもう一つの問題は、やはり覚せい剤の問題でございます。最近覚せい剤で非常に犯罪も起っておりまして、特に伝えられるところによりまして、二十代、三十代の主婦、女性の間に覚せい剤の乱用の実態が顕著になってきているというふうなことが伝えられておるんですが、この覚せい剤の現状、これはどう認識されておりますか。

○政府委員(鈴木良一君) 昭和四十五年以来、十年以上にわたって覚せい剤事犯は増加を続けてまいりまして、ここ二、三年増加傾向がやや鈍化いたしましたものの、高原状態が続いております。五十六年度以降は毎年二万人以上の検査者がございまして、昨年も二万三千人余りの検査になっておるわけでございます。

先ほど言いましたように、ちょっと鈍化したと申しましたけれども、ことしに入ってから、また昨年の上回る勢いで増加を示しております。五月末までのデータで申しますと、一万五千九百件余り、一万二千人余りを検査をしておりまして、昨年の同期に比較しまして、件数では約五・九割、人員では七・九割の増加を見ておるという状況でございます。覚せい剤の押収量も激増をいたしております。ことしの六月末現在で既に、昨年全体が九十九キロでございましたけれども、ことしの上半期だけで昨年の全体を上回る百三十キログラムを押収しておるという状況でございます。

最近の特徴を見ますと、一つは、暴力団の検査者がまた増加し始めているということでございます。それから、女性の増加が続いております。従来は韓国からの密輸入が多かったわけでございますが、ことしに入りまして台湾からの大規模な密輸事犯が目立っているという状況でございます。○中野明君 それで、大変一般の家庭にまで浸透してきているということで、私も非常にこの

事態を憂慮しているわけなんです、その中で大麻、これは意外に芸能界の人なんか安易に乱用しているということが時々報じられるわけなんです、それで、余り外国では構わぬようになっている国もあるんじゃないか、余り悪いことをしてたような感じを持っていないんですが、この大麻に対する事犯について今後どのような措置を講じられるつもりですか。

○政府委員(鈴木良一君) 大麻事犯といえますのは、これはやはり覚せい剤と同じようにずっと増加傾向を示しております。四十年の初めごろから増加傾向を示しております。五十三以降では毎年千名を超える検査人員を見ておるわけでございます。この乱用はやはり青少年層に多く見られる、それからまた、今お話し、いわゆる芸能関係者の乱用事犯も後を絶たないという状況でございます。これは、一種の海外旅行ブームとか、あるいは海外における大麻を吸煙したという体験、あるいは一部外国の船員等を含む不良外国人などによる密輸、乱用、あるいは一種の大麻の乱用が風俗あるいはファッションの一つであるような風潮がある、そういうことに基づいてやはりふえておるという感じがあるわけでございます。

これは覚せい剤と同じように大変問題のものでございまして、私もやはり水際、空港なり港灣でのチェックを強化して大麻等の国内流入の禁止を図っていく、それから末端利用者等を徹底して検査していく、それによって密売組織あるいは密輸グループというものを糾明していくということで、覚せい剤と同じように強力な捜査を推進しているところでございます。

○中野明君 厚生省は来いますか。この大麻の問題については厚生省、何か実態を把握しておられるんでしょうから、対処の方法。

○説明員(山本晴彦君) ただいま警察庁の方からお話ございましたとおりでございますが、私もまたいたしましては、国内で野生化したしております大麻を抜去いたしまして使用する者等ございまして、こういう点を含めて、大麻の生育期間でござ

います四月中旬から六月中旬こうしたものを除去するというような運動、あるいは啓発活動を通じて、国民に広くその有害性を周知いたしまして、こうしたことの起こらないように努力いたしておるところでございます。

○中野明君 この大変凶悪な事件も麻薬の中毒患者が起しているということが起っておりますし、この覚せい剤汚染ということについて今後のPRといえますか、キャンペーンというんですか、これをどういうふうに行っていくのか。これ国民的に盛り上げていかなきゃならぬと思うんですが、具体的に今後の対策をどう考えておられるか、その辺。

○政府委員(鈴木良一君) 覚せい剤にいたしましても大麻にいたしましても大変危険なものである、有害なものであるという認識が国民の中には、残念ながらまだ浸透してないという感じがするわけでございます。乱用の主な動機をいろいろ聞いておりましたも、気持ちがよくなるからちょっとだけやっただけとか、あるいは好奇心でやっただけとかというふうなものも大変多いわけでございます。そういうことで、やはり非常に危険なものであるということを徹底して広報していかねばならないというふうに考えております。そういう意味で、警察といたしましては覚せい剤の恐ろしさを、パンフレットなりあるいは駐在所等が発行しておりますミニ広報紙なり、そういうものを効果的に活用してまいりたい、あるいはまた駐在所、派出所等いろいろな座談会とか等がおりますけれども、そういう機会を利用いたしまして積極的に広報をしてまいりたい。

なお、いろいろこういうふうな問題について気軽に相談できるような態勢というものも大事だと思いますので、既に覚せい剤の相談電話というものを設置してやっておりますが、ぜひ推し進めて、覚せい剤が大変怖いものだということを国民に知らせる努力をさらに続けてまいりたい、かように考えております。

○中野明君 それじゃ、最後には大臣にお尋ねして終わります。

この覚せい剤の汚染というのは、これは必ず犯罪と結びつき、裏には暴力団も絡んでおります。何か政府の広報というんですか、そういう関係から、テレビのコマーシャルなんかを活用してでも国民にやっぱり周知徹底していく必要があるんじゃないかというふうに思っています。専売公社はたばこのPRをやっていますけれども、あれは逆にたばこはまたPRすることに反対の人もおられるわけですが、この覚せい剤という問題は、これはもうだれが考えても人間をだめにして、そして犯罪を誘発することになるわけですから、当然政府の広報の一環として積極的にPRの対応を考えていただきたい、私このように思いますので、最後に大臣に御答弁をいただいて終わりたいと思います。

○国務大臣(田川誠一君) 大変重要な御提言でありまして、現在でもテレビ、新聞等でPRをしておりますけれども、関係省庁と連絡をとりながら、さらに徹底をしてまいりたいと存じております。

○神谷信之助君 今まで同僚議員の方から警察官の不祥事件についていろいろ質疑がありましたけれども、大臣もこの間の本会議の答弁でございまして、命がけで容疑者を追跡をし、殉職をするという第一線の警官の勇気ある行動、しかも本心に痛ましい結果を生むという行動があるだけに、私は不祥事件が起こるというのは大変残念に思います。とりわけその不祥事件の中でも、警視とか警視正とか、いわゆる上級幹部が起きている問題には非常に注目していただいております。警官になって十分にまだ教育訓練をされているのか、あるいは生活に追われてサラ金苦に悩んで事件を起こす、それはそれとして重要な問題だけれども、そういったことが気軽にいなか、上司に相談をしたりやれないところの原因の一つに、やっぱり幹部警官の姿勢というものが問われなければならぬんじゃないかというように思います。

先ほどから、長官の懸命による特別監察が兵庫県警で行われたその報告をお聞きしました。これはもう重複しますから改めて聞きませんが、その結果に基づく報告の内容を聞いてみても、対応療法はあるけれども、具体的にサラ金で困っている人だから、そういうのをちゃんとわかるようにしようとかいうことで幾つか、どれくらい借金をしているか、あるいは警察の信用組合ですか、そういうのをうまく使おうとかいうことなど、たしかに、それだけの余力強化されていくと生活まで管理をされているような感じがしてくるんですね。それでなくても警察官とか公務員とか、あるいは政治家もそうだけれども、世間体というか、それなりの、みずから厳しく律しなきゃならぬ状況にあるのに、生活の一々に至るまで管理をされる感も、そういう危険も感じたりするんです。この辺は私は十分考えてもらいたい。その点だけは、この問題でもう再び聞きませんから、聞かないで申し上げておくだけにしておきます。

そこで、具体的な問題、先ほどもちよと出ましたけれども、例の兵庫県の姫路市の市役所の下水道管理センター技師の松尾何がしの市街化調整地域における山林の不法造成に関する贈収賄事件、これに絡んで、先ほど話がありました竜野署長がかけマージャンをしていたという問題が起ったわけですね。だから、初めの事件の概要はいいですから、このかけマージャンの一件についてはどのように把握されているか、ちょっと報告をしてもらいたい。

○政府委員(太田壽郎君) ただいまお尋ねのございました兵庫県警の前の竜野警察署署長、これが姫路警察署の副署長として勤務しておりました当時、これは五十六年の二月から五十七年の九月までのポストにおりましてけれども、管内の議者の交際をいろいろ深めていくという過程の中で、それらの人たちとマージャンをするということになったものでございます。同人が参加をいたしました際のマージャンの内容も、親睦を深めるためのいわゆる社交の範囲内で行われて、その場

の飲食代等を賄う程度のささやかなものというふうに聞いております。ただ、そうした人たちの中に、今お話がございました、本年六月収賄被疑者として逮捕されました姫路市役所の職員が加わっていたというものでございますが、本人とその市職員との関係は、先ほどちょっと申し上げました、管内の議者とマージャンを行う際に時折そのメンバーに加わっていたという程度のものでございます。ただ、本人は警察の信頼を損なったというところで、非常に申しわけない、六月十六日、辞表を提出いたしましたので、六月十八日付で依願退職を認めたという状況でございます。

○神谷信之助君 今の報告を聞いていますと、交際を深めるためにささやかなマージャンをしたんだという報告ですが、しかし報道では「一晩10数万、公舎で再三」という見出しで報道されているわけですね。御本人自身、県警でマージャン名人の三人のうちの一人やという日ごろから自慢になさっていたらしいんだけれども、しかも公舎を使って、何回か少なくともマージャンをやっていますね、かけマージャンを。これはどういふことなんですか、かけマージャン。これはどういふことなんですか、それは不問に付していいような問題なんだろうか。

私、去年当委員会での当時の芦屋署長のかけマージャン問題を取り上げたときに、あのときも、かけ金の金額が比較的少なく、報道されて社会的批判を受けているからといううなことで、懲戒免じやなしに論旨免職になったということでした。ということ、私はいろいろ意見を言ったんですけども、かけマージャンを取り締まるべき警官、しかもその署長が公舎を使っていた、その金額がささやかだから別にそれは構わぬのだというところでまかり通るのか。そこへ集まった人が、実際にやった人が、いやそんなささやかなものじゃありません、一晩に十数万ぐらゐ金が動いたんですよと言ふ人はそうないでしょう、言えばその人も賭博の罪に問われるわけだから。だから、みんなささやかなことだ、飲食代をかけたぐらいのことだと、そんなことじゃないと思うのだけれども、

これ。この辺はいかがですか。

○政府委員(太田壽郎君) 公舎でという、非常に額は少ないとはいえず、かけマージャンを行ったというようないことは警察幹部としてあるまじき行為であるといううなことでございます。そういう私どもも認識は持っております。

それで、ただいま申し上げましたようなことで依願退職という処分、処分といいますが、依願退職という形になったものでございますが、ただ、本人が同席をした場合には一応一万円前後といいますが、その程度の金額だったというふう聞いておるところでございます。

○神谷信之助君 マージャンは、一万円程度のマージャンならかけマージャンと言わぬのですか。

○政府委員(太田壽郎君) 一万円程度であつても、かけマージャンというところであらうと思ひます。

○神谷信之助君 そうすると、かけマージャンをしたことははっきりしている、一万円程度であらうと。よっぽどマージャンの好きな人だし、うまい人であるんでしょう。だから、御本人の談話が書いてありますが、「かけマージャンをしていたのは単なる遊びではなく、管内情勢の把握、職務の円滑な推進という意味もあつた」のだという弁明もしているというふうになつていふんです。だから、情勢の把握、いろいろの情報をつかみ、結果がよかつたら少々途中の手段は悪くてもいいという考え方は、警察はまかり通るんですか。

○政府委員(太田壽郎君) やはり情報をとるにしてもクリンハンドでなければいけないということとは当然のことでございます。

○神谷信之助君 だとすれば、私はやっぱり問題だと思ふのです。これは県の監察官室が監察官を派遣をして事情聴取を始めるというんですが、いつからですか。

○政府委員(太田壽郎君) さっきも申し上げましたように、本件は六月四日、関係者の一人を宅建法違反で逮捕し、さらに六月の十一日、市の職員

○政府委員(太田壽郎君) 本人の場合には依願退職という形でございまして、退職金の支給は受けておりますけれども、名誉昇任という昇任制度の

○政府委員(太田壽郎君) 本人の場合には、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、まだ数年は勤務し得るような年齢でもあるというようなことで、しかし、みずからの不徳というものを深く反く省して身を引きたいと、警察署長としてふさわし

つぐつと詰められますよ、かけマージャンがわか
つたら。

公舎が賭博場にされたんですよ、副署長公舎
が。警察の公舎が賭博場ばくち場にされている
。それに対して、県警本部長がそう言っている

指摘がございまして、いろいろその種の問題について検討はいたしておりますけれども、なかなかケース・バイ・ケースの問題でございますので、文章にした形で基準的なものはつくりにくいといえますか、直ちにはなかなかできにくいという

点がございます。ただ、それぞれの県にはやはりそれぞれの県の内部でこの種の事案についてのいろいろな前例といえますが、そういうものがあるのもまた事実でございまして、その辺につきまして、警察庁といたしましても余り極端な格好で格差ができないようにいろいろな機会を通じて調整をしていくというようなことは当然やらなければいけないことだろうというふうに考えているところでございまして。

○神谷信之助君　そういう言い方をされると私はちょっと気になるんです。例えば京都府警は同じようなマージャンやった署長に対しては懲戒免をばつとやると、そして警察庁は、兵庫県警ではせいぜい諭旨免職だ、依願退職にした例もある、おまえのところはきつ過ぎる、バランスをとれ、こういうことになるんですか、今の話です。

○政府委員(太田壽郎君)　具体的なケースについて警察本部長が決定する権限がある、これはもう当然のことでございます。

ただ、そういう場合に、警察本部長が判断をする際の一つの参考になるようなものという資料の一つとしてそういうものがあるという資料、いものものがまとまってくれば、それはそれぞれの参考として供覧に付するというふうなことはあり得るんじゃないかということでございます。

○神谷信之助君　ちょっと国家公安委員長にこの点をお願いしますがね。

やっぱりそういう責任ある立場にある人の犯した過ち、あるいはこの場合はかけマージャンですから、やっぱり賭博の罪に問われる事案ですね。そして否定されてない、事実も認めておられるという場合に、依願退職でやめたらそれで終わりというような考え方というものは、私はどうも世間は納得しないだろう。これは部下でも納得しない問題じゃないかと思えますね。だから、警官と、あるいは署長とマージャンしていたら賭博の罪に問われぬということになるわけですからね、これはそういう事案ですから、これは前例を幾つか

出して、こういう場合はこのぐらいの処分は最低しなさいよと言えは今まで処分やっただのが間違っているかのような印象を与えますから、官房長はそういう点を苦勞して、どういう表現にするか、文章上の問題とか文章にするのがなかなか難しいという点もあるでしょうが、ある程度の基準なりあるいは口頭の指示なり何なりの方法というものは考えてしかるべきだというように思いますから、これはひとつ。――それなら官房長から述べてください。

○政府委員(太田壽郎君)　ちょっと大臣のお答えの前に私から一言。

さつきもちょっと申し上げましたけれども、本件は確かにかけマージャンであるということとはそのとおりでございますけれども、直ちに刑事責任を問得るようなものかどうかということは、さつき申し上げましたように、その場の飲食等に費消してしまう程度のものである、非常にささやかなものであるということから、直ちに刑法の犯罪構成要件を充足するものではないんじゃないかと、いう判断が一つあるわけでございます。念のためにもちよつと申し上げさせていただきます。

○国務大臣(田川誠一君)　先ほど来申し上げておりますように、厳しい規律を要求される警察官、特に指導的な立場にいる警察官は身を正しく処していかなければなりませんし、清廉潔白で、いやくも疑惑を招くようなことがあってはなりません。そういう意味から、上に立てば立つ人ほど、もしそういういがかがわしいことをしたということであれば厳罰に処していかなければならない。今後、またこれまでも、私、就任以来、やっぱり処罰はできるだけ厳しいと言われるぐらいに警察官は厳しく処断をしていかなければならないと、こういう姿勢で臨んでいくわけでございます。

この姫路の問題は、詳しいことはわかりませんが、けれども、現場の本部長がそれ相当にやられた扱いであるというふうに思っております。

ろかけ金の金額の問題とかあるいはそれまで果たしたいろいろな役割とかいうようなこともあるんでございましょう。しかし、一般論としては、上に立つ人ほど厳しく処断をしていかなきゃならぬ、こういう考えでおります。

○神谷信之助君　官房長、先ほど事案にはしにく

いようにも言われましたが、去年の青屋の署長の場合は借金の証文があつても立件できなかった。今度はそんなやつがないんだから、口裏合わせればできませんよ。だから、僕はなかなか立件するのはそれは難しいだろうと思うけれども、だからといって依願退職で済まされる問題ではないという点は、もう一遍重ねて言いますし、公安委員長の方もひとつその点を含んでもらって、おっしゃる通りに、上に立つ者ほど襟を正さなきゃならぬ、そうしないと示しめつかないということですね。だから、今後ひとつその点は公安委員会でも十分検討してもらいたいと思うんです。

次の問題に移りますが、次は、ことしの四月十五日の午前五時半ごろに、岐阜県警の留置管理官の大脇警視が自殺をした事件であります。これは県警の監察課の方も調査をされて、それに基づいて処分がなされました。

ちよつと処分の内容なんです、亡くなった大脇さんは減給処分をなされて、あと長官訓戒が一、長官注意が一、本部長訓戒が一、本部長注意が一というんですが、これはどういう地位の人かということですね。

○政府委員(太田壽郎君)　当該警察署長は本年の三月末に退職、もう退職のほんの数日前に本件が明らかになったというふうなことから、いわゆる懲戒権を発動する時間的な余裕もないということでございます。警視正承認の申請を取り下げるといふ異例の措置をとりまして、退職時表彰等の榮譽も一切認めないというこの処分をいたしたわけでございます。これは非常に名誉というものを重んずる、長年警察に職を奉じた人にとっては非常に厳しい内容ということになっておるわけでございます。

それから、署長を補佐すべき立場にございまして当時の警察署の次長、これはただいまお話しございましたように減給百分の三、一カ月という処分になっております。

さらに、当時の岐阜県の警察本部長、これが警察庁長官訓戒という処分になったわけでございます。

その他、県警の警務部長等が注意処分を受けているということでございます。

○神谷信之助君　これは昨年七月の二十五日に当時の関署の署長、次長が遊技場組合から現金五十万円の寄附を受けて、正規の手続を踏まないで物品の購入やその他をやったということになってるんです。したがって、監察課が入って、結局これらの代金合計五十万円は全額業者に返還をしたというように報道されております。だから、それはそれなりに私は一歩前進をしているというふうに思っています。

ただ、こういう慣行というのはまだまだ相当続いていたし、現在でもまだ残っているんじゃないかというんです。私が五十年の、今から八年前になります。六月に当委員会が質問したときに、例えば警察署で武道場の道場開きやると、そのときに防犯協会やら、あるいは交通安全協会とか、こういうところに招待状を出す。そうしたら、来られる人は手ぶらで来るわけにいかぬから、お酒を持ってきたりお祝いの金を包んでくる。それをむげに断るわけにいかぬからそれを受け取って、終わって後後後、あるいはお金の方はプールをしてレクリエーションやその他に使うという話、これは当時の下村葉さんが答弁なさっているんです。だから、五十年当時はそういう状態がまだずっと続いている。

昨年は、当委員会と同じようようにやったときには、例の宝塚市の清澄寺の問題ですね。これで、会計法に照らして正規に納入をし、そしてちゃんと支出をするという手続をすべきだという答弁が初めて明確に出てきたわけです。そのときに、そういう内容については具体的に指示をす

という話でしたけれども、その次聞いたときは、官房長は、口頭で言っているけれども、具体的にはまだ文書では出してませんけれども、そういう指示はやりやすということでした。しかし、その後やっぱりこれは起きているわけですが、岐阜で。だから、いまだに何といえますか、そういう裏金の存在といえますか、正規に入れないで、それで公金にしないという状況というのは、なお相当残っているんじゃないかというふうに思います。だから、今回の処置というのは厳しくなりましたから、これは全国的にも一つの警告になるでしょうが、そういう点の一つあるんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(太田壽郎君) 寄附の抑制につきましても、機会あるごとに各都道府県警察を指導しているところでございます。

ただいま御指摘がございました、昨年当委員会御指摘もございました、その後の警察本部長会議等の席におきまして、警察庁の立場として各警察本部長にもその趣旨を徹底をさせたと、今回のこの岐阜の事案で当時の警察本部長に対してまで長官訓戒という処分が行われたということも、今申し上げましたような経緯を踏まえてのことというふうに御理解願いたいというふうに思います。

○神谷信之助君 そこで私は、もう一歩進めて、そういう寄附は断るといふことにしたらどうですかというふうに思うんです。

○神谷信之助君 それは、取り締まり対象団体の方は私は結構だと思っております。ただ、個人のやつはちょっと難しいですね。自分で判断をしなければならぬ。これはどういふ、本当の善意なのか、もらっているものなのか、もらって悪いものなのか、金額は多過ぎるのか少な過ぎるのかというのを自分で判断しなければいけない。だからこの辺は、例えばそれは本人がもたらうにしても報告をせよというふうにするとか、そうして変な汚職や癒着にならないシステムというのを考えないといふと不祥事件が起こる危険がありますから、この辺はひとつ研究をしてもらいたいと思っておりますが、よろしいですか。

○政府委員(太田壽郎君) ちよつと言葉が足らなかったかと思っております。署に対するものというよりも、そういう役所で当然予算を組んでいただいて、それで賄うべき筋というものに充ててくれというのではなくて、個々の警察官の御苦勞

というものに着目して、それでねぎらいの意味で自発的な任意のものをいただくという場合についてまで、弊害がない場合に一律全部いかぬというのはいかがか。ただ、今お話しのように、その境界という点については十分わきまを対処しなければいけないということで、その辺についてはさらによく指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○神谷信之助君 そこで、今の団体の大分はつきりした。

個人の問題ですが、僕は、現場の警官なんかでねぎらいがあるというのはいくらでも得るだろうと思うんですが、偉い人のつき合いですね。この点は、大変厳しくやっぱり我々は考えていかなきゃいかぬんじゃないかというふうに思うんです。

その点では、先ほども同僚委員から出てました現の水戸署長さんの問題です。取手署長時代に、キャバレー・ユニバースというところを初め、そういうところで飲食を同回した。そのしきた人は酒店主ですか、酒屋さんの御主人で、この取手の署長さんがその前の機動隊長時代に機動隊に酒の販売で出入りをし、機動隊員を激励、ねぎらつてくれたとか、そういうことでつき合いをするようになったということですね。だから、そういうことでつき合いをしていただければ、またまた先ほど言ったキャバレー・ユニバースをそれまでの経営者から買収をした。買収したけれども、すぐ風俗営業の許可申請をしない。前の経営者の名義を借りてやっているんで、許可申請をしないという警告を取手署が何回かやっている。そういう中で、よろしく頼みますというふうなこともあって、キャバレー・ユニバースでその酒店主と一緒に飲み食いをする、あるいは報道では、本人自身のインタビューの中で言ってますが、署の幹部と一緒に連れていったこともあるというふうなこともあって、ところが、それが後に一昨年六月の千葉県警で摘発された竜ヶ崎土木事務所における贈収賄事件で、このユニバースの新装拡張工事に当たった贈収賄事件というのが起こった。

た、こういう事件ですね。しかも、贈収賄の建築業者の親類がさっきの酒店のおやじであった。ちよつとそのころは取手署長時代になりますということでは、疑惑を持たれているわけですね。

先ほどの同僚委員の質問に対しての答弁では、当時調査をして、そういう飲食の事実から、やっぱり好ましくない、疑いを持たれることはしちやいかぬということで厳重注意をなされたということなんですけれども、報道に出てくる本人のインタビューでは、警務部長から一昨年の七月ごろ土浦署の署長室に電話があった、そしてAさんのこととユニバースに何回行ったかというふうにかかれたけれども、公式な調査ではなかった、それが一回だけという話で、厳重注意を受けたというふうな話はさっぱり出てこぬ。逆に、わしは不正なことではないんだと、ためにする話で、信じてくれ、こんなことをやられたら署員に訓示しても、署長は何をぬかすかというところで、聞いてもくれぬというインタビューが報道されています。そういうことで、警察庁の方も管理を問題視して調査をしたというわけですが、調査に乗り出したという報道もその後出たんですが、これはどういうふうに警察庁としてはこういう問題を考えたいのか、ひとつ聞きたいと思うんです。

○政府委員(太田壽郎君) 警察署長がもちろん多数の部下の頂点に立つ者として、身をもって清廉潔白といいますが、そういう警察官としてあるべき姿を示すということが必要なのはそのとおりでございます。ただ、警察署長が自分の仕事をうまくやっていると、管内の有志の方とか、いろいろそういう関係者と接触をするというふうな必要性というものがまたかなりあるというふうな私どもは考えております。

ただ、その場合に、もちろん世間一般から疑惑を持たれるような、そういうことのないように十分注意しなければいけないというのは当然でございますが、交際を、何というか、世間一般のつき合いといいますが、そういうことを殊さら狭くしなければいけないということではないんじゃないか

というような考え方は持っております。

ただ、本件の場合には、いろいろ調べましたところが、いわゆる職務に關して云々という刑法的な犯罪に觸れるというふうなことは認められない。しかし、非常に警察署長としては、結果的だと思ひますが、慎重さに欠くという面から疑念を持たれるというふうなこともあるということ、警察本部から嚴重に注意をしたということ、さういふ結果については警察本部長の措置を了承したということでございます。

○神谷信之助君 いろいろな人と交流をするというのが必要なんでおっしゃるだけけれども、この場合はみんな大体、酒店主Aさんというんですか、仮にAさんとすれば、Aさんのツケになつていますね。キャバレー・ユニバースに酒類も納入している。だから、ツケにしておいて、Aさんは商品の代金と相殺するというふうなこと、恐らく全部ツケは払うてくれているはずだというふうなことも言うていますよ。署長さん自身が、それから、そのAさん自身が風俗営業の話で署長室に来て話をしたことがあるということも、それは防犯だから防犯へ行つて言うていこと、お前が行つて言うていことになるわけなんです。直接署長が防犯の仕事をしてるわけじゃないんだから、防犯にちよつと電話しておくから、そんなら行つて頼んでこいやということになるわけなんです。

だから、手続さえちゃんとすれば、書式が整つておれば当然これは許可になるんですから、どうのこうのという問題ではないというんだけれども、そういう關係が生まれてくるということに一般世間では疑念を持つわけですよ。だから、つき合ひをするなら対等のつき合ひをすべきだというように思ふんですね。相手にたかるようなつき合ひの仕方というのは、これはちよつと署長としてはいただけない。はつきり公私のけじめをつける、そういうことをやらなければいかぬのじゃないですか。

その点が、はつきり本部長から注意をしたといつても、明確に本人自身の骨身にしみるような注意をしてないから、今度の問題でも、新聞記者が取材に行つてもそんなことは一言も言わないし、警視正になつて土浦の署長に榮転して、そこへ電話がかかつてきて一回聞かれたというだけだ。だから、しかられた、注意を受けたという、さういふ認識がない。取手の署長時代はまだ警視でですね。それで警視正になつて土浦の署長になつたんだから、さういふ警察本部では最高幹部の一人になつた。それに対して本心にびしつと厳しい批判をしなれば、警務部長が電話で言うとか、あるいは警務部長が言うという程度のこと、本人がちよつと、注意はようわかりました程度のこと、済まされるんじや、私はぐあいが悪いというふうに思ふんですよ。この辺はどうですか。

○政府委員(太田壽郎君) 事実關係につきましては、五十五年の一月の中ごろでございますが、今お話がございましたような酒店の經營者が署長官舎に参りまして、何か取手市内にキャバレーを出すというふうなことに對しての相談があつたようでございますが、本人としては、公安委員會の許可については署長はどうこうすることはできないんだと、許可の見通しも立たないのに開店準備をするなどというのは非常に輕率だと、むしろたしなめたんだというふうなことを言つてゐるわけでございます。

ただ、それに関連したというふうな疑念を持たれるような形での、何といひますか、会食というふうなことがありまして、これについては本部長から嚴重に注意をする。次の異動の際には、内容は非常に重要なポストではございますけれども、形式的といひますか、警察部内一般で見ますと警視ポストといふことで、やや格下げの形になつております。さういふポストに配置がえをされたというふうなことで、人事上の非常な厳しい措置も受けた。これは部内ではみんなわかつておる。もちろんそのポストがどうかということじゃござ

いせんけれども、警察部内におきます昇任といひますか、さういふ面から申しますと格下げになつたような形での、本来警視の人をもつて充てるようなポストに配置がえも受けたというふうなことで、本人に対する非常な、何といひか、実質的な処分というふうなことも行われたわけでございます。

○神谷信之助君 私はその点でもやっぱ甘いと思ひますね。側をお互いになめ合うような感じでございます。

同じようなやつで、岐阜県警であつた事件、これは詐欺容疑で逮捕された西尾某、それと巡査部長二人その他が、警部補も含めてですが、深い交際をしていたといふことで、六月一日付で諭旨免職二人、それから本部長訓戒が二人、署長訓戒が一人ですか、ということになつたんですが、この処分の理由はさういふ判断でさういふ処分になつたんですか。

○政府委員(太田壽郎君) これにつきましては、ただいまお話ございましたけれども、ことしの六月の十九日に岐阜県警察で、詐欺事件の被疑者といたしまして会社社長、三十四歳でございますが、それを逮捕したわけでございます。この事件を内偵しておりましたところ、その社長と数名の警察官が交際をしていて、その社長と数名の警察官が交際をしていて、調査をいたしました結果、詐欺事件關係者とは知らずに交際をしていました。したがって、もちろんその刑事事件に直接加功するといふようなことはなかつたわけでございます。五十五年ごろから五十八年の九月ごろまでの間、競輪、競馬等に行つたり、いろいろ飲食をともにするといふような非常にふさわしくない交際をしていたといふ事実がはつきりしてきたわけでございます。そこで、ただいまお話がございましたような処分を六月一日付で行つたといふことでございます。

○神谷信之助君 これも先ほどのなにとちよつと似たような感じもするんですけれども、つき合つた相手がたまたま悪かつた。それからつき合ひの

仕方が好ましくない、競輪や競馬やら、豪遊したり、いろいろやつていますから、さういふことにもなるだろう。このつき合ひの始まりというのはどういふことだつたんでしよう。

○政府委員(太田壽郎君) ちよつと詳細、正確なところを把握していませんけれども、一応聞いてゐるところによりますと、諭旨免になつた二人の巡査部長のうちの一人がその会社社長に何か相談を受けて、その辺がきっかけになつていたといふことだといふふうに聞いております。

○神谷信之助君 だから、つき合ひのきっかけといふのは、片一方は警官であり、それに対して相談をし、さういふところから始まり出して、實際親密なつき合ひをした巡査部長二人は諭旨免職です。それからあと警部補を含めた人たちは勝つて行つたんだからといふことで、それぞれ訓戒なりといふことになつておりますけれども、さういふ点で見ますと、この人は巡査部長クラスなだけけれども、署長クラスとか幹部なんか、いわゆるつき合ひは必要なんだといふことから、さういふつき合ひの費用が公式に出るのか出ないのかよく知りませんが、機密費があるのか交際費があるのか知りませんが、ちゃんとそれが公然とできるつき合ひにしていかにやいかぬし、つき合ひの仕方というものははつきりしていかにないかと、上もさうやつてゐるんだから我々別に悪いこととはないと、さうなつてゐるわけですね。

だから、いろいろな關係で、業務上で知り合つた、警察官としての業務を行う上で知り合つたさういふ人たちのつき合ひといふのがそれを契機に始まつていくと、えてしていろいろな問題が起つてくる。その辺のつき合ひ内容等についても、私はこれははつきりしていかにないといひかねないかといひかねないかと思ふんですが、この辺もひとついかがですか。

○政府委員(太田壽郎君) 今お話がございましたように、部外者とのつき合ひ、これにつきましては、さつきも申し上げましたように、基本は、やはり警察の職務執行というものに疑念を持たれる

ようなおそれのあることというのは上の者であれ下の者であれ慎まなければならない。

ただ、さつき申し上げましたように、例えば警察署長というような仕事をやっていきます場合に、もう一切の外部との交際をお断りして、それで警察署の中だけに閉じこもっているということではなかなかうまくまいらないという面もあるのではないかと。やはりそれぞれのポストに応じたつき合ひの仕方、けじめというものは当然あるわけですが、そういうことで、殊さら世間を狭くしてやっていかなければいけないというものがあつたということをちよつと申し上げたわけでございます。

○神谷信之助君 世間を狭くする必要はないと思ふんです。だから、堂々とつき合ひをすればいいんです。堂々とつき合ひをやるようなシステムというものをちゃんとつくればいい。相手にたかるようなつき合ひの仕方をする必要はないということですよ。その辺のけじめというのをはつきりさしていかなければならないというふうに思ふんです。だから、警官の職務執行上疑惑を持たれるようなことはいかぬという抽象的なことではなかなか実際問題として判断をにくい。いろんなやはり例示もしたり、いろんな基準というのをやっていかないと、実際問題としては、どこで一線を画すかというの、そこへはまり込んでしまうとなかなかかわからないようになるのは当たり前です。客観性を持ったものをやはり考えないと、私はよくならぬと思ひますよ。

この辺もひとつ御検討をいただくことをお願いして、公安委員長、今私は幾つか事例を挙げましたが、一つは、最初に問題は、やはり監視とか監視正とかいう上に立つ者の信賞必罰、これはしっかりしないといふ。それから今、水戸署のようなつき合ひも、堂々としたつき合ひになれるようなそういうけじめをしつかりしないといふ、その場合には、部下の方の上に立つ者のそれを見習うわけですから、その辺のけじめが部下の方に徹底できるような幾つかの基準というか、そういうものもは

つきりしていかないといかぬだろう。これは研究せぬとなかなか難しいでしょう。

それからもう一つは、団体からの寄附、個人に対する寄附もそうですが、これもきれいにちゃんとせにやいかぬよという問題を申し上げたんですけれども、その辺もよつとお願ひして、もう一つ事件は、奈良県御所署の慰安旅行があつたでしょう。

二月の初めでしたか、たまたま交通事故があつて観光バスがとまつて、そこへ追突されて五人ほどけがをした。御所署定員四十数名のところ、署長以下二十二人が月曜から火曜にかけて山代温泉に出かけた、こうなつて居るので、残りは次席以下二十五人が留守番しているという事件があつて、結局けがをした五人と署長とは戻つたけれども、残りはあと行きなさい、こうなつて居る。聞きましたら、これは旅行の積み立てをしておつて、三回に分かれて行くのが、たまたま、第一回は一月に行つたのだけれども、二回、三回が一緒になつたので、一緒に行ける者だけで行つたので、行つた者の人数が多くなつたのであるけれども、ところが京都府警その他で聞いてみると、大体その署の規模にもよるけれども、五十人前後の署でそんなようけ一回に行くのはちよつとおかしい、非常識だと、大体七、八人ぐらいが限度だ。

当時事件があつて、広域調査の方をやられてたわけでしょう。そういう状況の中でそういう事件が起つて居るのですが、これは処置はどういうふうになされたのか。

○政府委員(太田壽郎君) 本件につきましては一般の注意という形にとどめてございます。

○神谷信之助君 私は、署長としてはちよつと不謹慎というか非常識というか、三回に分けて行くのを一回行けなかつたから第二回、第三回を一つにしたという事情が仮にあつたにしても、と思うのだけれども、ただ一般的には、七分の一か八分の一ぐらいのグループごとでやはりそういうことをやる、研修旅行というか慰安旅行をやる、警

察官も人の子ですから、またそういう親睦の機会というの必要なけれども、警察業務がありまして、なかなかやりにくいと思うのだけれども、一般的に、常識的には警察庁としてはどういう指導をされて居ますか。

○政府委員(太田壽郎君) 警察庁といたしましては、その辺の細かいことまでは実は指示いたして居りません。これは各都道府県警察の本部長以下、それぞれの見識でそういうことは決めていただくということだろうと思ひますが、奈良県の例で申し上げると、基本的にはレクリエーションの実施というものは日曜、祝祭日あるいはそういうような執務時間外というやうなことです。ただし、一般の方が非常にゆつくりされるときは警察が逆に忙しいというやうなこともございますので、土日はかえつて警察の方は忙しくなつて、月曜日や火曜日、これはある意味でちよつと余裕が出てくるということもあるわけでございます。

それから、一回にやはり所属の職員は三分の一以下、これぐらいが一つの基準じゃないか。今もお話ございましたように、当初の計画は三分の一程度の者が行くという話になつておりましたが、たまたま別な仕事にぶつかりまして、どうしてもこれからのいろいろな行事の日程等もあるので一緒に行くというところでたまたま人数が多くなつた。それから、宿泊で一泊で行くのは年一回程度というやうなことで、それもすぐ何かあつた場合には帰つてこれるやうな場所を選ぶというやうなことで、いろいろ細かく配慮して決定をして居るところでございます。

○神谷信之助君 そういう決定をしておりますが、実際には北陸、金沢の近くまで行くんですね。山代温泉。だから、県警の方針からいって、ちよつと逸脱をした状況になつて居るということですよ。大体、公安委員長、そういう状況があるんですが、私はそれらを全体として考へてみなければならぬ問題としては、同僚議員も指摘をしておりましたけれども、警察の職務というものはやつぱり指揮命令がしつかりしていきなさいかぬ

ということから、中央集権的なやうな形態というか体系、これはしつかりして居るんだけれども、いろいろな意見をやつぱりくみ上げて、そしてみんなで意見を出し合つていくというか、民主主義の側面がなかなか貫徹しない。それがなかつたところにいるような根本問題が起るのではないかと。サラ金で生活が困つていてもなかなか相談ができない、自由に物が言えない、そういう雰囲気というのをどうやって克服して、官房長の言葉で言えば、風通しをよくするかと、これが非常に大きな問題ではないかと思ふんですが、公安委員長の御意見を伺つておきたい。

○国務大臣(田川誠一君) おっしゃるとおり、警察は指揮命令系統がきちんとしていなければならぬ職務の執行を十分全うすることができない。私は、そういう組織だから上と下との血が通わないといふことは言えないと思ひます。これは運営の次第でありまして、私も昔軍隊に行つたときも、これは上と下との階級制度の厳しいあれはなかつた。しかし、やはり指導者によつては、これは上と下との血が肉親以上に通つて、上官のために命をささげるといふやうなこともある。これは戦争中の話ですから、それを今当てはめようといつたてでできないことではけれども、そういうやうに、旧軍隊ですら上と下との血が通うといふあれはあつたわけですよ。

ですから私は、今の警察制度、警察の階級制度あるいはそうした縦割りの非常に厳しい規律の中に上と下との血が通えないといふことはあり得ないと思ひます。問題はそういう雰囲気やどうやって醸成していくかといふところにあるわけでございます。それから、厳しい規律の中にあるからこそ上と下とが血が通えるやうな、そういう悩み事も訴えられるやうな、そういうやうな雰囲気や醸成していく必要がある、このように思つております。

私は、バスの旅行の話、今初めて聞きましたけ

れども、余りこういうこと聞いたことがなかったですね。私は、むしろこういうことはやった方がいいんじゃないでしょうかと思つてゐるわけでございます。運営をうまくやっていけば今の組織の中で十分目的を達することができ、このように思つております。

○神谷信之助君 もう時間ですからこれだけにしますが、私は、旧軍隊の語がたまにでも、大臣は余り軍隊での暗い体験はなさなかったようだけれども、しかし「真空地帯」という小説や映画があつたように、軍隊における非人間的な条件というのは我々も経験したわけですが、そういうものが醸し出しやすい条件というのが縦系列の中にどうしても生まれてくるということは、またこれは否めないと思つてゐます。

先ほども同僚議員からちよつと出ましたけれども、大体、警察というところはなかなか非を認めないというか、謝らない。我々が批判をする、抗議をするという場合にはなかなか耳を傾けない、そういう傾向が非常に強いわけですね。だから、そういうような、何というか、国民の批判に、最も厳しい批判であればあるほど、それを聞かないだけではなしに敵視をするような体質があると思つてゐます。これは国民に対するだけではなしに、それは警察社会の中にもそういうものは醸成されてゐる。

日本の警察は、先ほどもちよつと言いましたけれども、検挙率やそういう点では一定の成績を上げてゐる、それだけにまた中央集権的なそういう体質というものが現に残つてゐる。もう一つは、先ほど同僚議員の質問で管生事件が出ましたけれども、あれもまさに潜り込まして謀略を行う、そういう活動まで含めてやつてゐる、あるいは鳥根事件もあります。あるいは、古くから言えば下山事件や三鷹、松川事件なども、そういう暴力的な政治警察的傾向というものは、私は、日本の今日の警察というものは非常に強い。

めて自治体警察にして、公安委員も公選制にし、それから警官にも団結権を保障していく、国民の生命、財産、そして秩序を守る、暴力を許さない、そういうところに専念をする、そういうところに本格的に警察制度そのものも変えるべきだといふふうに思ひますが、しかしそれはなかなかならぬでしょう。しかし、今の体制の中でも、先ほど指摘したように、幾つかは私は改善すべき点があるといふように思つてゐる、この点を申し上げて、一応きょうの私の質問は終わりにしたいと思ひます。

○委員長(大河原太一郎君) 本件に対する本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長(大河原太一郎君) 風俗営業等取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。田川国務大臣。

○国務大臣(田川誠一君) ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行風俗営業等取締法は、キャバレー、料理店、ダンスホール、パチンコ屋、マージャン屋等を都道府県公安委員会の許可に係らしめてゐるほか、深夜飲食店、個室付浴場業、ストリップ劇場及びモーター営業についても一定の事項について規制を行つております。

しかしながら、最近、同法の対象となつてゐる営業のほかに、あからさまに性を売り物にした産業等善良の風俗及び少年の健全な育成の上から問題の多い営業が増加してゐる、現行法上このような営業が野放しになつてゐることが、風俗環境を害してゐるだけでなく、少年非行が昭和五十五年以来四年連続戦後最悪の記録を更新してゐる大きな要因の一つとなつてゐると考えられます。

この法律案は、このような少年非行の増大と風俗環境の変化という実情にかんがみ、題名の変更及び目的規定の新設、風俗営業に関する規定の整備、風俗関連営業に関する規定の整備、深夜における飲食店営業の規制等に関する規定の整備等を行うことをその内容とするものであります。

次に、この法律案の内容についてその概要を御説明申し上げます。

第一は、題名の変更及び目的規定の新設であります。

これは、法律の題名を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に改め、この法律の目的を「風俗営業及び風俗関連営業等に関する、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止のための措置を講ずるとともに、風俗営業の業務の適正化を促進する等の措置を講ずること」と明定したところであります。

第二は、風俗営業に関する規定の整備であります。

その一は、許可対象の整備であります。これは、ゲーム機賭博や不良少年のたまり場となる等のおそれがあるところからゲームセンター等を新たに許可対象営業とするものであります。

その二は、許可手続等の整備であります。これは、従来都道府県の条例に委任されてゐた許可の基準を整備し、特に、新たに欠格事由として、暴力団員、覚せい剤中毒者等を加えることとするほか、許可手続の簡素化、相統の承認等の規定の整備を行うことをその内容としております。

その三は、風俗営業者の遵守事項及び禁止行為の整備であります。これは、現在条例に委任されてゐるため、各都道府県によつてまちまちであり、また、実情にない点も生じてゐた遵守事項について整理し、法律に規定したものであります。

その四は、遊技機の認定、検定等に関する規定の新設であります。これは、公安委員会は、営業所に設置する遊技機について、著しく射幸心をそそるおそれがない旨の認定をすることができ、また、遊技機を製造し、または輸入する者は、遊技機の型式について、技術上の規格に適合してゐるか否かについての検定を受けることができることとする等をその内容としております。

その五は、営業所の管理者についての規定の整備であります。

これは、風俗営業の営業所ごとに管理者を置くこととし、管理者は、風俗営業者またはその使用人等に対して、これらの者が法令の規定を遵守してその業務を実施するように、助言、指導等を行うものであります。

その六は、指示及び行政処分に関する規定の整備であります。現在、遵守事項の違反には法律及び条例の規定により直接罰則が科せられておりますが、この制度を大幅に整理し、原則として、遵守事項違反については、指示及び行政処分をもって対処することとしたしました。

第三は、風俗関連営業に関する規定の整備であります。

その一は、個室付浴場業、モーター営業のほか、いわゆるストリップ劇場、のぞき劇場、ラブホテル、アダルトショップ等に関する定義規定を整備することでありまして。

その二は、風俗関連営業者は、営業所ごとに特定の事項を都道府県公安委員会に届け出なければならないこととするものであります。

その三は、風俗関連営業に関する規制事項の整備であります。これは、風俗関連営業については、学校、官公庁その他特定の施設の周辺または条例で定める地域においては営業を禁止することとするほか、十八歳未満の者を営業所に立ち入らせなければならないこととする等年少者をこれらの営業から隔離することをその内容としております。

その四は、風俗関連営業に対する指示及び行政処分の規定の整備であります。これは、都道府県公安委員会は、風俗関連営業者が、この法律に違反する行為等を行った場合には、必要な指示をすることができるとし、また、指示に違反した場合及び一定の犯罪を犯した場合には、八ヶ月以下の営業停止処分等を科することができることと

るか否かについての検定を受けることができることとする等をその内容としております。

その五は、営業所の管理者についての規定の整備であります。

これは、風俗営業の営業所ごとに管理者を置くこととし、管理者は、風俗営業者またはその使用人等に対して、これらの者が法令の規定を遵守してその業務を実施するように、助言、指導等を行うものであります。

その六は、指示及び行政処分に関する規定の整備であります。現在、遵守事項の違反には法律及び条例の規定により直接罰則が科せられておりますが、この制度を大幅に整理し、原則として、遵守事項違反については、指示及び行政処分をもって対処することとしたしました。

第三は、風俗関連営業に関する規定の整備であります。

その一は、個室付浴場業、モーター営業のほか、いわゆるストリップ劇場、のぞき劇場、ラブホテル、アダルトショップ等に関する定義規定を整備することでありまして。

その二は、風俗関連営業者は、営業所ごとに特定の事項を都道府県公安委員会に届け出なければならないこととするものであります。

その三は、風俗関連営業に関する規制事項の整備であります。これは、風俗関連営業については、学校、官公庁その他特定の施設の周辺または条例で定める地域においては営業を禁止することとするほか、十八歳未満の者を営業所に立ち入らせなければならないこととする等年少者をこれらの営業から隔離することをその内容としております。

その四は、風俗関連営業に対する指示及び行政処分の規定の整備であります。これは、都道府県公安委員会は、風俗関連営業者が、この法律に違反する行為等を行った場合には、必要な指示をすることができるとし、また、指示に違反した場合及び一定の犯罪を犯した場合には、八ヶ月以下の営業停止処分等を科することができることと

するとともに、営業停止処分をした場合には、これを公示するために、当該処分に係る営業所に一定の標章を張りつけることとする内容をその内容としております。

第四は、深夜における飲食店営業の規制等に関する規定の整備であります。

その一は、深夜飲食店営業者の遵守事項及び禁止行為についての規定の整備であります。これは、従来条例に委任されていた遵守事項を整備するとともに、午後十時以降、常態として通常主食と認められる食事を提供する営業を除き、原則として年少者を客として立ち入らせ、または客に接する業務に従事させてはならないこととする等必要最小限の規制を法律により規定すること等をその内容としております。

その二は、バー、酒場等の酒類提供飲食店営業を深夜において営もうとする者は、特定の事項を都道府県公安委員会に届け出なければならないこととするのであります。

その三は、深夜飲食店営業者等に係る指示及び行政処分についての規定の整備であります。

第五は、少年指導委員及び風俗環境浄化協会に関する規定の新設であります。

その一は、少年指導委員に関する規定の新設であります。これは、少年の輔導等の活動に民間ボランティアの活力を導入し、これを促進するために設けたものであります。

その二は、風俗環境浄化協会に関する規定の新設であります。これは、公安委員会が善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された法人を風俗環境浄化協会として指定し、そこに、風俗環境に関する苦情の処理や法律違反防止のための啓発活動、講習、調査の委託を行うなどとして、広く民間における浄化活動を促進するための制度として規定するものであります。

以上の措置に伴い、警察職員の立ち入りに関する規定の整備、聴聞の規定の整備、手数料に関する規定の整備、罰則の整備等所要の規定の整備を

行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から六か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の際に現に風俗営業者である者は、改正後の規定による許可を受けて風俗営業を営んでいる者とみなすこととする等所要の経過措置を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及びその概要であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御賛同賜らんことをお願いいたします。

○委員長（大河原太一郎君）次に、本案の衆議院における修正部分について、衆議院地方行政委員長代理小澤潔君から説明を聴取いたします。衆議院議員小澤潔君。

○衆議院議員（小澤潔君）ただいま議題となりました風俗営業等取締法の一部を改正する法律案につきまして、衆議院における修正の理由とその内容について御説明申し上げます。

その一は、ゲームセンター等への十八歳未満の者の立入禁止の時間についてであります。

政府原案におきましては、風俗営業の許可対象となりますゲームセンター等に十八歳未満の者は午後十時以降は立ち入らせなければならないこととしておりましたが、少年の健全な育成を図る見地から、本修正案では、十八歳以下の条例で定める年齢に満たない者について、条例で午後十時前の時を定めたときは、その者については、その定めた時以降は立ち入らせなければならないこととしております。

その二は、風俗営業者等に対する管理者の助言及び指導の遵守義務及び管理者の解任についてであります。

政府原案におきましては、風俗営業者等は管理者の助言を尊重し、または指導に従わなければならないこととしておりましたが、管理者の助言または指導の遵守義務を明確にするため、本修正案では、風俗営業者またはその代理人は、管理者の助言を尊重し、その使用人その他の従業者は、管理者の指導に従わなければならないこととして

おります。

また、政府原案におきましては、公安委員会は、風俗営業者に対し、管理者の解任を命ずることができるとしておりましたが、営業の自主性を尊重して、本修正案では、公安委員会の命令を勧告とすることとしたしております。

その三は、警察職員の立入検査等についてであります。

政府原案におきましては、公安委員会は、警察職員に風俗営業者等の営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、または関係者に質問させることができることとしておりましたが、現行法の立入権に比べてその範囲が拡大するのではないかと懸念があるため、本修正案では、この部分を削除し、これにかえて現行法の規定に即して整備することとしたしております。

このほか、これらの措置に伴い、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が衆議院における修正の概要であります。

○委員長（大河原太一郎君）本案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

六月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、風俗営業等取締法改正案に関する請願（第六四九七号）

第六四九七号 昭和五十九年六月二十一日受理

風俗営業等取締法改正案に関する請願

請願者 長野県飯田市上飯田六一八ノ二 伊藤くみ 外二百十四名

紹介議員 小山一平君

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案は、近年増加の少年非行や性犯罪を防止することが第一義であるにもかかわらず、接待の定義の新設や深夜における飲食店・酒類提供飲食店に関する規制強化により、本来の目的とはなんの関係もないス

ナック・大衆酒場・喫茶店・飲食店等に対する警察の営業介入を増大するものとなっている。ついで、庶民のささやかな憩いの場所が警察の日常的監視下におかれ、なが年にわたる消費不況と重税・金融難に苦しむ中小料理飲食業者の営業権を侵すことのないよう、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案から、あいまいな接待に関する定義（第二条）と、中小料理飲食店の営業権を侵害するおそれのある深夜飲食店等に関する規制（第三十三条・第三十四条）、及び警察の不当介入を招くおそれのある従業者名簿（第三十六条）と立入検査（第三十七条）から深夜飲食店等に関する部分の規定をすべて削除されたい。

七月六日本委員会に左の案件が付託された。

一、風俗営業等取締法改正案に関する請願（第六五八四号）

第六五八四号 昭和五十九年六月二十二日受理

風俗営業等取締法改正案に関する請願

請願者 長野県飯田市中央通二ノ八ノ二 福島ケイ子 外百五十名

紹介議員 小山一平君

この請願の趣旨は、第六四九七号と同じである。

七月十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

（小字及び一は衆議院修正）

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 風俗営業の許可等(第三条―第十一條)

第三章 風俗営業者の遵守事項等(第十二條―第二十六條)

第四章 風俗関連営業等の規制

第一節 風俗関連営業の規制(第二十七條―第三十一條)

第二節 深夜における飲食店営業の規制等(第三十二條―第三十四條)

第三節 興行場営業の規制(第三十五條―第三十七條)

第六章 雑則(第三十八條―第四十八條)

第七章 罰則(第四十九條―第五十一條)

第一章 総則

第八條中「前条」の下に「(第二項を除く。)」を加え、「外」を「ほか」に改め、同条を第五十條とし、同条の次に次の一条を加える。

第五十一條 第七條第六項又は第十條第三項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

第七條の前の見出しを削り、同条第一項中「第二條第一項の規定に違反し、又は第四條、第四條の二第二項、第四條の四第四項、第四條の五若しくは第四條の六第三項の規定による公安委員会の処分」に違反した者は、これを「次の各号のいずれかに該当する者は、」に、「三万円」を「五十万円」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第三條第一項の規定に違反して同項の許可を受けずに風俗営業を営んだ者

二 偽りその他不正の手段により第三條第一項の許可又は第七條第一項の承認を受けた者

三 第十一條の規定に違反した者

四 第二十六條、第三十條、第三十四條第二項又は第三十五條の規定による公安委員会の処分」に違反した者

第七條第四項を削り、同条第三項中「第四條の三第一項第一号又は第二項第一号の規定に違反し

た」を「第二十二條第二号若しくは第三号(第三十二條第三項において準用する場合を含む。又は第二十八條第五項第二号に掲げる行為をした)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第三條若しくは第四條の二第一項の規定に基づく都道府県の条例に違反し、又は第四條の三の規定に違反した者又は第四條の四第一項の規定に違反し、若しくは同条第二項の規定に基づく都道府県の条例に違反した者は、これを六箇月」を「次の各号のいずれかに該当する者は、六月」に、「二万円」を「三十万円」に改め、同項に次の各号を加え、同項を同条第三項とする。

一 第九條第一項(第二十二條第十項において準用する場合を含む。以下この号及び次号において同じ。)の規定に違反して第九條第一項の承認を受けずに営業所の構造又は設備(第四條第三項に規定する遊技機を含む。)の変更をした者

二 偽りその他不正の手段により第九條第一項の承認を受けた者

三 第二十二條(第三十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

四 第二十三條第一項第一号又は第二号の規定に違反した者

五 第二十三條第二項の規定に違反した者

六 第二十八條第一項の規定に違反した者

七 第二十八條第二項又は第三十三條第四項の規定に基づく都道府県の条例の規定に違反した者

八 第二十八條第五項の規定に違反した者

第七條第一項の次に次の一項を加える。

2 第二十二條第六項又は第三十九條第五項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七條に次の二項を加え、同条を第四十九條とする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項の許可申請書又は添付書類に

虚偽の記載をして提出した者

二 第二十三條第一項第三号又は第四号(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第二十四條第一項の規定に違反した者

四 第二十七條第一項の規定に違反して届出書を提出せず、若しくは第三十三條第一項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは同条第一項の届出書に係る添付書類を提出せず、又は第二十七條第一項若しくは第三十三條第一項の届出書若しくは同項の届出書に係る同条第三項の添付書類に虚偽の記載をして提出した者

五 第三十六條の規定に違反して従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

6 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第六條の規定に違反した者

二 第七條第五項の規定に違反した者

三 第九條第三項(第二十二條第十項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)第二項若しくは第三項の規定に違反して届出書若しくは添付書類(前項第四号に規定するものを除く。以下この号において同じ。)を提出せず、又は第九條第三項、第二十七條第二項若しくは第三十三條第二項若しくは第三十三條第三項若しくは第三項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

四 第十條第一項の規定に違反した者

五 第三十一條第四項の規定に違反した者

六 第三十七條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六條の二の見出しを「(方面公安委員会への権限の委任)」に改め、同条中「この法律」の下に「又はこの法律に基づく命令」を加え、「行わせる」を「委任する」に改め、同条を第四十六條とし、同条の次に次の二条及び章名を加える。

(経過措置)

第四十七條 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(国家公安委員会規則への委任)

第四十八條 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第七章 罰則

第六條を削る。

第五條の二中「第四條第二項若しくは第三項又は第四條の二第二項」を「第二十六條第二項若しくは第三十四條第二項」に、「の停止」を「に係る営業の全部若しくは一部の停止」に、「第四條の四第四項」を「第三十條第三項」に、「浴場業の営業」を「浴場業、興行場営業若しくは旅館業」に、「又は第四條の五」を「又は第三十五條」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第四十二條とし、同条の次に次の三條を加える。

(手数料)

第四十三條 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手料を、条例で定めるところにより都道府県に納めなければならない。

一 第三條第一項の許可を受けようとする者

二 第三條第三項の許可の更新を受けようとする者

三 第五條第四項の許可証の再交付を受けようとする者

四 第七條第一項の承認を受けようとする者

五 第九條第一項の承認を受けようとする者

六 第九条第四項の許可証の書換えを受けようとする者

七 第二十条第十項において準用する第九条第八項の承認を受けようとする者

八 第二十四条第六項の講習を受けようとする者

(風俗営業者の団体)

第四十四条 風俗営業者が風俗営業の業務の適正化と風俗営業の健全化を図ることを目的として組織する団体は、その成立の日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、国家公安委員会又は公安委員会に、名称、事務所の所在地その他の総理府令で定める事項を届け出なければならぬ。

(警察庁長官への権限の委任)

第四十五条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定により国家公安委員会の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、警察庁長官に委任することができる。

第五条第一項中「公安委員会が、第四条の規定により、営業の許可を取り消し、若しくは営業の停止を命じ、第四条の五の規定により、営業の停止を命じ、又は前条第三項の規定により、営業の廃止を命じようとするときは、当該営業を営む者又はその代理人の出頭を求めて」を「公安委員会は、第八条、第二十四条第五項、第二十六条、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条又は第三十九条第四項の規定による処分を行うおとするときは」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、公安委員会は、当該処分に係る者に対し、処分をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を期日の一週間前までに通知し、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならぬ。

第五条第二項を次のように改める。

2 聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人は、当該事案について意見を述べ、か

つ、有利な証拠を提出することができる。
第五条に次の三項を加え、同条を第四十一条とする。

3 公安委員会は、第四条第一項第一号若しくは第二号に該当すると認めたる者又は当該公安委員会があらかじめ指定する医師の診断に基づき同項第四号に該当すると認めたる者については、第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで第八条又は第二十四条第五項の規定による処分を行うことができる。

4 公安委員会は、当該処分に係る者が正当な理由がなく出頭しないとき、又は当該処分に係る者の所在が不明であるため第一項の通知をすることができず、かつ、同項の規定による公示をした日から三十日を経過してもその者の所在が判明しないときは、同項の規定にかかわらず、聴聞を行わないで同項前段に規定する処分を行うことができる。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、前条第三項において準用する第三十九条第四項の規定による国家公安委員会の処分について準用する。

第四条の六を削る。

第四条の五の見出し中「停止」を「規制」に改め、同条中「興行場法（昭和二十三年法律百三十七号）第一条第二項に規定するものをいう。以下同じ」を「第二条第四項第二号の営業を除く。第三十条第二項において同じ」に、「代理人、使用人その他の従業者」を「代理人等」に、「こえない」を「超えない」に、「停止」を「全部又は一部の停止」に改め、同条を第三十五条とし、同条の次に次の一章、章名及び三条を加える。

第五章 監督

(従業者名簿)

第三十六条 風俗営業者、風俗関連営業を営む者及び深夜において飲食店営業を営む者（次条第一項において「風俗営業者等」という。）は、国家公安委員会規則で定めるところにより、営業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該営業に係る業務に従事する者の住所及び氏名その他総

理府令で定める事項を記載しなければならない。い。

(報告及び立入り
立入検査等)

第三十七条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業者等に対し、その業務に関する報告若しくは資料の提出を求め、又は警察職員にその営業所（深夜において飲食店営業を営む者に係る営業所にあつては、深夜における当該営業所に限るものとし、個室その他これに類する施設（以下この項において「個室等」という。）を設ける営業所にあつては、客が在室する個室等を除く。）に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、風俗営業又は風俗関連営業の営業所（個室その他これに類する施設（以下この項において「個室等」という。）を設ける営業所にあつては、客が在室する個室等を除く。）に立ち入ることができる。深夜においては、設備を設けて客に飲食をさせる営業の営業所についても、同様とする。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

13 4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(少年指導委員)

第三十八条 公安委員会は、次に掲げる要件を満たしている者のうちから、少年指導委員を委嘱することができる。

一 人格及び行動について、社会的信望を有すること。

二 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。

三 生活が安定していること。

四 健康で活動力を有すること。

2 少年指導委員は、風俗営業及び風俗関連営業

等（風俗関連営業、飲食店営業及び興行場営業をいう。）に関し、少年を補導し、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止し、その他少年の健全な育成に資するための活動で、国家公安委員会規則で定めるものを行う。

3 少年指導委員は、職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 少年指導委員は、名誉職とする。

5 公安委員会は、少年指導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

一 第一項各号のいずれかの要件を欠くに至つたとき。

二 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠つたとき。

三 少年指導委員たるにふさわしくない非行のあつたとき。

6 前各項に定めるもののほか、少年指導委員に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(都道府県風俗環境浄化協会)

第三十九条 公安委員会は、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県風俗環境浄化協会（以下「都道府県協会」という。）として指定することができる。

2 都道府県協会は、当該都道府県の区域内において、次に掲げる事業を行うものとする。

一 風俗環境に関する苦情を処理すること。

二 この法律に違反する行為を防止するための啓発活動を行うこと。

三 少年指導委員の活動を助けること。

四 公安委員会の委託を受けて第二十四条第六項の講習を行うこと。

五 公安委員会の委託を受けて第三条第一項の許可の申請に係る営業所に關し、第四条第二

項第一号又は第二号に該当する事由の有無について調査すること。

六 公安委員会の委託を受けて第九条第一項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四号第二項第一号の技術上の基準に適合しているか否かについて調査すること。

七 前各号の事業に附帯する事業

三 公安委員会は、都道府県協会の財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、都道府県協会に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

四 公安委員会は、都道府県協会が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

五 都道府県協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、第二項第五号又は第六号の規定による調査の業務（次項において「調査業務」という。）に関して知り得た秘密を漏らし得ない。

六 調査業務に従事する都道府県協会の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

七 都道府県協会の指定の手續その他都道府県協会に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

（全国風俗環境浄化協会）

第四十条 国家公安委員会は、都道府県協会の健全な発達を図るとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国風俗環境浄化協会（以下「全国協会」という。）として指定することができる。

二 全国協会は、次に掲げる事業を行うものとする。

一 風俗環境に関する苦情の処理に係る業務を

担当する者その他都道府県協会の業務を行う者に対する研修を行うこと。

二 この法律に違反する行為を防止するための二以上の都道府県の区域における啓発活動を行うこと。

三 少年の健全な育成に及ぼす風俗環境の影響に関する調査研究を行うこと。

四 都道府県協会の事業について、連絡調整を図ること。

五 前各号の事業に附帯する事業

三 前条第三項、第四項及び第七項の規定は、全国協会について準用する。この場合において、同条第三項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、同条第四項中「公安委員会」とあるのは「国家公安委員会」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替へるものとする。

第四条の四の見出しを「（風俗関連営業の禁止区域等）」に改め、同条第一項中「浴場（公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。以下同じ。）の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業（以下「個室付浴場業」という。）を「風俗関連営業」に改め、「（昭和二十二年法律第百六十四号）を削り、「を害する」を「若しくは清浄な風俗環境を害する行為若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす」に、「営むことができない」を「営んではならない」に改め、同条第二項中「を害する」を「若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす」に、「個室付浴場業」を「風俗関連営業」に改め、同条第三項中「公衆浴場法第二條第一項の許可を受けて個室付浴場業」を「前条第一項の届出書を出して風俗関連営業」に、「当該浴場業に係る営業」を「当該風俗関連営業」に改め、同条第四項を次のように改める。

四 都道府県は、善良の風俗を害する行為を防止するため必要があるときは、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、風俗関連営業（第二条第四項第三号の営業その他国家公安

委員会規則で定める風俗関連営業を除く。）の深夜（午前零時から日出時までの時間をいう。以下同じ。）における営業時間を制限することができる。

第四條の四に次の二項を加える。

五 風俗関連営業を営む者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 当該営業に関し客引きをすること。

二 営業所で十八歳未満の者を客に接する業務に従事させること。

三 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入らせること。

四 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこを提供すること。

第六條及び第十八條の規定は、風俗関連営業を営む者について準用する。この場合において、第十六條中「営業所周辺における清浄な」とあるのは、「清浄な」と読み替へるものとする。

第四條の四を第二十八條とし、同條の次に次の三條、一節及び節名を加える。

（指示）

第二十九條 公安委員会は、風俗関連営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定（前条第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定を除く。）に違反したときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

（営業の停止等）

第三十條 公安委員会は、風俗関連営業を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、この法律に規定する罪（第四十九條第三項第六号及び第七号の罪を除く）、刑法第百七十四條、第百七十五條若しくは第百八十二條の罪若しくはは完済防止法第二章に規定する罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し、若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政

令で定めるものをしたとき、又は風俗関連営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む風俗関連営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗関連営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

二 公安委員会は、前項の場合において、当該風俗関連営業を営む者が第二十八條第一項の規定又は同条第二項の規定に基づく条例の規定により風俗関連営業を営んでいないこととされる区域又は地域において風俗関連営業を営む者であるときは、その者に対し、前項の規定による停止の命令に代えて、当該施設を用いて営む風俗関連営業の廃止を命ずることができる。

三 公安委員会は、前二項の規定により風俗関連営業（第二条第四項第四号及び第五号の営業を除く。以下この項において同じ。）の停止又は廃止を命ずるときは、当該風俗関連営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む浴場業（公衆浴場法第二條第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）、興行場業（興行場法第二條第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）、又は旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三條第一項の許可を受けて営む営業をいう。以下同じ。）について、八月（第一項の規定により風俗関連営業の停止を命ずるときは、その停止の期間）を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（標章のはり付け）

第三十一條 公安委員会は、前条第一項の規定により風俗関連営業の停止を命じたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該命令に係る施設の出入口の見やすい場所に、総理府令で定める様式の標章をはり付けるものとする。

二 前条第一項の規定による命令を受けた者は、次の各号に掲げる事由のいずれかがあるとき

一 風俗環境に関する苦情の処理に係る業務を

- 一 營業所の構造及び設備を、國家公安委員會規則で定める技術上の基準に適合するように維持すること。
- 二 深夜において客に遊興をさせないこと。

第十四条及び第十五条の規定は、深夜において飲食店營業を営む者について準用する。この

前項の届出書を提出した者は、当該営業を廢止したとき、又は同項各号（同項第二号に掲げる事項にあつては、營業所の名称に限る。）に掲げる事項に変更（総理府令で定める輕微な変更を除く。）があつたときは、公安委員會に、廃止

おそれがあると認めるとき、又は飲食店営業者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該飲食店営業者に対し、当該施設を用いて営む飲食店営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずる。

第四章 風俗関連営業等の規制
第一節 風俗関連営業の規制
(営業等の届出)
第二十七条 風俗関連営業を営もうとする者は、風俗関連営業の種別(第二条第四項各号に規定

する風俗関連営業の種別をいう。以下同じ。に
応じて、営業所ごとに、公安委員会に、次の事
項を記載した届出書を提出しなければならない
い。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつて
は、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 風俗関連営業の種別

四 前三号に掲げるもののほか、総理府令で定
める事項

2 前項の届出書を提出した者は、当該風俗関連
営業を廃止したとき、又は同項各号（第三号を
除く。）に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項
にあつては、営業所の名称に限る。）に変更があ
つたときは、公安委員会に、廃止又は変更に係
る事項その他の総理府令で定める事項を記載し
た届出書を提出しなければならない。

第三号の見出しを「（条例への委任）」に改め、同
条中「都道府県」を「第十二条から第十九条まで及
び前条第一項に定めるもののほか、都道府県に、
「風俗営業を営もうとする者の資格並びに風俗営
業における営業の場所、営業時間、営業を営む者
の行為及び営業所の構造設備」を「風俗営業者の行
為」に、「を害する行為を防止するために」を「若し
くは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育
成に障害を及ぼす行為を防止するため」に改め、
同条を第二十一条とし、同条の次に次の四条を加
える。

（禁止行為）

第二十二條 風俗営業を営む者は、次に掲げる行
為をしてはならない。

一 当該営業に関し客引きをすること。

二 営業所で、十八歳未満の者に客の接待をさ
せ、又は客の相手となつてダンスをさせるこ
と。

三 営業所で午後十時から翌日の日出時までの
時間において十八歳未満の者を客に接する業
務に従事すること。

四 十八歳未満の者を営業所に客として立ち入

らせること（ダンス教授所等にあつては、午
後十時から翌日の日出時までの時間におい
し、都道府県の条例で、十八歳以下の年齢に満
たない者として立ち入らせること。）、
たない者につき、午後十時限の時間を定めたときは、その者に
ついてはその時。

五 営業所で二十歳未満の者に酒類又はたばこ
を提供すること。

（遊技場営業者の禁止行為）

第二十三條 第二項第一項第七号の営業（ぱちん
こ屋その他政令で定めるものに限る。）を営む者
は、前条の規定によるほか、その営業に関し、
次に掲げる行為をしてはならない。

一 現金又は有価証券を賞品として提供するこ
と。

二 客に提供した賞品を買い取ること。

三 遊技の用に供する玉、メダルその他これら
に類する物（次号において「遊技球等」とい
う。）を客に営業所外に持ち出させること。

四 遊技球等を客のために保管したことを表示
する書面を客に発行すること。

2 第二項第一項第七号のまじやん屋又は同項
第八号の営業を営む者は、前条の規定によるほ
か、その営業に関し、遊技の結果に応じて賞品
を提供してはならない。

3 第一項第三号及び第四号の規定は、第二項第
一項第八号の営業を営む者について準用する。

（営業所の管理者）
第二十四條 風俗営業者は、営業所ごとに、当該
営業所における業務の実施を統括管理する者の
うちから、第三項に規定する業務を行う者とし
て、管理者一人を選任しなければならない。た
だし、管理者として選任した者が欠けるに至つ
たときは、その日から十四日間は、管理者を選
任しておかなくてもよい。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、管理者
となることができない。

一 未成年者

二 第四条第一項第一号から第七号までのい
れかに該当する者

3 管理者は、当該営業所における業務の実施に
関し、風俗営業者又はその代理人、使用人その
他の従業者（以下「代理人等」という。）に対し、
これらの者が法令の規定を遵守してその業務を
実施するため必要な助言又は指導を行い、その
他当該営業所における業務の適正な実施を確保
するため必要な業務で国家公安委員会規則で定
めるものを行うものとする。

4 風俗営業者又はその代理人等は、管理者が前
項に規定する業務として行う助言を尊重し、
また、風俗営業者の使用人その他の従業者は、
管理者がその業務として行う指導に従わなければなら
ない。

5 公安委員会は、管理者が第二項第二号に該当
すると認めるとき、又はその者がその職務に関
し法令若しくはこの法律に基づく条例の規定に
違反した場合において、その情状により管理者
として不適当であると認めるときは、風俗営業
者に対し、当該管理者の解任を命ずることがで
きる。

6 公安委員会は、第三項に規定する管理者の業
務を適正に実施させるため必要があると認める
ときは、国家公安委員会規則で定めるところに
より、管理者に対する講習を行うことができる。

7 風俗営業者は、公安委員会からその選任に係
る管理者について前項の講習を行う旨の通知を
受けたときは、当該管理者に講習を受けさせな
ければならない。

（指示）
第二十五條 公安委員会は、風俗営業者又はその
代理人等が、当該営業に関し、法令又はこの法
律に基づく条例の規定に違反した場合において、
善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、
又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれ
があると認めるときは、当該風俗営業者に対し、
善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行
為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を
防止するため必要な指示をすることができる。

第二條の二を削る。

第二條第一項中「前条の営業を「風俗営業」に、
「当該都道府県が条例で定めるところにより、」を
「風俗営業の種別（前条第一項各号に規定する風俗
営業の種別をいう。以下同じ。）に」に改め、営業
所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する」に改
め、同条第二項を次のように改める。

2 公安委員会は、善良の風俗若しくは清浄な風
俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障
害を及ぼす行為を防止するため必要があると認
めるときは、その必要の限度において、前項の
許可に条件を付し、及びこれを変更することが
できる。

第二條第三項中「前条第七号」を「前条第一項第
七号」に改め、同条を第三條とし、同条の次に次
の八條、章名及び九條を加える。

（許可の基準）

第四條 公安委員会は、前条第一項の許可を受け
ようとする者が次の各号のいずれかに該当する
ときは、許可をしてはならない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で
復権を得ないもの

二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せら
れ、又は第四十九條第一項に規定する罪、刑
法（明治四十年法律第四十五号）第百七十四
條、第百七十五條、第百八十二條、第百八十
五條若しくは第百八十六條の罪、売春防止法
（昭和三十一年法律第百十八号）第二章に規定
する罪若しくは職業安定法（昭和二十二年法
律第百四十一号）第六十三條第二号の罪を犯
し、若しくは労働基準法（昭和二十二年法律
第四十九号）第六十三條第二号若しくは児童
福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三
十四條第一項第五号、第六号若しくは第九号
の規定に違反して一年未満の懲役若しくは罰
金の刑に処せられ、その執行を終り、又は
執行を受けることがなくなつた日から起算し
て五年を経過しない者

三 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為そ
の他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員

会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

四 精神病者又はアルコール、麻薬、大麻、あへん若しくは覚せい剤の中毒者

五 第二十六条第一項の規定により風俗営業の許可を取り消され、当該取消の日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消に係る期間の期日及び場所が公示された日以前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であつた者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）

六 第二十六条第一項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る期間の期日及び場所が公示された日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十條第一項第一号の規定による許可証の返納をした者（風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）で当該返納の日から起算して五年を経過しないもの

七 前号に規定する期間内に合併により消滅した法人又は第十條第一項第一号の規定による許可証の返納をした法人（合併又は風俗営業の廃止について相当な理由がある者を除く。）の前号の公示の日以前六十日以内に役員であつた者で当該消滅又は返納の日から起算して五年を経過しないもの

八 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者。ただし、その者が風俗営業者の相続人であつて、その法定代理人が前各号のいずれにも該当しない場合を除くものとする。

九 法人でその役員のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者があるもの

2 公安委員会は、前条第一項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

一 営業所の構造又は設備（次項に規定する遊技機を除く。第九條、第十二條及び第三十九條第二項第六号において同じ。）が風俗営業の種別に応じて国家公安委員会規則で定める技術上の基準に適合しないとき。

二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

三 営業所に第二十四條第一項の管理者を選任すると認められないことについて相当な理由があるとき。

3 第二條第一項第七号の営業（ばちんこ屋その他政令で定めるものに限る。）については、公安委員会は、当該営業に係る営業所に設置される遊技機が著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして国家公安委員会規則で定める基準に該当するものであるときは、当該営業を許可しないことができる。

（許可の手續及び許可証）

第五條 第三條第一項の許可を受けようとする者は、公安委員会に、次の事項を記載した許可申請書を提出しなければならない。この場合において、当該許可申請書には、営業の方法を記載した書類その他の総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 営業所の名称及び所在地

三 風俗営業の種別

四 営業所の構造及び設備の概要

五 第二十四條第一項の管理者の氏名及び住所

六 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

七 公安委員会は、第三條第一項の許可をしたときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

3 公安委員会は、第三條第一項の許可をしないときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、申請者にその旨を通知しなければならない。

4 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を公安委員会に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可証の揭示義務）

第六條 風俗営業者は、許可証を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（相続）

第七條 風俗営業者が死亡した場合において、相続人（相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該風俗営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。以下同じ。）が被相続人の営んでいた風俗営業を引き継ぎ営もうとするときは、その相続人は、国家公安委員会規則で定めるところにより、被相続人の死亡後六十日以内に公安委員会に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日まで、被相続人に対してした風俗営業の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第四條第一項の規定は、第一項の承認の申請をした相続人について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る風俗営業者の地位を承継する。

5 第一項の承認の申請をした相続人は、その承認を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に提出して、その書換えを受けなければならない。

6 前項に規定する者は、第一項の承認をしない旨の通知を受けたときは、遅滞なく、被相続人が交付を受けた許可証を公安委員会に返納しなければならない。

（許可の取消し）

第八條 公安委員会は、第三條第一項の許可を受けた者（前条第一項の承認を受けた者を含む。第十一條において同じ。）について、次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その許可を取り消すことができる。

一 偽りその他の不正の手段により当該許可又は承認を受けたこと。

二 第四條第一項各号に掲げる者のいずれかに該当していること。

三 当該許可を受けてから六月以内に営業を開始せず、又は引き続き六月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないこと。

四 三月以上所在不明であること。

（構造及び設備の変更等）

第九條 風俗営業者は、増築、改築その他の行為による営業所の構造又は設備の変更（総理府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ公安委員会の承認を受けなければならない。

2 公安委員会は、前項の承認の申請に係る営業所の構造及び設備が第四條第二項第一号の技術上の基準及び第三條第二項の規定により公安委員会が付した条件に適合していると認めるときは、前項の承認をしなければならない。

3 風俗営業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、公安委員会に、総理府令で定める事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、総理府令で定める書類を添付しなければならない。

一 第五條第一項各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる事項（同項第二号に掲げる事項にあつては、営業所の名称に限る。）に変更があつたとき。

二 営業所の構造又は設備につき第一項の軽微な変更をしたとき。

4 前項第一号の規定により届出書を提出する場合において、当該届出書に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、その書換えを受け

なければならぬ。

(許可証の返納等)

第十條 許可証の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、遅滞なく、許可証(第四号の場合にあつては、発見し、又は回復した許可証)を公安委員会に返納しなければならない。

一 風俗営業を廃止したとき。

二 許可が取り消されたとき。

三 許可の有効期間の経過により、許可が効力を失つたとき。

四 許可証の再交付を受けた場合において、亡失した許可証を発見し、又は回復したとき。

2 前項第一号の規定による許可証の返納があつたときは、許可は、その効力を失う。

3 許可証の交付を受けた者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたとき(第一号に掲げる場合にあつては、相続人が第七條第一項の承認の申請をしなかつたときに限る。)、は、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、許可証を公安委員会に返納しなければならない。

一 死亡した場合 同居の親族又は法定代理人
二 法人が合併により消滅した場合 合併後存続し、又は合併により設立された法人の代表者

(名義貸しの禁止)

第十一條 第三條第一項の許可を受けた者は、自己の名義をもつて、他人に風俗営業を営ませてはならない。

第三章 風俗営業者の遵守事項等

(構造及び設備の維持)

第十二條 風俗営業者は、営業所の構造及び設備を、第四條第二項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

(営業時間の制限)

第十三條 風俗営業者は、午前零時(都道府県が習俗的行事その他の特別な事情のある日として条例で定める日にあつては、午前零時以後においてその定める時)から日出時までの時間にお

いては、その営業を営んではならない。

2 都道府県は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、前項の規定によるほか、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、地域を定めて、風俗営業の営業時間を制限することができる。

(照度の規制)

第十四條 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより計つた営業所の照度を、風俗営業の種類に応じ、国家公安委員会規則で定める数値以下としてその営業を営んではならない。

(騒音及び振動の規制)

第十五條 風俗営業者は、営業所周辺において、政令で定めるところにより、都道府県の条例で定める数値以上の騒音又は振動(人声その他その営業活動に伴う騒音又は振動に限る。)が生じないように、その営業を営まなければならない。

(広告及び宣伝の規制)

第十六條 風俗営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない。

(料金の表示)

第十七條 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その営業に係る料金で国家公安委員会規則で定める種類のものを、営業所において客に見やすいように表示しなければならない。

(年少者の立入禁止の表示)

第十八條 風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、十八歳未満の者がその営業所に立ち入つてはならない旨(第二條第一項第四号の営業(専ら客にダンスを教授するための営業に限る。))に係る営業所で少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合するもの及び同項第八号の営業に係る営業所(第二十二條第四号において「ダンス教授所等」という。)にあ

つては、午後十時以後の時間において立ち入つてはならない旨(〇同項の規定に基づき都道府県の条例で定める年齢に達しない者につき、午後十時前の時を定めたときは、その者についてはその時以後の時間において立ち入つてはならない旨)

(遊技料金等の規制)

第十九條 第二條第一項第七号の営業を営む風俗営業者は、国家公安委員会規則で定める遊技料金、賞品の提供方法及び賞品の価格の最高限度(まあじやん屋を営む風俗営業者にあつては、遊技料金)に關する基準に従い、その営業を営まなければならない。

(遊技機の規制及び認定等)

第二十條 第四條第三項に規定する営業を営む風俗営業者は、その営業所に、著しく客の射幸心をそそるおそれがあるものとして同項の国家公安委員会規則で定める基準に該当する遊技機を設置してその営業を営んではならない。

2 前項の風俗営業者は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該営業所における遊技機につき同項に規定する基準に該当しない旨の公安委員会の認定を受けることができる。

3 国家公安委員会は、政令で定める種類の遊技機の型式に關し、国家公安委員会規則で、前項の公安委員会の認定につき必要な技術上の規格を定めることができる。

4 前項の規格が定められた場合においては、遊技機の製造業者(外国において本邦に輸出する遊技機を製造する者を含む。又は輸入業者は、その製造し、又は輸入する遊技機の型式が同項の規定による技術上の規格に適合しているか否かについて公安委員会の検定を受けることができる。

5 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、第二項の認定又は前項の検定に必要な試験の実施に關する事務(以下「試験事務」という。の全部又は一部を、民法明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ

確実に実施することができるものと認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者(以下「指定試験機関」という。)に行わせることができる。

6 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、試験事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に關しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 第二項の認定、第四項の検定又は第五項の試験を受けようとする者は、実費を勘案して国家公安委員会規則で定める額の手数料を、条例(第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料にあつては、国家公安委員会規則)で定めるところにより納めなければならない。

9 前項の手数料は、都道府県(第五項の指定試験機関が行う試験に係る手数料にあつては、当該指定試験機関)の収入とする。

10 第九條第一項、第二項及び第三項第二号の規定は、第一項の風俗営業者が設置する遊技機の増設、交替その他の変更について準用する。この場合において、同條第二項中「第四條第二項第一号の技術上の基準及び」とあるのは、「第四條第三項の基準に該当せず、かつ」と読み替へるものとする。

11 第四項の型式の検定、第五項の指定試験機関その他第二項の規定による認定及び前項において準用する第九條第一項の承認に關し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

第一條の見出しを「(用語の意義)」に改め、同條中「この法律で」を「この法律において」に、「の」を「のいづれか」に改め、同條第五号中「總理府令」を「国家公安委員会規則」に改め、「これにより難い特別な事情がある場合において、都道府県が条例で十ルクスに満たない照度を定めたときは、その照度」を削り、同條第六号中「見とおす」を「見通す」に改め、「これにより難い特別な事情がある場合において、都道府県が条例で五平方メートル

三 専ら異性を同伴する客の宿泊（休憩を含む。）以下この号において同じ。）の用に供する政令で定める施設（政令で定める構造又は設備を有する個室を設けるものに限る。）を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業

は、新法第三条第一項の許可又は新法第五条第三項の規定による通知がある日）までの間は、新法第三条第一項の許可を受けなくて、引き続き該營業を営むことができる。

業について新法第二十七条第一項各号に掲げる事項を記載した届出書を提出した場合においては、当該届出書に係る風俗関連営業を営んでいる者は、新法第二十八条第三項の規定の適用については、この法律の施行の際現に新法第二十

第八條 兒童福祉法の一部を次のように改正する。

第三十四條第一項第四号の三中「風俗営業等取締法昭和二十三年法律第百二十二号」第一條第一号から第六号までに掲げる」を「風俗営業等

の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項第一号から第六号までに掲げる営業及び同条第四項の風俗関連営業に該当する」に改める。

（旅館業法の一部改正）

第九条 旅館業法の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「風俗営業等取締法」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に、「第一条第一号から第六号まで」を「第二条第一項第一号から第六号まで」に改める。

（建築基準法の一部改正）

第十条 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）の一部を次のように改正する。

別表第二（一）項第七号中「風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四条の四第一項の個室付浴場業」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項第一号に該当する営業」に改める。